

いのちを支える高千穂町自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない高千穂町を目指して～



平成31年3月

宮崎県 高千穂町

はじめに

本町におきましては、「この町に生まれてよかった」、「この町に住んでよかった」と実感できる町づくりを目指して、こころとからだの健康施策に取り組んでおりますが、「いのち」をより一層大切に作る取り組みが求められています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、平成 29 年には自殺総合対策大綱が見直されました。自殺対策基本法では、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と定められています。

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺対策においては、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行う必要があります。

このことから、「～誰も自殺に追い込まれることのない高千穂町を目指して～」を基本理念とした「いのちを支える高千穂町自殺対策行動計画」を策定いたしました。

この計画では、本町における自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、役場全ての部署の横断的な支援体制の構築を図り、高千穂町全体で推進するための具体的な施策を定めております。

今後は本計画に基づいて、各関係機関や団体の皆様と連携しながら、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、誰も自殺に追い込まれることのない高千穂町を目指し、自殺対策を総合的に推進していきます。

どうか、町民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

高千穂町長 甲斐 宗之



目次

第1章	いのちを支える高千穂町自殺対策行動計画について	
1	自殺対策計画策定の背景と目的	1
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置づけ	6
4	計画の推進期間	6
5	計画の目標	7
第2章	高千穂町の自殺をめぐる現状	
1	統計データから見た高千穂町の自殺の現状	8
2	町民意識調査の結果	15
第3章	いのちを支える自殺対策における取り組み	
1	自殺対策の施策体制	37
2	基本施策	38
	(1) 地域におけるネットワークの強化	38
	(2) 自殺対策を支える人材の育成	40
	(3) 町民への啓発と周知	41
	(4) 生きることの促進要因への支援	43
3	重点施策	46
	(1) 高齢者の支援	46
	(2) 生活困窮者、無職者・失業者の支援	48
	(3) 勤務者・経営の支援	50
	(4) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	51
第4章	自殺対策の推進体制等	
1	自殺対策組織の関係図	52
第5章	資料編	
1	「自殺対策行動計画の策定に伴うこころの健康に関するアンケート調査」調査票	53
2	いのちを支える高千穂町自殺対策推進本部設置要綱	65
3	いのちを支える高千穂町自殺対策推進協議会設置要綱	67
4	自殺対策基本法(平成28年4月改正)	69
5	自殺総合対策大綱(概要)(平成29年7月閣議決定)	74
6	生きる支援関連施策一覧	75
7	高千穂町自殺対策行動計画策定経過	103

第1章 いのちを支える高千穂町自殺対策行動計画について

1 自殺対策計画策定の背景と目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。（自殺の危機要因イメージ図：図1参照）。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥り、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。そのため自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

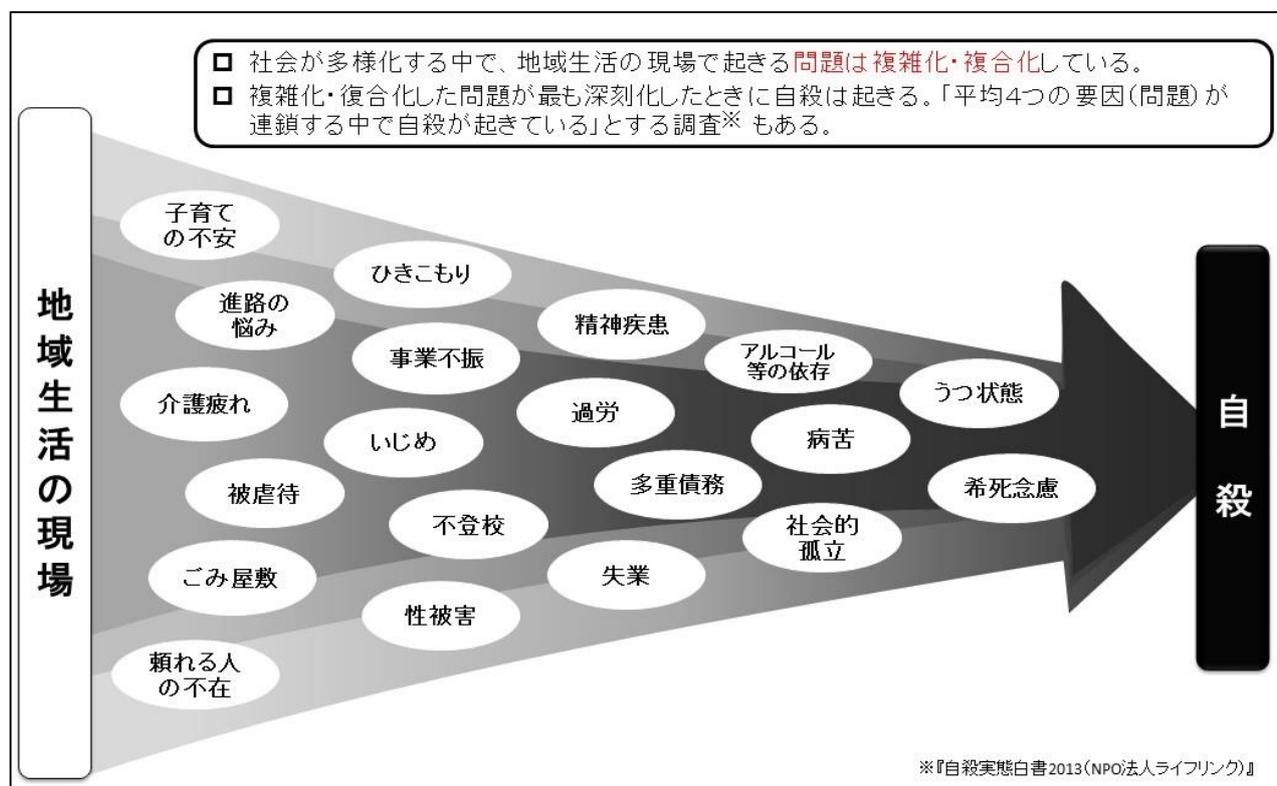
我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にある等、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡者数）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に国の自殺対策基本法が改正されました。それに伴い全ての都道府県及び市町村は、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念とし、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、「都道府県自殺対策計画」並びに「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、高千穂町は「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全庁的な取り組みとして自殺対策を推進するため、「いのちを支える高千穂町自殺対策行動計画」を策定しました。この計画の実行を通して、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進していくことを目的とします。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 計画策定の趣旨

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、介護疲れ、過労、事業不振、ひきこもり、児童虐待等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進すること、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

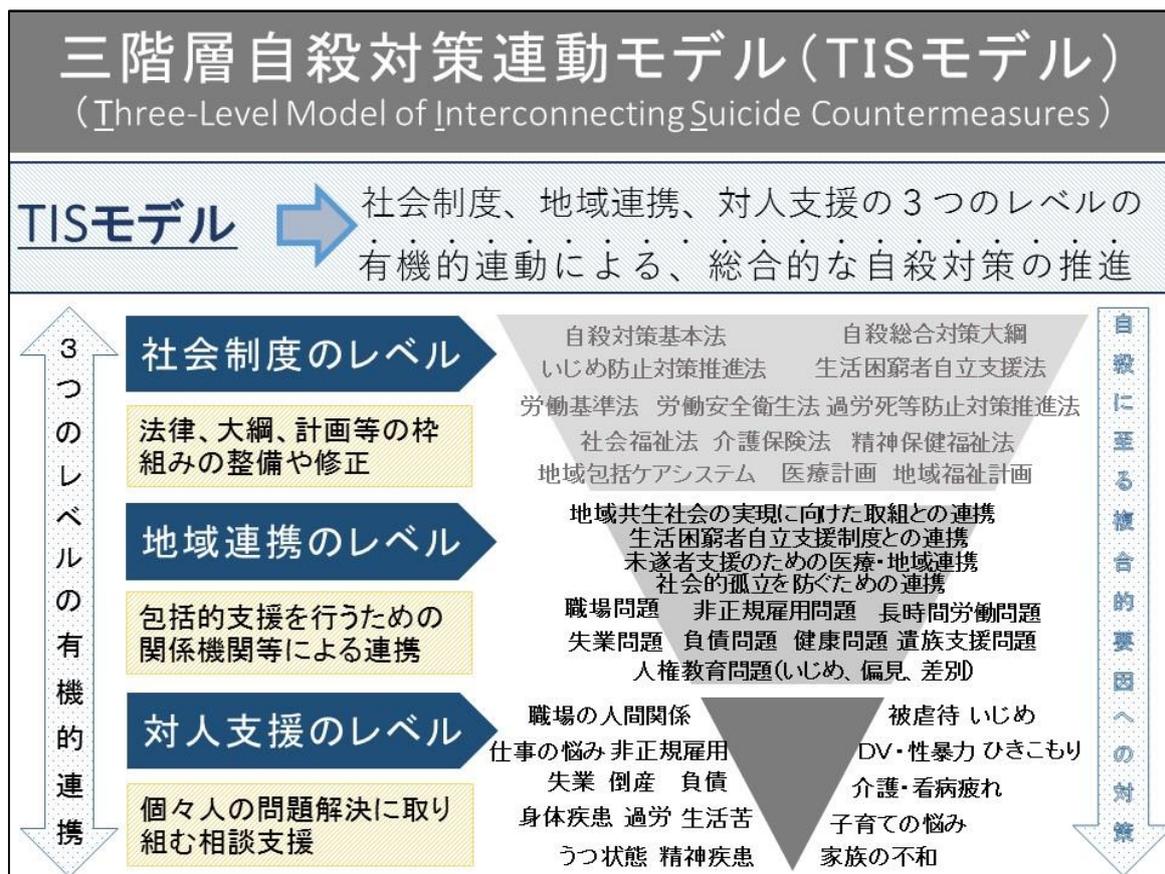
これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」、「対人支援の強化等に必要地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（図2：三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺

や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、自殺の事前対応の更に前段階での取組として、学校において児童生徒等を対象とした、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育（自殺対策基本法第17条第3項）」いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図2：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的な普及啓発を行うことが重要です。

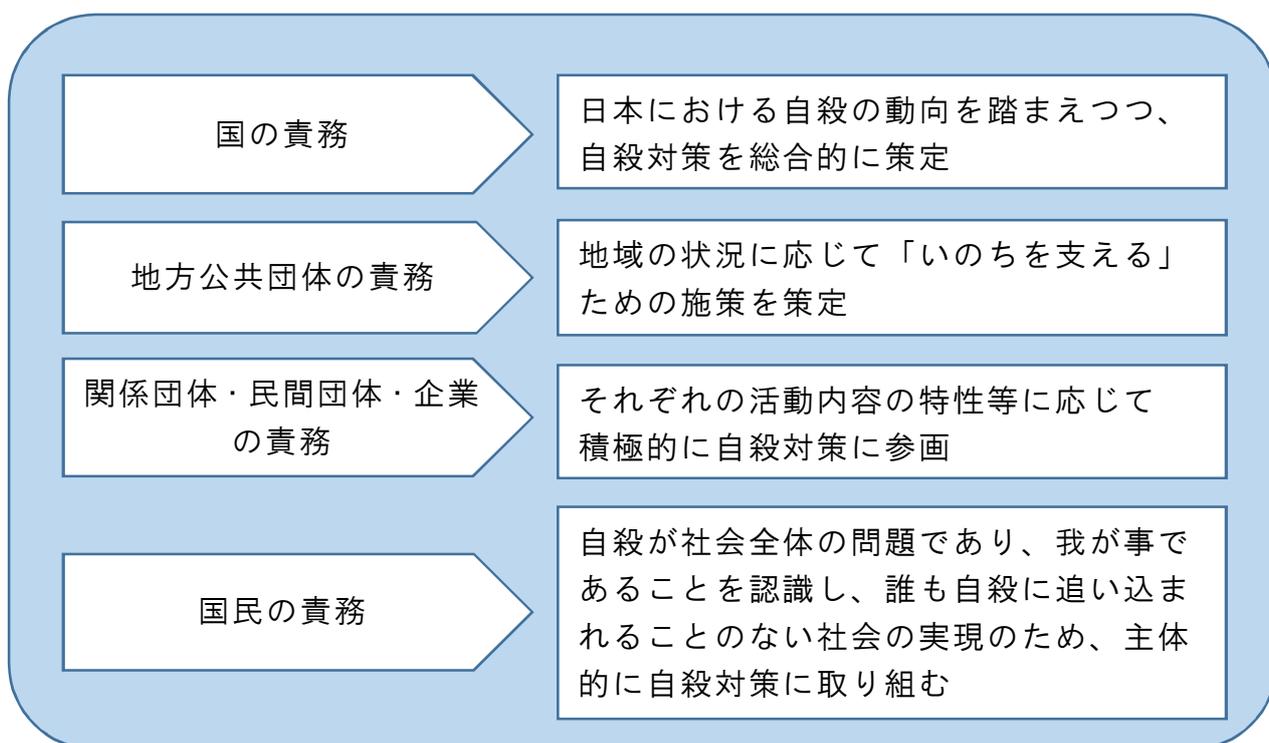
全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます（図3）。

図3：自殺対策におけるそれぞれの責務

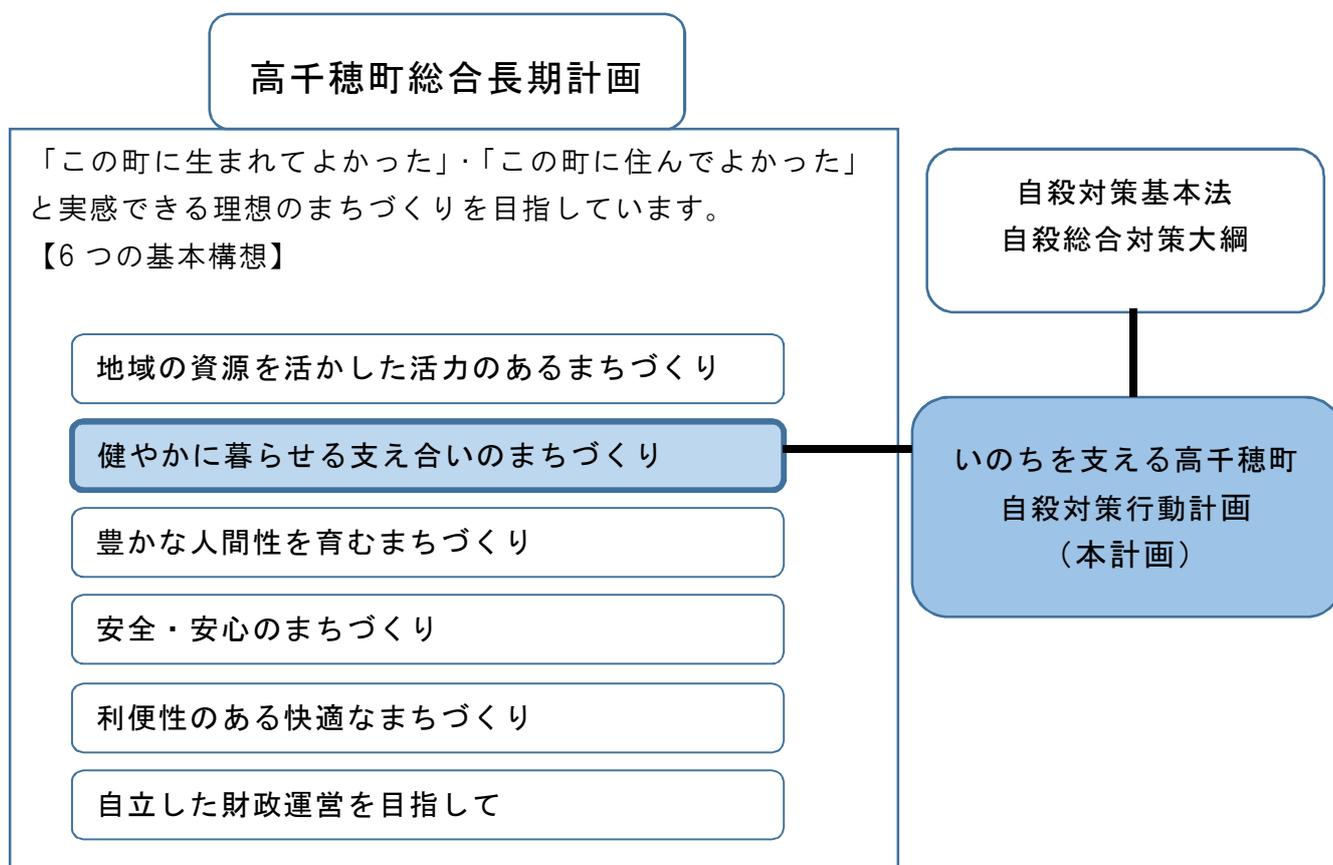


3 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条第2項の規定により、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、高千穂町における実情等を勘案して定める自殺対策についての計画です。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画を、「第5期高千穂町総合長期計画」における6つの基本構想のうち、「健やかに暮らせる支え合いのまちづくり」を目指す方針に位置づけます（図4）。

図4：計画の位置づけ



4 計画の推進期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直されることを踏まえて、本計画の推進期間は平成31年度からの5年間とします。

5 計画の目標

自殺対策基本法において示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような成果を上げていけるかといった検証を行っていく必要があります。

「自殺総合対策大綱」では、平成38年までに平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。

このような国の方針を踏まえつつ、高千穂町では、平成24年から平成28年において、平均3.8人（自殺死亡率28.5%）が自殺によって亡くなっているという状況から、本計画の推進によって、平成31年度からの5年間で、2.7人以下（概ね30%の減少）を目指すこととします。

また、高千穂町の現状や町民の実態を把握するために実施しました「自殺対策行動計画の策定に伴うこころの健康に関するアンケート調査」につきましては、5年の推進期間の後、再度調査を実施し、取組の評価・計画の見直しに活用していきます。

第2章 高千穂町の自殺をめぐる現状

1 統計データから見る高千穂町の自殺の現状

自殺者数に関連する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられます。

厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計である一方、警察庁「自殺統計」は、総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地及び住所地を基にしています。

(1) 自殺者数の推移

高千穂町の年間自殺者数は、平成12年に11人、平成20年に10人でしたが、その後は減少傾向となり、平成24年から平成28年の5年間の平均は3.8人となっています。

● 自殺者数の推移（人）（自殺統計）

	H24	H25	H26	H27	H28
高千穂町	7	1	5	5	1
宮崎県	298	265	276	263	213
全国	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703

地域自殺実態プロファイルより作成

● 長期的な自殺者数の推移（人）



厚生労働省「人口動態統計」より作成

● 平成24年から平成28年の5年間の年代別自殺者数（人）（自殺統計）

	合計	～19	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80～
男性	10	0	0	1	3	1	2	1	2
女性	9	0	0	1	1	1	2	1	3

地域自殺実態プロフィールより作成

(2) 自殺死亡率の推移

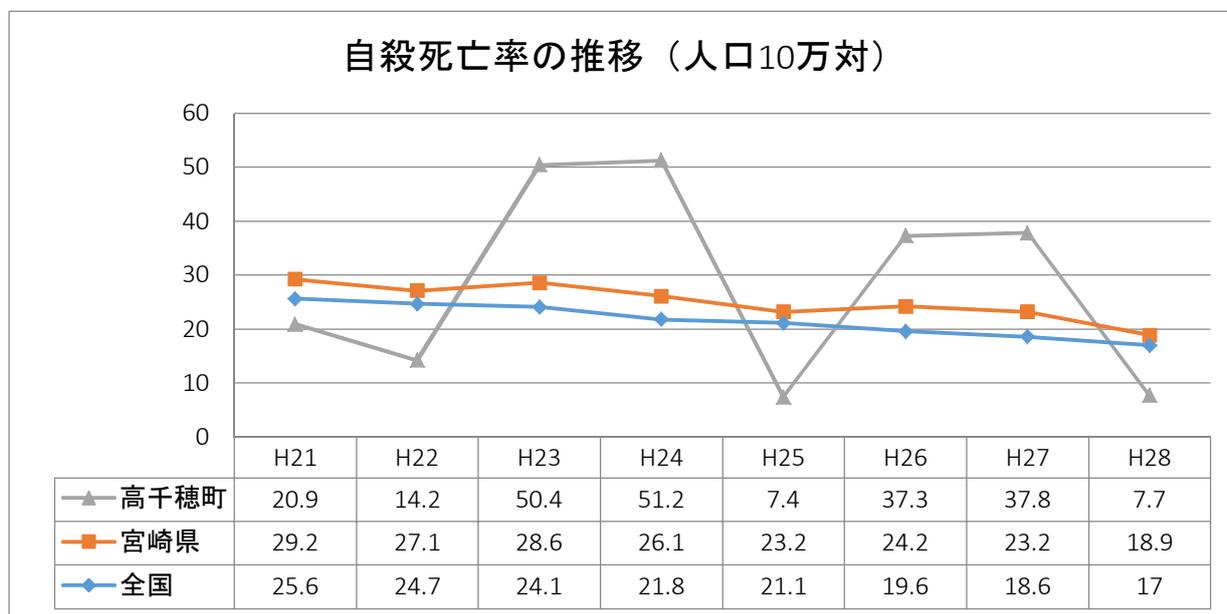
高千穂町の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、平成23年、平成24年に全国・宮崎県の値を大きく上回っていました。それ以降は年による増減はありますが、やや減少傾向となっています。しかし、過去5年間の平均では、全国・宮崎県よりも高くなっています。

● 自殺率の推移（人）（自殺統計）

	H24	H25	H26	H27	H28	平均
高千穂町	51.2	7.4	37.3	37.8	7.7	28.5
宮崎県	26.1	23.2	24.2	23.2	18.9	23.1
全国	21.8	21.1	19.6	18.6	17	19.3

地域自殺実態プロフィールより作成

● 長期的な自殺死亡率の推移（人）（自殺統計）

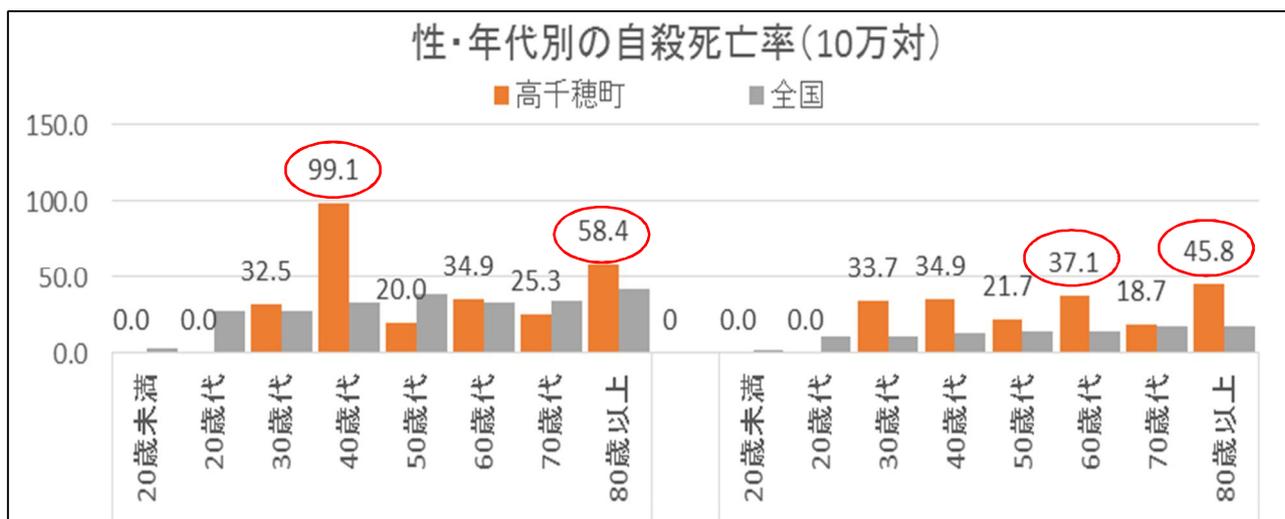
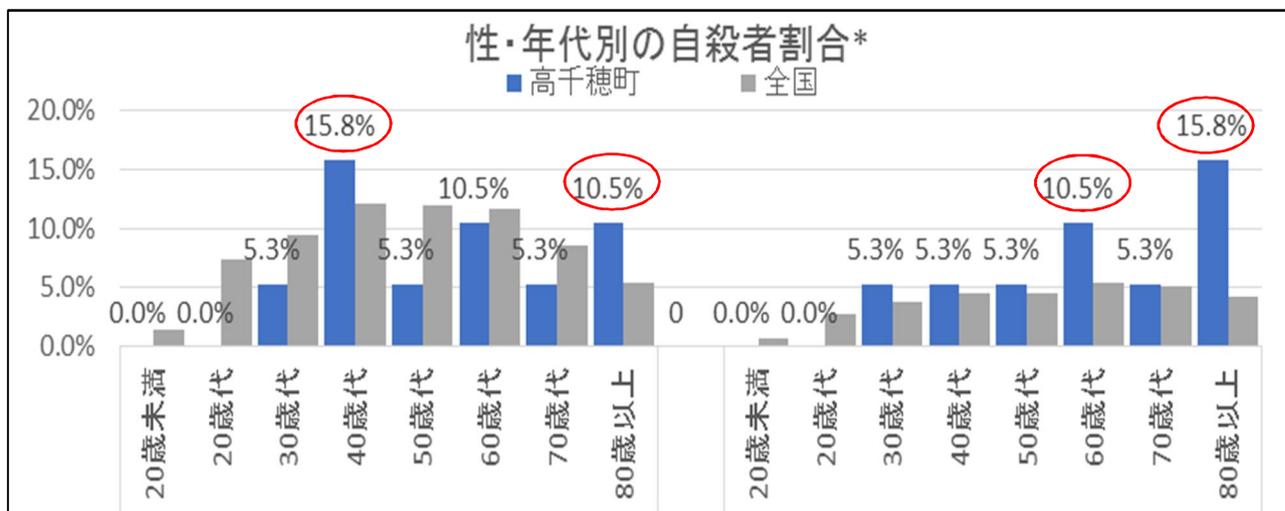


自殺統計より作成

(3) 性・年代別自殺者・自殺死亡率 ～平成24年から平成28年の平均～

(自殺統計)

男性では働き盛りの40歳代・80歳以上の高齢者、女性では60歳代・80歳以上の高齢者で全国を大きく上回っています。



地域自殺実態プロフィールより

(4) 平成24年から平成28年の高千穂町におけるリスクが高い対象群

高千穂町の自殺者の5年間の実態について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺率を比較すると、自殺者が最も多い区分は、「女性・60歳以上・無職者・同居」であり、次いで「男性・40～59歳・有職者・同居」となっています。

この属性の特徴から、高千穂町において推奨される重点施策として、「高齢者」・「生活困窮者」・「勤務・経営」・「無職者・失業者」に対する取り組みが挙げられました。

上位5区分	自殺者数 (人) 5年計	割合 (%)	自殺率* (%) (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路**
1位:女性 60歳以上 無職同居	4	21.1%	39.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性 40～59歳 有職同居	3	15.8%	50.6	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 40～59歳 無職同居	2	10.5%	104.5	近隣関係の悩み+家族間の不和→ うつ病→自殺
4位:女性 60歳以上 有職同居	2	10.5%	78.4	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患 +うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上 無職同居	2	10.5%	35.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順

*自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考

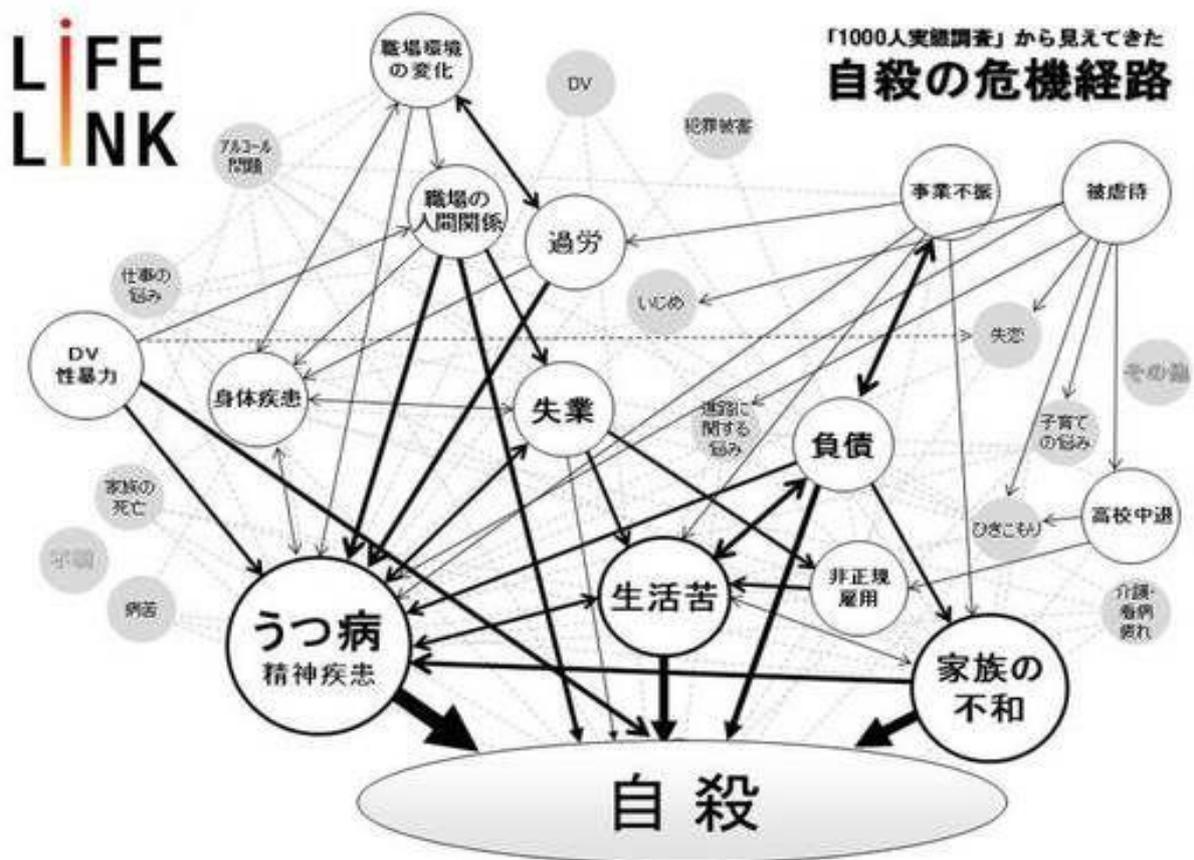
地域自殺実態プロフィールより

自殺対策において、自殺に至る「原因・動機」は、様々な背景や要因が絡み合っていると言われていています。自殺の原因を単独のものとして捉えると、自殺の実態についての誤解を生じる可能性があり、適当とは言えません。

ライフリンクが行った「自殺実態1000人調査」では、「自殺の危機経路」を次の図のように示しています。図中の○印の大きさは自殺要因の発生頻度を表し、大きいほど頻度が高いことを示しています。また、矢印の太さは要因間の因果関係の強さを示しています。

直接的な要因としては、「うつ状態」が多くなっていますが、その状態に至るまでには複数の要因が絡み合っています。自殺に至るまでに「平均4つの要因」を抱えていることが明らかとなっており、早い段階で気づき支援に結びつけることが必要です。

図5：「1000人の実態調査」から見てきた自殺の危機経路
 (NPO 法人ライフリンク自殺実態白書 2013 資料)



(5) 平成24年から平成28年の有職者の自殺の内訳（特別集計）

自殺者の有職者では、被雇用者・勤め人が全体の80%を占めています。

職業	自殺者数 (人)	高千穂町の割合 (%)	宮崎県の割合 (%)	全国割合 (%)
自営業・家族従業者	2	20.0	29.6	21.4
被雇用者・勤め人	8	80.0	70.4	78.6
合計	10	100.0	100.0	100.0

(性・年齢・同居の有無の不詳を除く)

地域自殺実態プロフィールより

(6) 平成24年から平成28年の60歳以上の自殺の内訳(特別集計)

60歳以上の自殺者では、同居人がいる人が多い傾向にあります。

性別	年齢階級	同居人の有無(人)		同居人の有無(%)		全国割合(%)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	1	9.1	9.1	18.1	10.7
	70歳代	1	0	9.1	0.0	15.2	6.0
	80歳以上	1	1	9.1	9.1	10.0	3.3
女性	60歳代	2	0	18.2	0.0	10.0	3.3
	70歳代	1	0	9.1	0.0	9.1	3.7
	80歳以上	3	0	27.3	0.0	7.4	3.2

高齢者(65歳以上)の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示しています。

地域自殺実態プロファイルより

(7) 平成24年から平成28年の自殺者における未遂歴の有無

(自殺統計(再掲)もしくは特別集計)

自殺者における未遂歴の有無の割合では、未遂歴がない人の割合が68%で、全国の割合よりも高くなっています。

未遂歴	高千穂町の割合(%)	宮崎県の割合(%)	全国の割合(%)
あり	11	18	20
なし	68	59	60
不詳	21	23	20

地域自殺実態プロファイルより

(8) 平成24年から平成28年の合計で見た自殺の特性の評価

	指標	ランク		指標	ランク
総数 ¹⁾	28.5	★★	男性 ¹⁾	31.6	★a
20歳未満 ¹⁾	0.0	—a	女性 ¹⁾	25.7	★★★★
20歳代 ¹⁾	0.0	—a	若年者(20～39歳) ¹⁾	19.5	—a
30歳代 ¹⁾	33.1	★★a	高齢者(70歳以上) ¹⁾	36.3	★a
40歳代 ¹⁾	67.9	★★★★	勤務・経営 ²⁾	31.6	★★a
50歳代 ¹⁾	20.8	—a	無職者・失業者 ²⁾	47.8	★a
60歳代 ¹⁾	36.0	★★a	ハイリスク地 ³⁾	121% +4人	—
70歳代 ¹⁾	21.5	—a	自殺手段 ⁴⁾	42%	—
80歳以上 ¹⁾	50.1	★★a	地域自殺実態プロファイルより		

1) 自殺統計にもとづく自殺率(10万対)。

自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。

2) 特別集計にもとづく20～59歳を対象とした自殺率(10万対)

自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。

3) 自殺統計にもとづく発見地÷住居地(%)とその差(人)

4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく首つり以外の自殺の割合(%)

【いくつかの指標についての注釈】

・「高齢者」の自殺率では、70歳以上(70歳代と80歳以上の合算)の自殺率とそのランクを示しています。

・「ハイリスク地」の指標は、住民(住居者)以外の自殺の多さの目安となっています。住民の自殺が0人のとき、発見者÷住居者(%で表記)は「—」と示しています。

ランクの標章

ランク	全国順位
★★★★	上位10%以内
★★	上位10～20%
★	上位20～40%
—	その他

2 町民意識調査の結果

「自殺対策行動計画」を策定するためには、まずは高千穂町の現状を把握する必要があり、その手段として、アンケートを行うことで町民の実態を知り、その結果を踏まえて行動計画を策定することとしました。

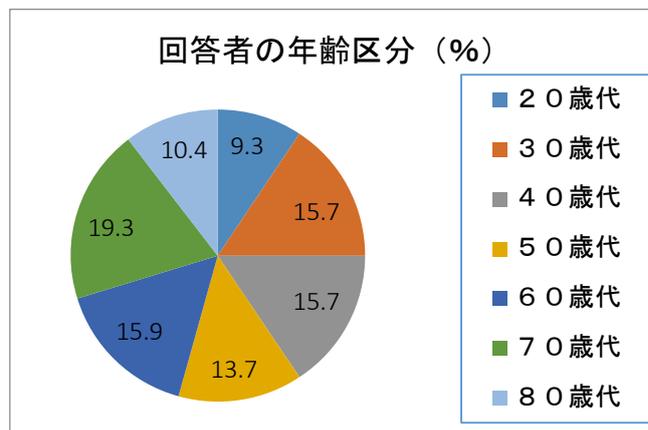
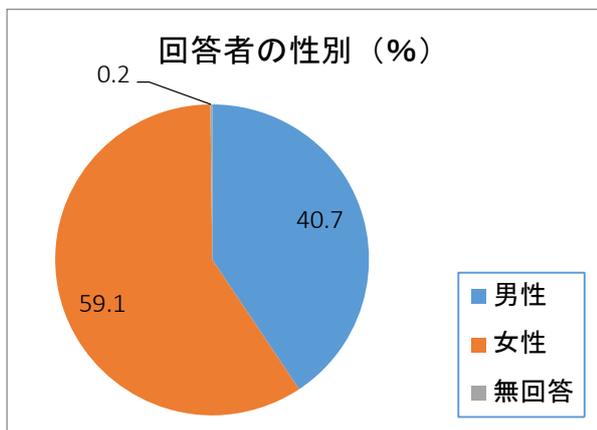
- 【調査方法】 郵送法（封筒による密封回収）
- 【調査期間】 平成30年6月8日～平成30年6月29日
- 【調査対象】 町内に住所のある1,080名（無作為抽出）
- 【回収率】 42.6%（回答者数：460名）
- 【調査項目】
 1. あなたご自身について
 2. 悩みやストレスについて
 3. うつや自殺について（意識・現状等・自殺対策）

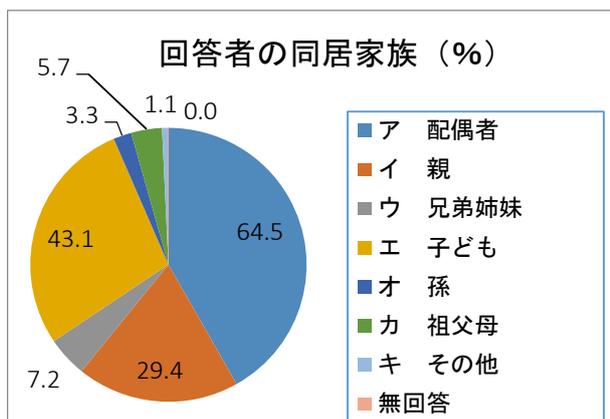
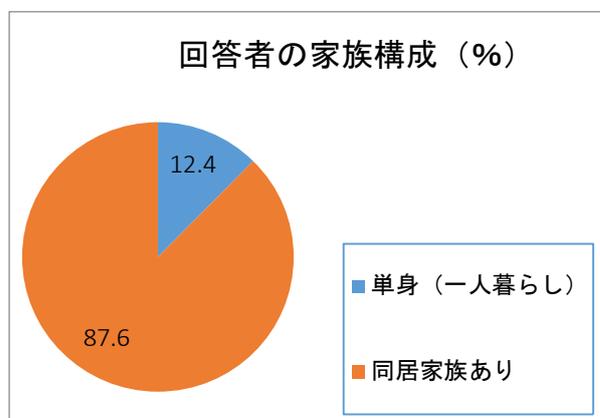
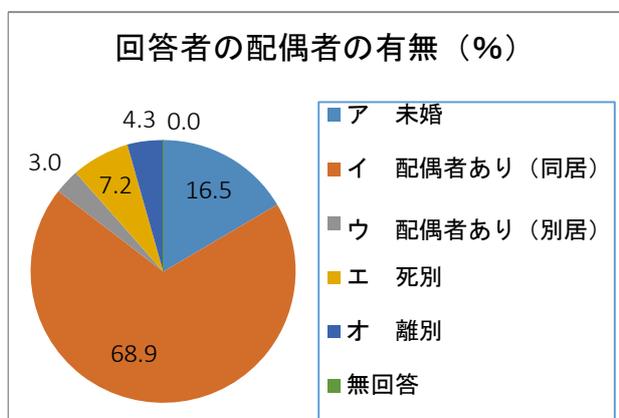
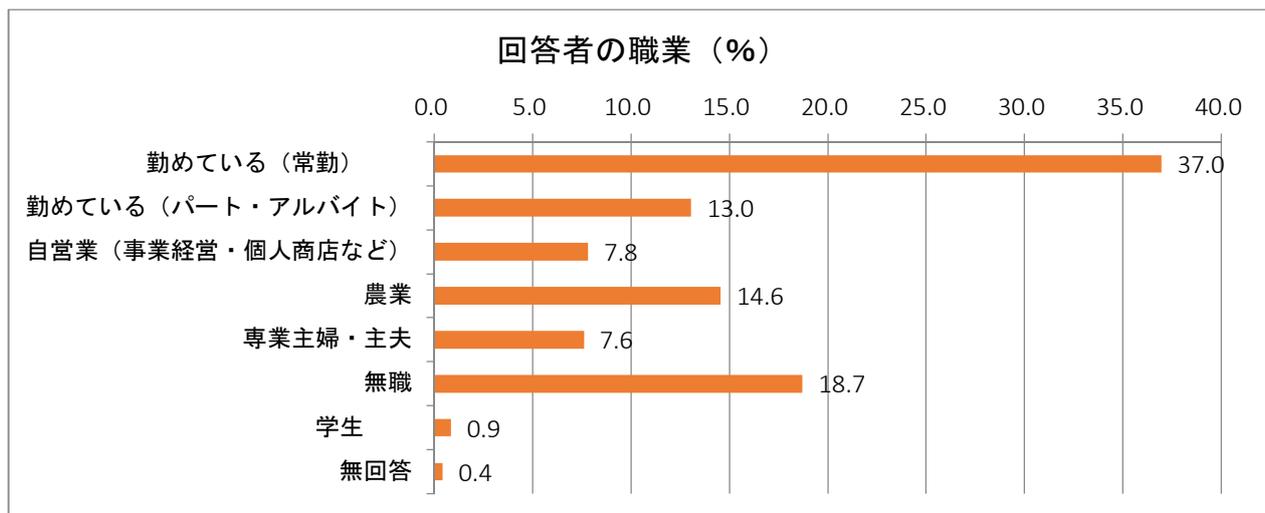
【調査結果の分析】

（回答者の内訳）

年代	配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）	全体に占める割合（%）
20歳代	175	43	24.6	9.3
30歳代	180	72	40.0	15.7
40歳代	155	72	46.5	15.7
50歳代	160	63	39.4	13.7
60歳代	157	73	46.5	15.9
70歳代	159	89	56.0	19.3
80歳代	94	48	51.1	10.4

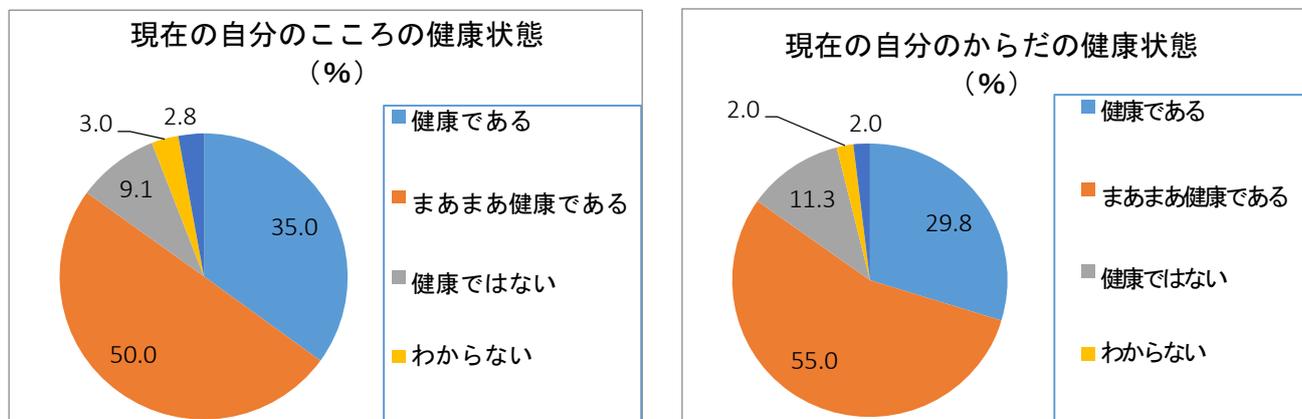
1. あなたご自身について



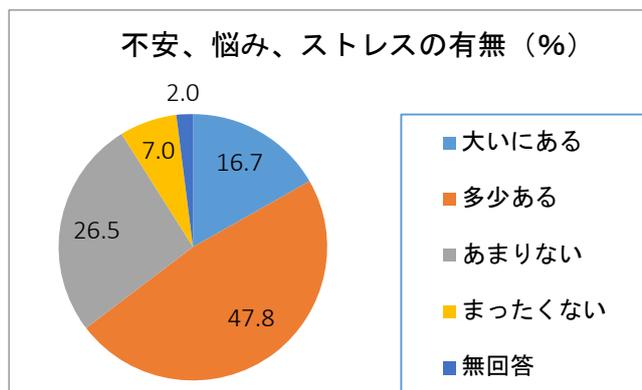


2. 悩みやストレスに関することについて

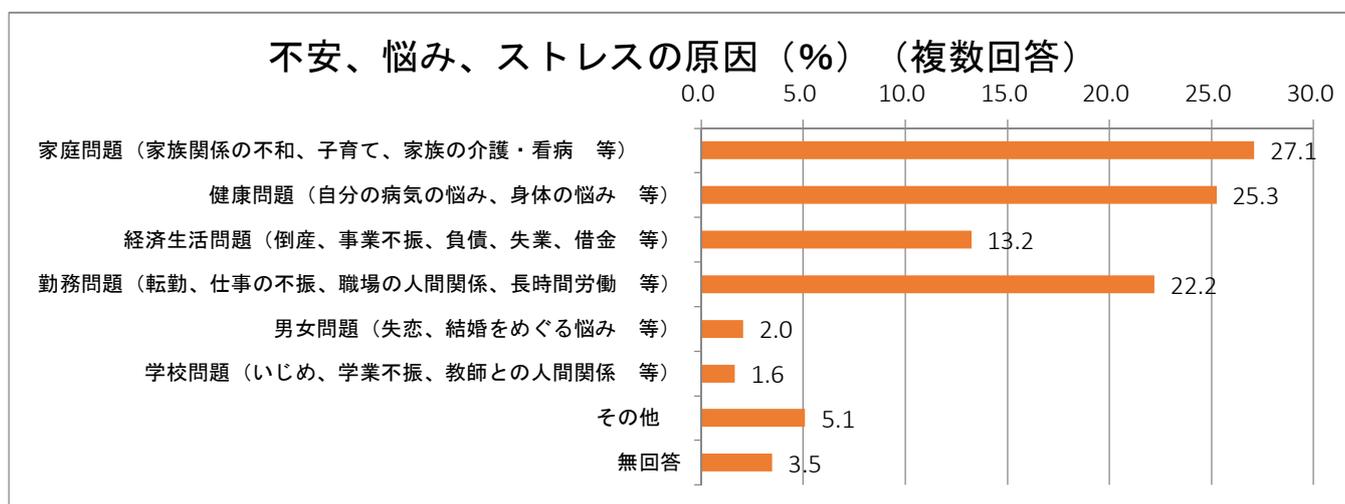
- からだとこころの健康については、いずれとも約85%の人が「健康である」、「まあまあ健康である」と回答しています。



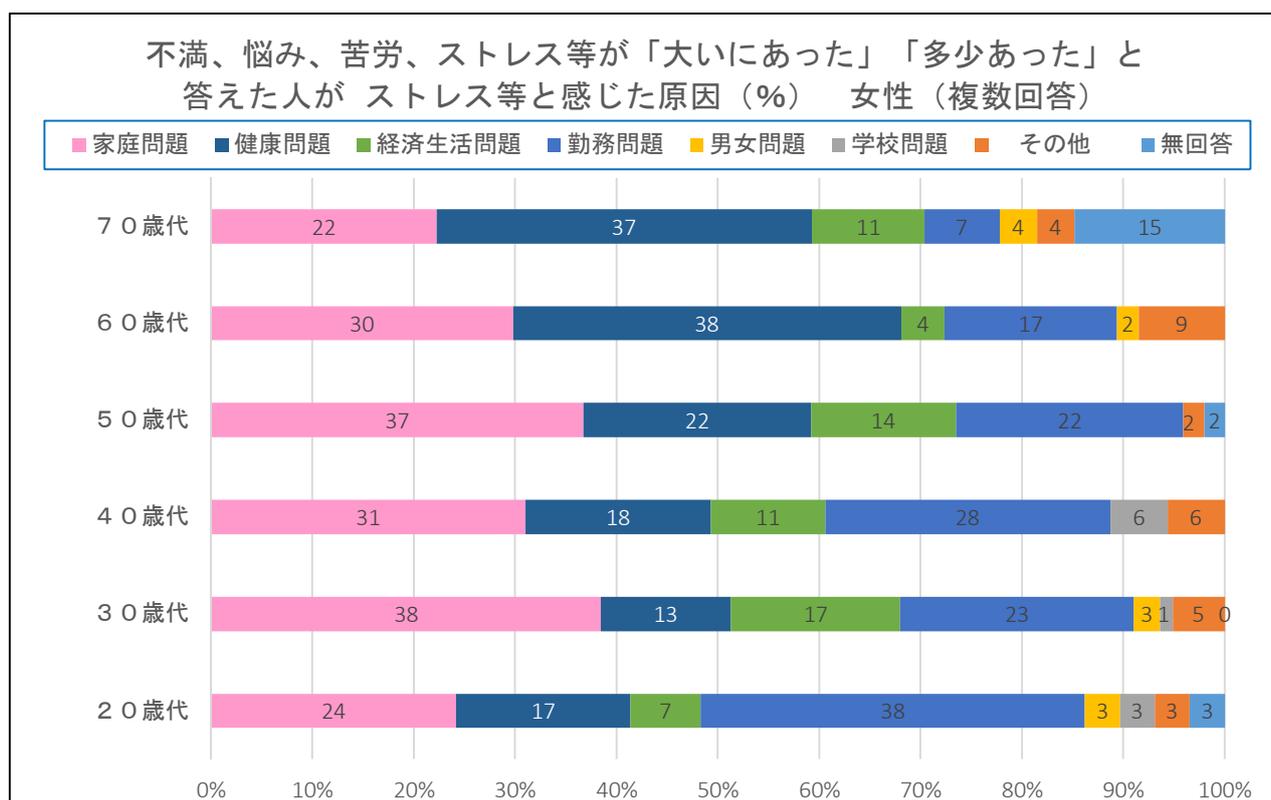
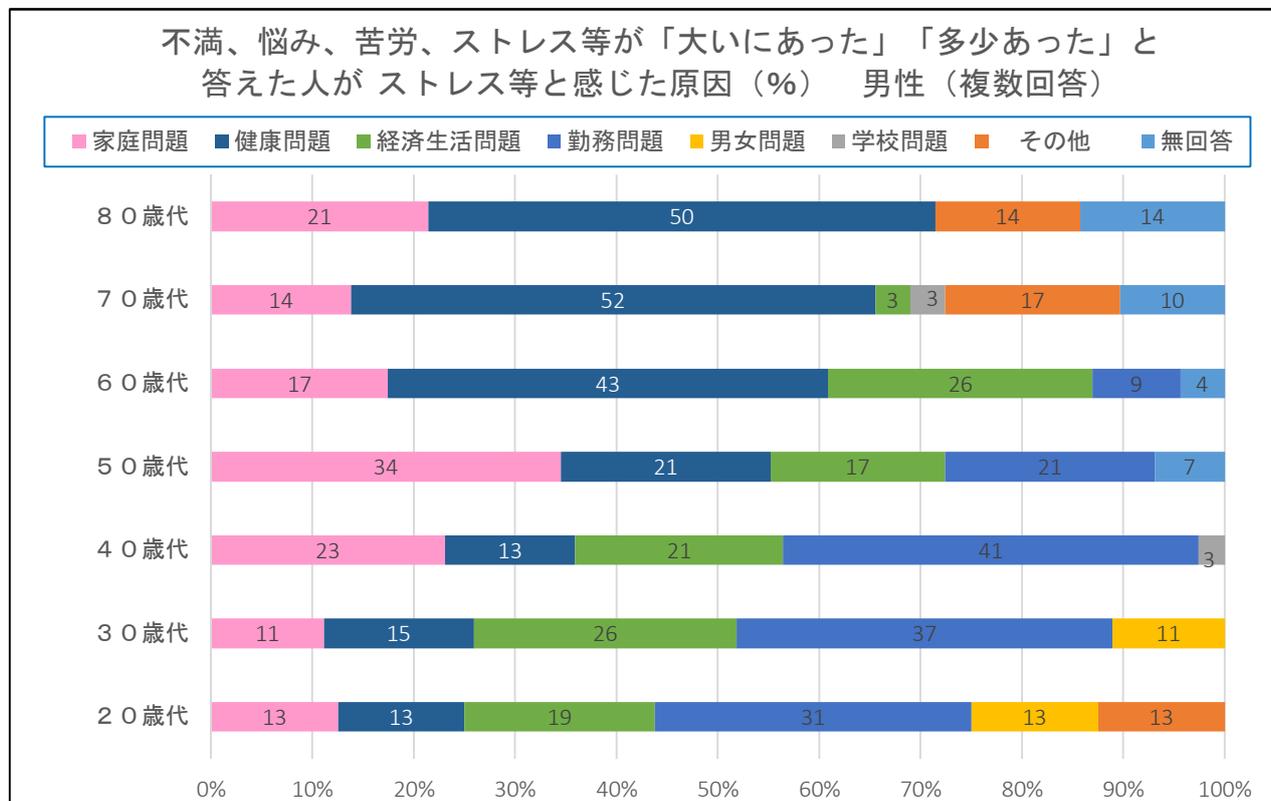
- この1ヶ月間の不安、悩み、ストレスについて「多少ある」47.8%で一番多く、「大いにある」16.7%を合わせると7割弱の方が不安、悩み、ストレスを感じて生活していると回答しています。



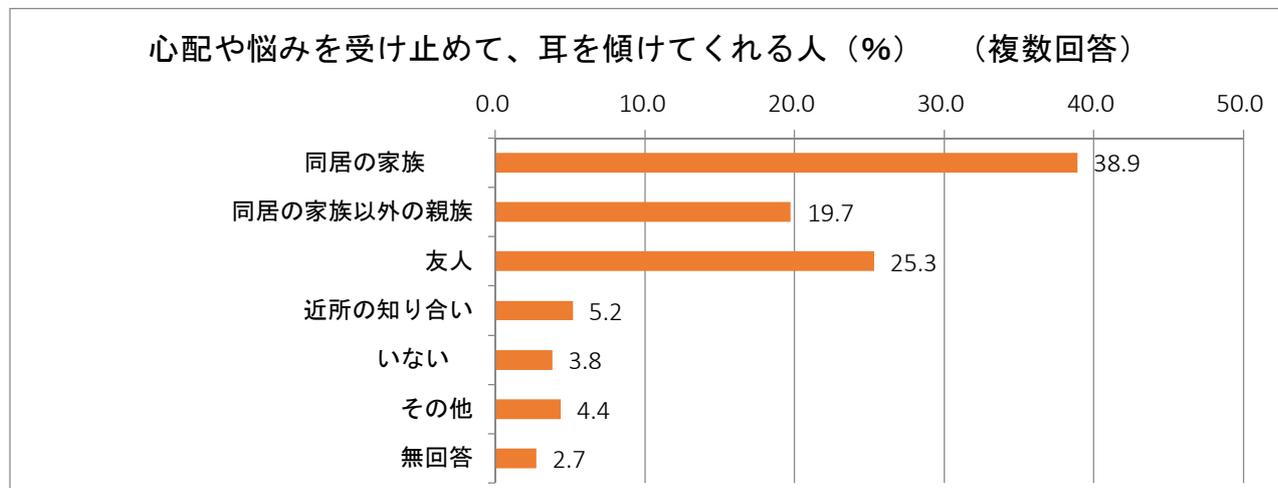
- 不安、悩み、ストレスの原因は「家庭問題」が27.1%と一番多く、次いで「健康問題」25.3%、「勤務問題」22.2%、「経済生活問題」13.2%となっています。



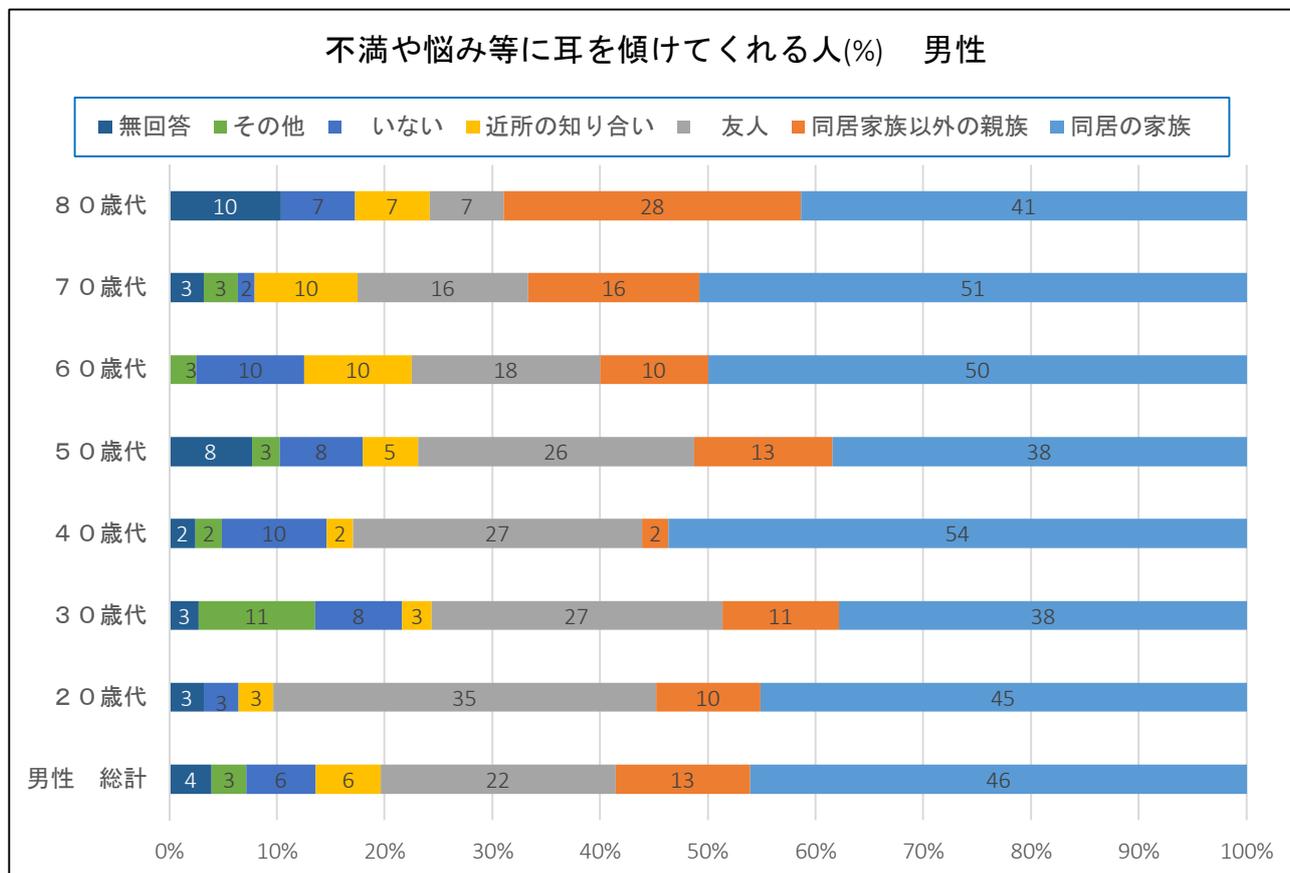
- 男性の20歳代から40歳代までは「勤務問題」、50歳代は「家庭問題」、60歳代から80歳代までは「健康問題」が最も多くなっています。女性の20歳代は「勤務問題」、30歳代から50歳代までは「家庭問題」、60歳代から80歳代までは「健康問題」が最も多くなっています。このようにストレス等の原因は性別や年代で違う傾向がみられています。

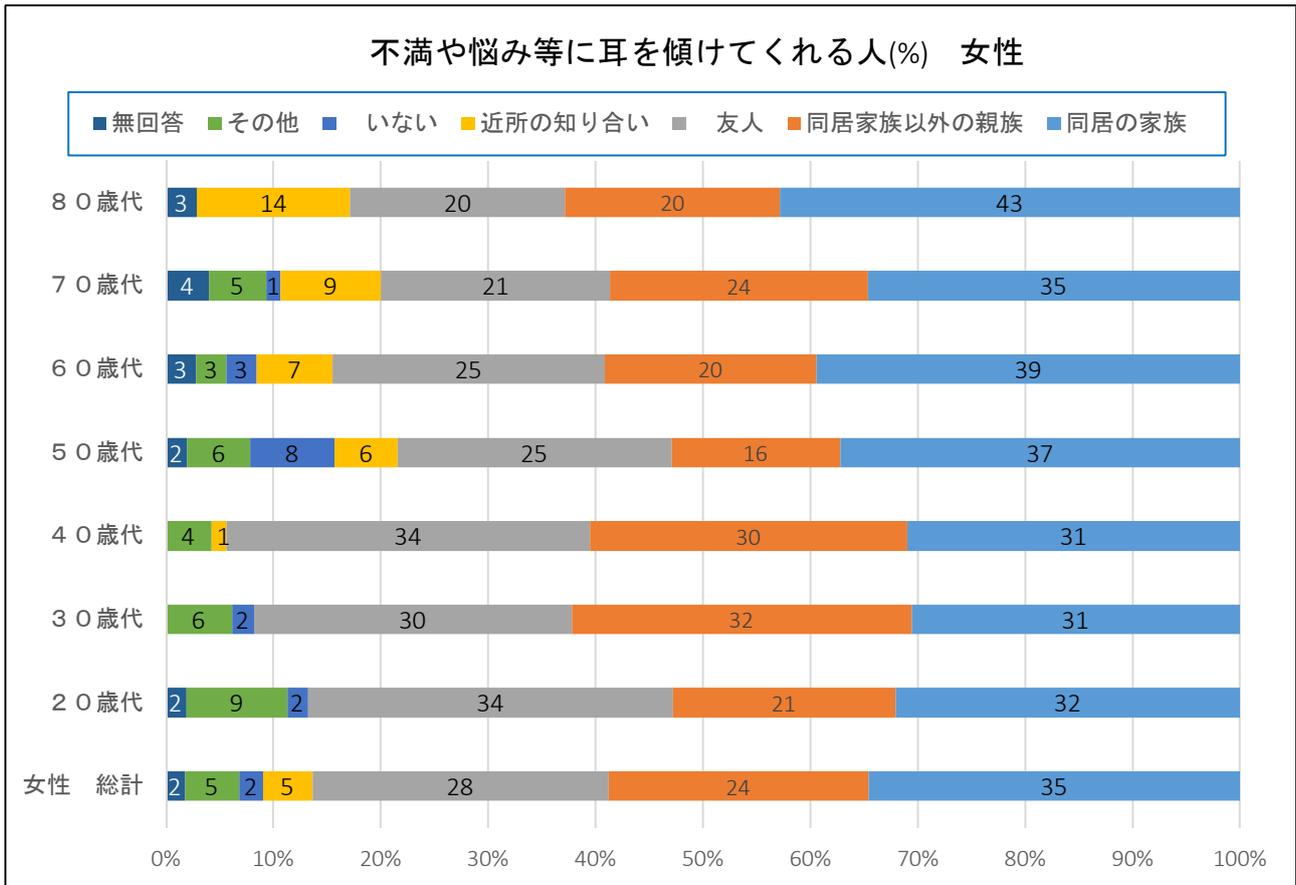


- 普段から心配や悩み等を受けとめ、耳を傾けてくれる人は、「同居の家族」38.9%で一番多く、次いで「友人」25.3%、「同居の家族以外の親族」19.7%、「近所の知り合い」5.2%となっています。

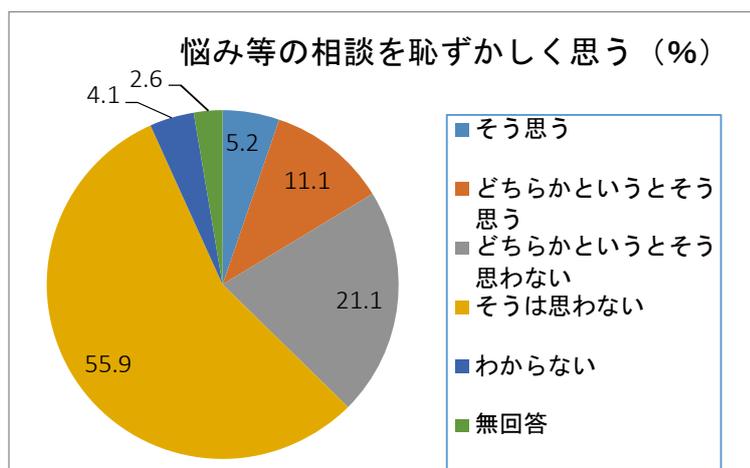


- 性別・年齢別に見ると、男性はどの年代でも「同居の家族」と回答した者の割合が高く、女性の20代から50代は「友人」と回答した者の割合が高くなっています。また、男性で「いない」と回答した者は6.4%、女性で「いない」と回答した者は2.2%となっており、女性より男性の方に相談相手が少なく、悩みを抱え込みがち傾向が見られます。

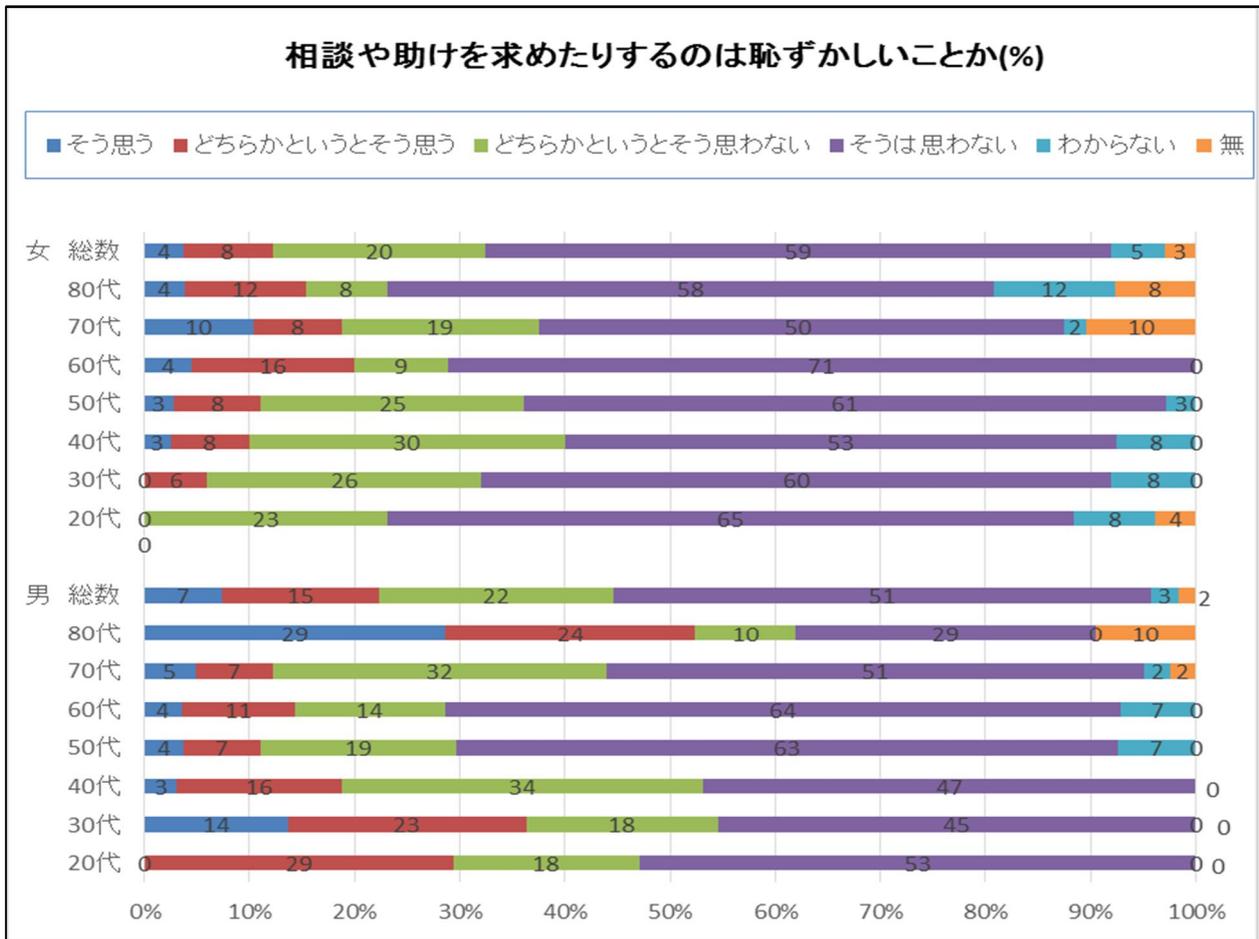




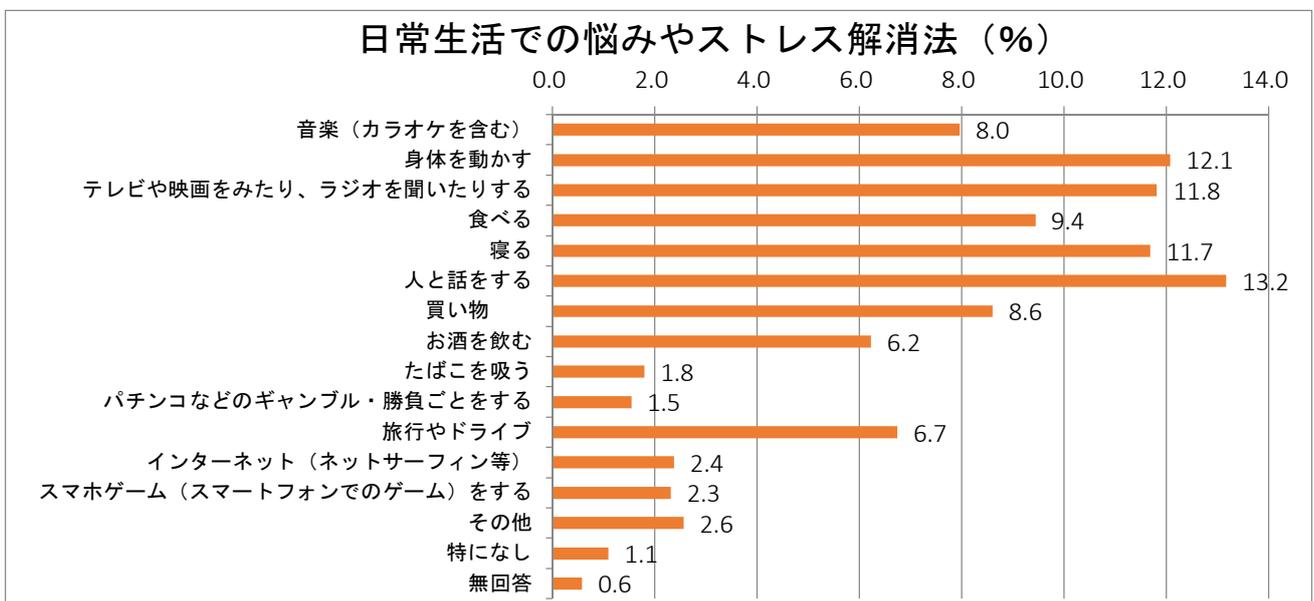
- 誰かに相談したり、助けを求めたりすることを恥ずかしいことだと思うかについて、「そうは思わない」55.9%で一番多く、「どちらかというと思わない」21.1%を入れると8割弱の方は恥ずかしいことではないと回答しています。



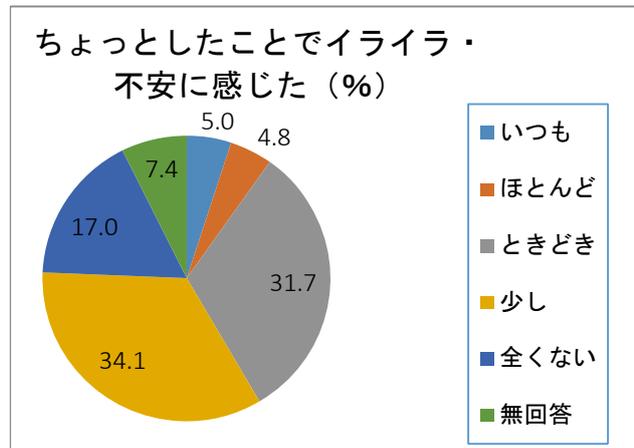
- ▶ 性別・年代別では「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した者は、男性が22.3%、女性が12.2%でした。年齢別では80代男性が最も高く、次いで30代、20代男性の割合が高くなっています。



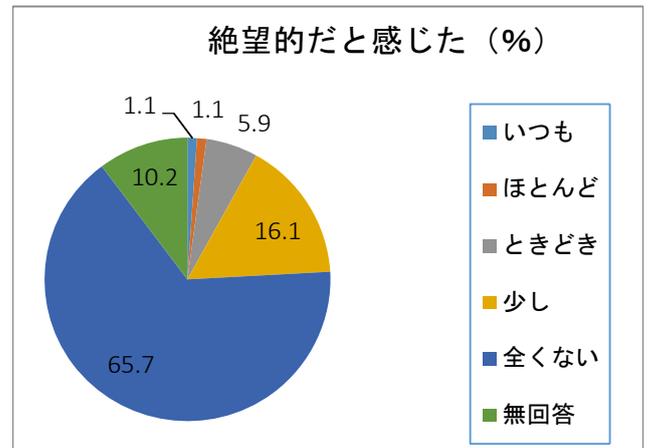
- ▶ 日常生活での悩みやストレス解消法では、「人と話をする」13.2%で一番多く、次いで「身体を動かす」12.1%、「テレビや映画をみたり、ラジオを聴いたりする」11.8%、「寝る」11.7%となっています。



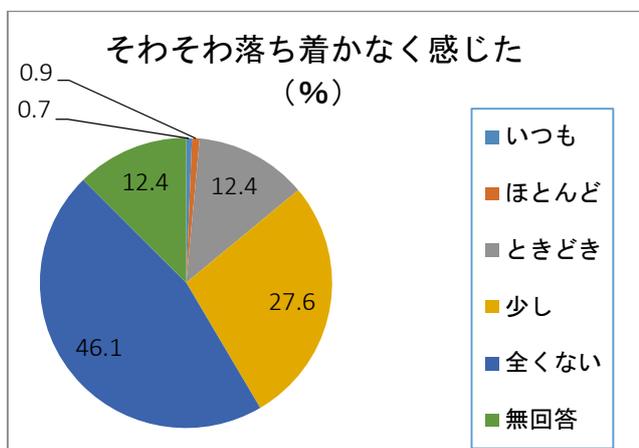
- ▶ ちょっとしたことでもイライラ・不安に感じたかについて、「少し」34.1%で一番多く、次いで「ときどき」31.7%となっています。



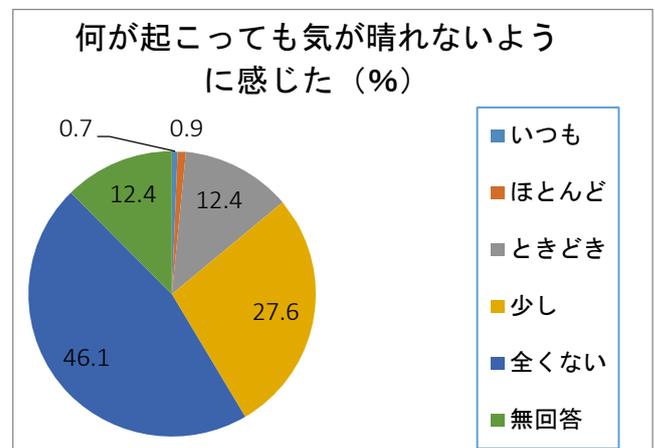
- ▶ 絶望的だと感じたかについて、「全くない」46.1%が一番多く、次いで「少し」16.1%となっています。



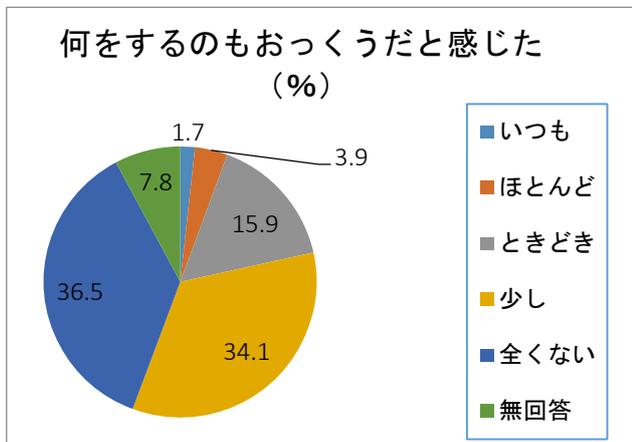
- ▶ そわそわ落ち着かなく感じたかについては「全くない」が46.1%が一番多く、次いで「少し」27.6%となっています。



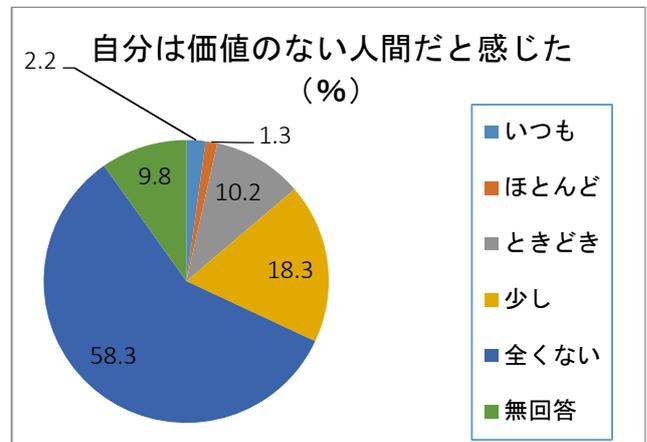
- ▶ 気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じたかについては「全くない」47.6%、次いで「少し」26.1%となっています。



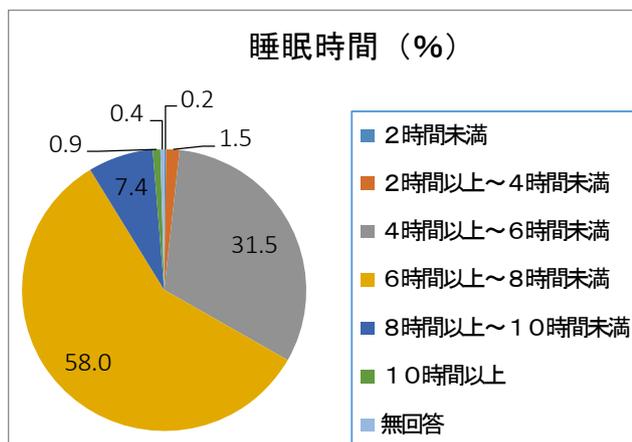
- 何をするのもおっくうだと感じたかについて、「全くない」36.5%で一番多く、次いで「少し」34.1%となっています。



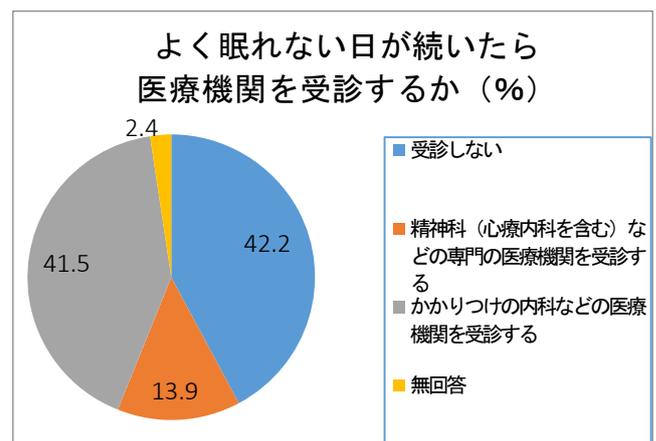
- 自分は価値のない人間だと感じたかについて、「全くない」58.3%で一番多く、次いで、「少し」18.3%となっています。



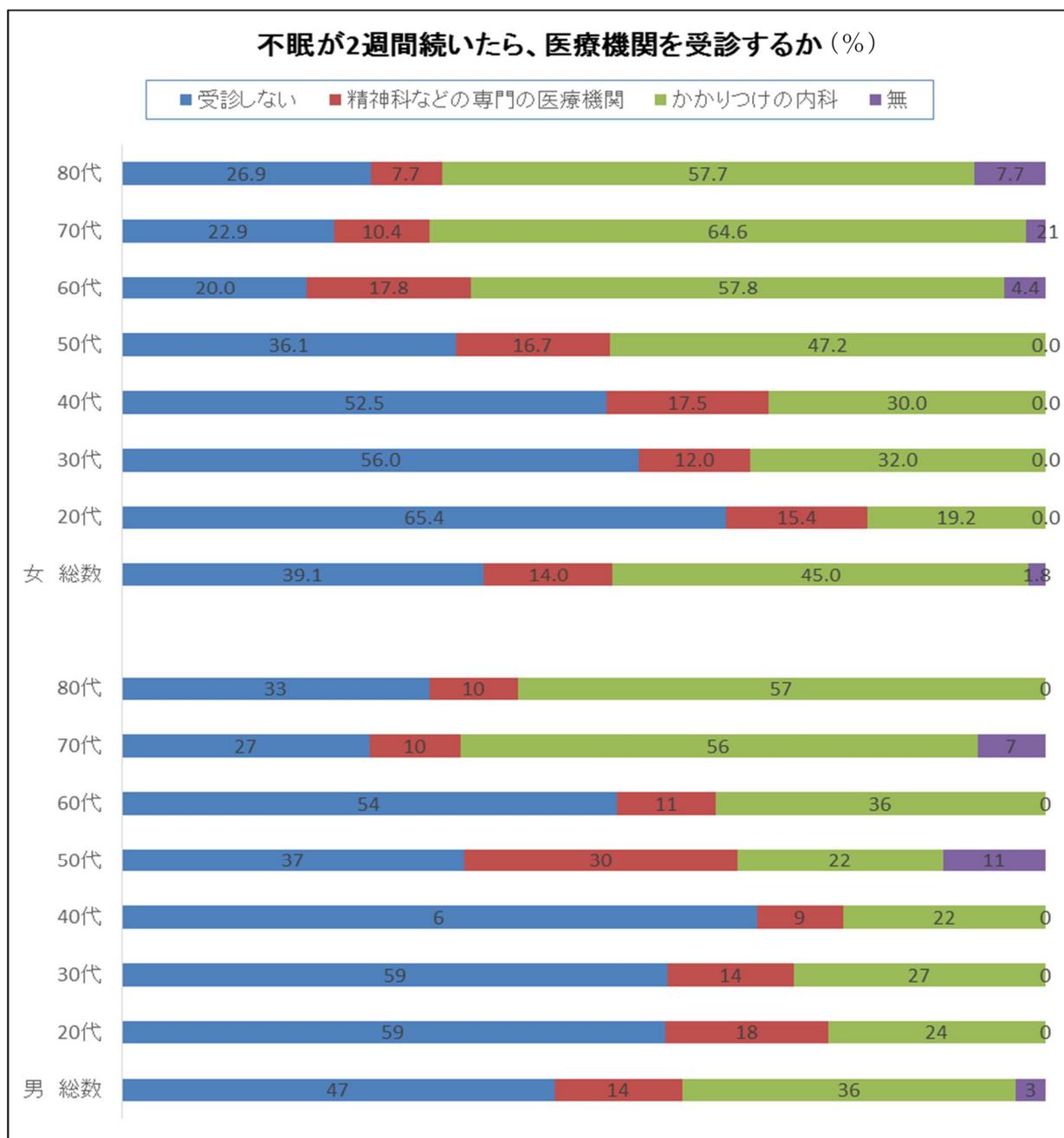
- この1ヶ月間の1日平均睡眠時間については、「6時間以上～8時間未満」と答えた人が58%で一番多く、次いで「4時間以上～6時間未満」31.5%となっています。



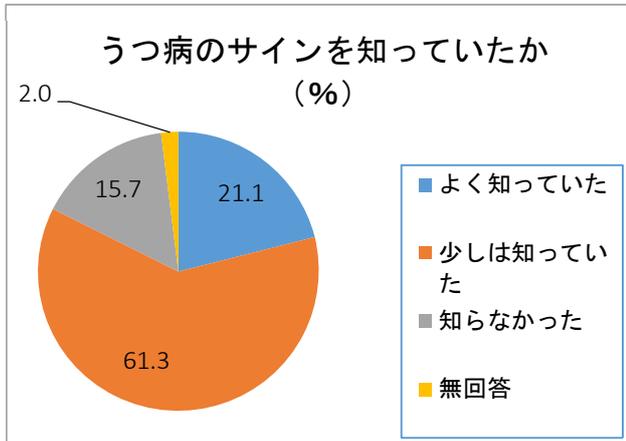
- 不眠が続いた場合の医療機関受診について、「受診しない」と答えた人が42.2%でした。「受診する」と答えた人は「かかりつけの内科などの医療機関を受診」41.5%、「精神科などの専門の医療機関を受診」13.9%を合わせると54.4%となっています。



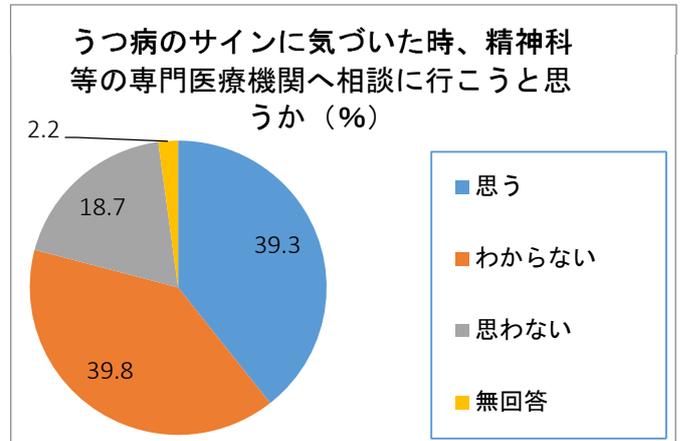
- ▶ 不眠が続いた場合の受診について、性別・年代別では、20代から40代では「受診しない」と答えた人の割合は高くなっていますが、女性の50代から80代まで、男性は70代から80代までは「かかりつけ内科等医療機関を受診する」と答えた人の割合が高くなっており、不調を感じたときには内科等のかかりつけを受診する傾向が伺えます。



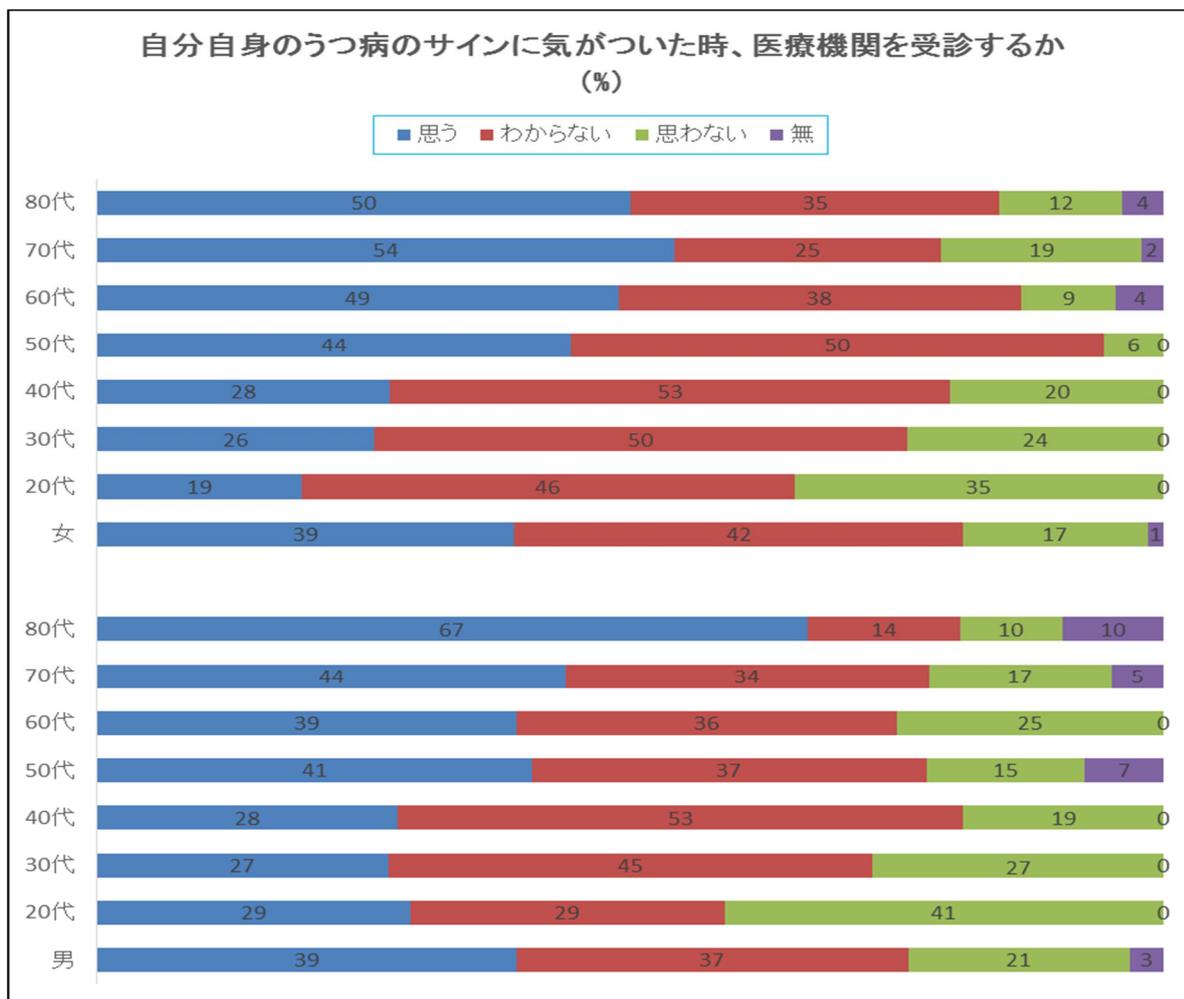
- ▶ うつ病のサインを知っていたかについて、「少しは知っていた」61.3%が一番多く、「よく知っていた」21.1%を合わせると82.4%がうつ病のサインを知っていたと回答しています。



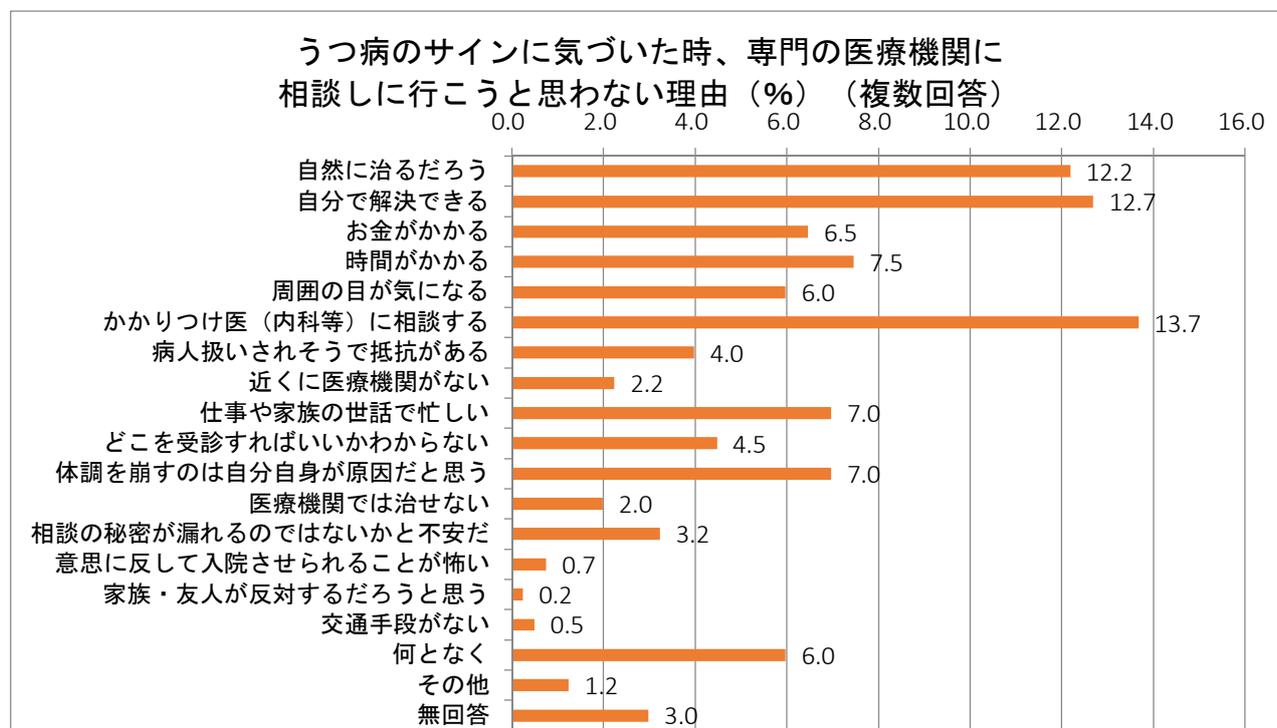
- ▶ 自分自身のうつ病のサインに気づいた時、自分から専門医療機関へ相談しに行こうと思うかについて、「わからない」39.8%が一番多く、次いで「思う」39.3%、「思わない」18.7%となっています。



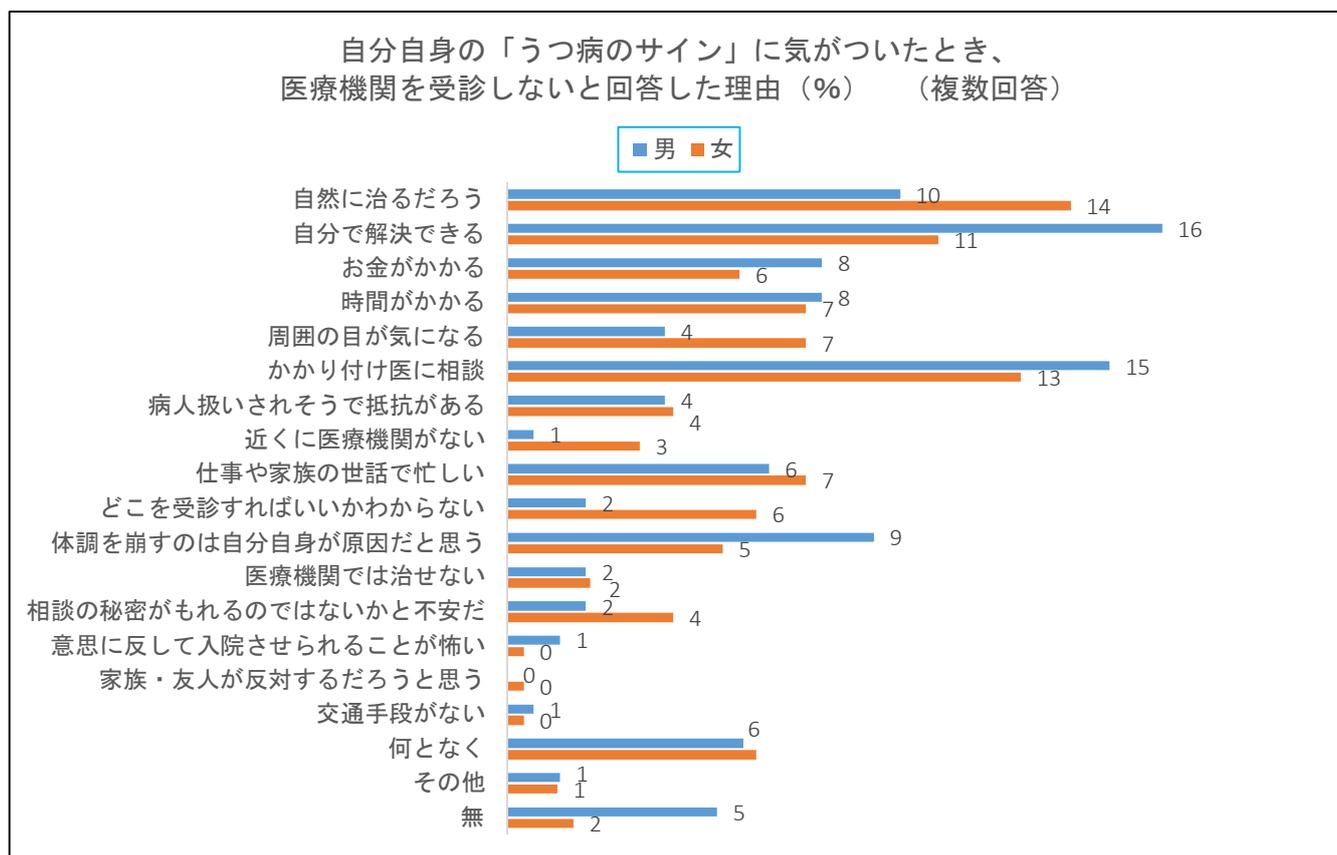
- ▶ 性別・年齢別では、受診しようとして「思わない」の割合は女性17%、男性21%で男性の方が少し高い傾向です。年齢別では、若い年代に受診しようとして「思わない」割合が高く、精神科等の専門医療機関の受診をためらう傾向が伺えます。



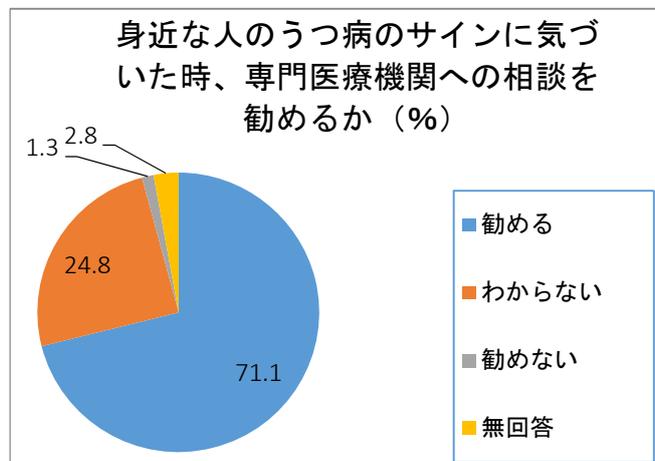
- 自分自身のうつ病のサインに気づいた時、専門の医療機関へ相談しに行こうと思わない理由について、「かかりつけ医に相談する」が13.7%で一番多く、次いで「自分で解決できる」12.7%、「自然に治るだろう」が12.2%となっています。



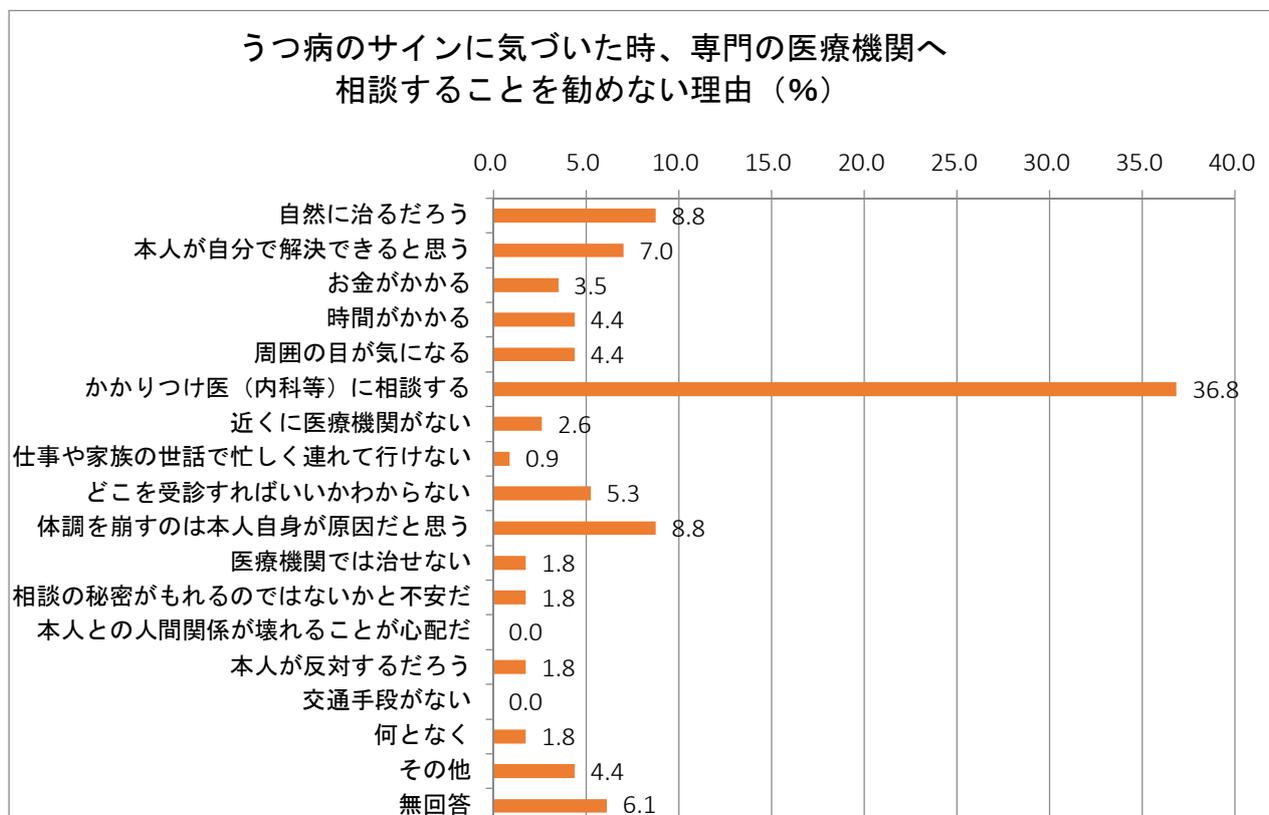
- 性別で見ると、男性は「自分で解決できる」、女性は「自然に治るだろう」が一番多くなっています。



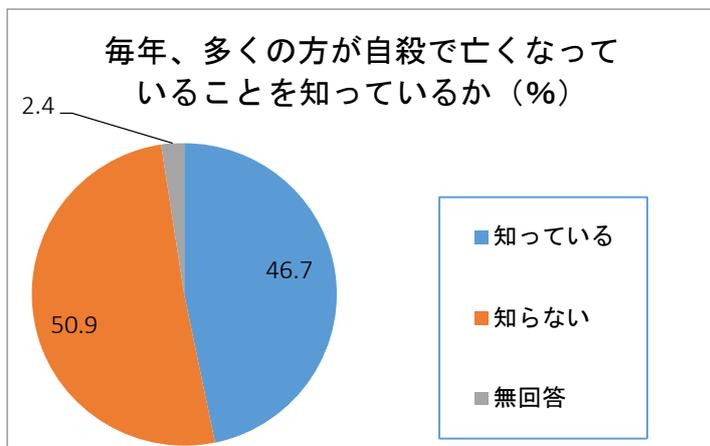
- 身近な人のうつ病のサインに気づいた時、専門医療機関へ相談することを勧めるかについて、「勧める」71.1%で一番多く、次いで「わからない」24.8%、「勧めない」1.3%となっています。



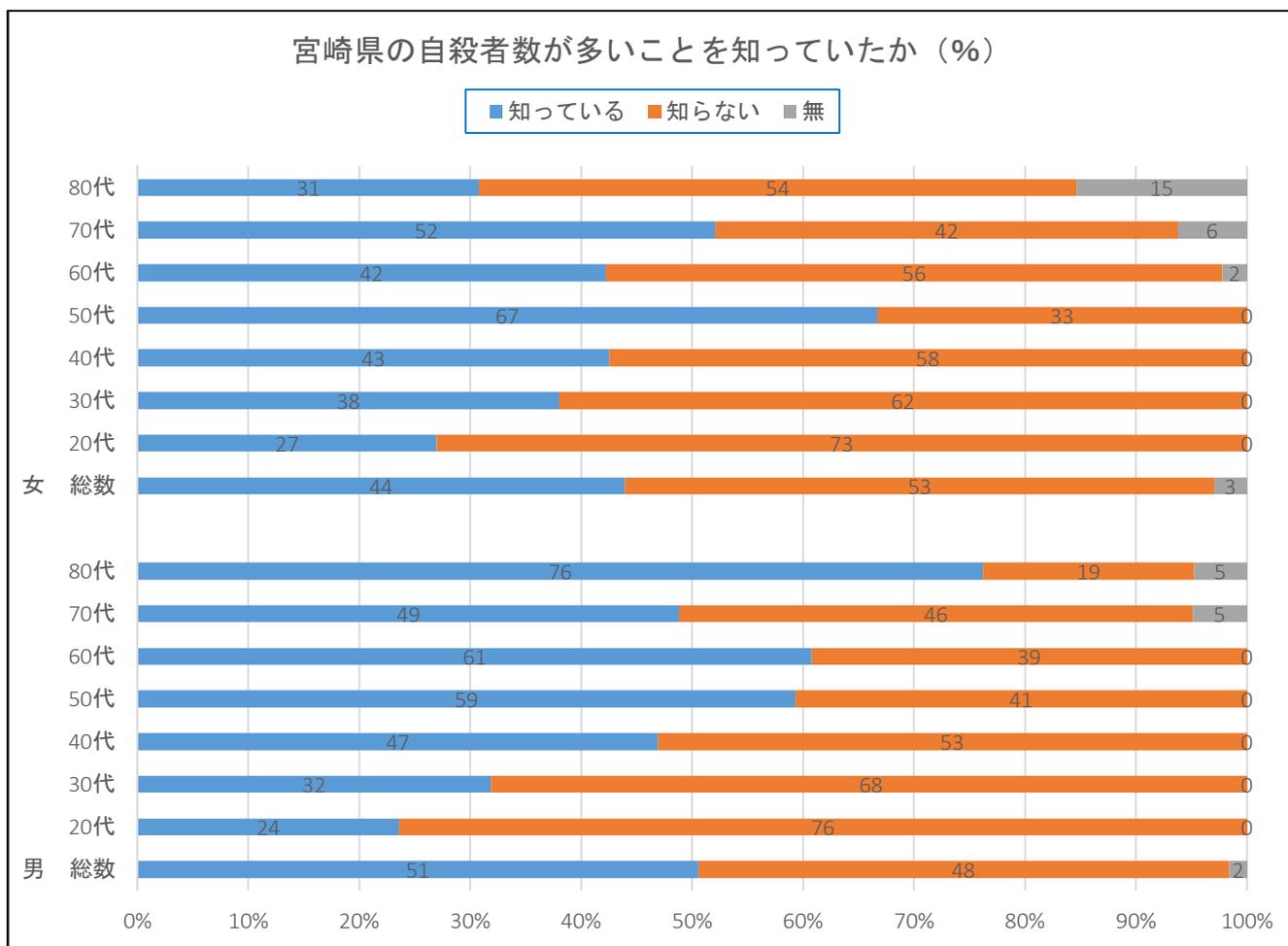
- 専門医療機関へ相談することを勧めない理由について、「かかりつけ医（内科等）に相談する」36.8%で一番多く、次いで「自然に治るだろう」「体調を崩すのは本人自身が原因だと思う」8.8%となっています。



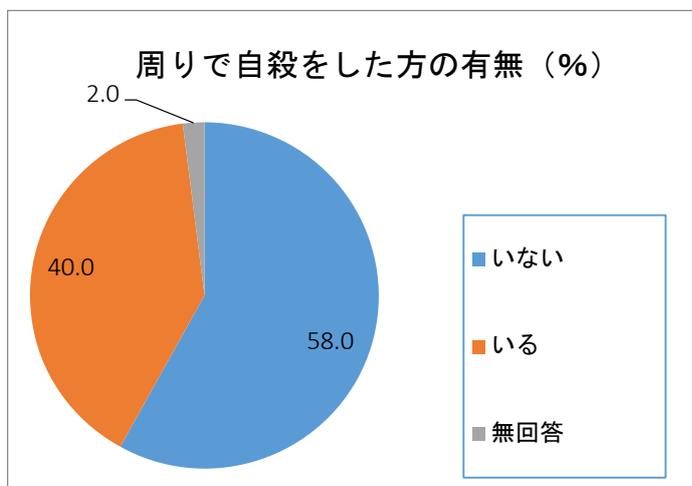
- 宮崎県の平成28年の自殺者数は205人です。毎年、このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っているかについて、「知らない」が50.9%で、「知っている」46.7%となっています。



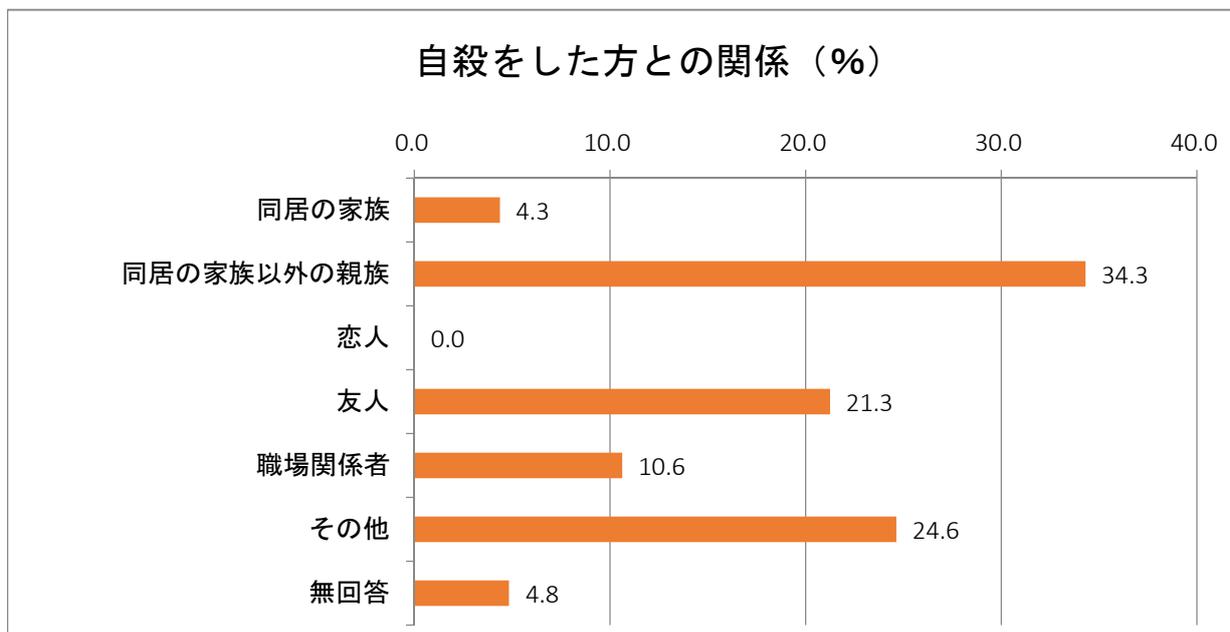
- 性別・年齢別に見ると、「知らなかった」が20代男性76%、女性73%と一番高く、次いで30代男性68%、女性62%となっており、比較的若い世代で宮崎県における自殺の現状が認知されていないことが伺えます。



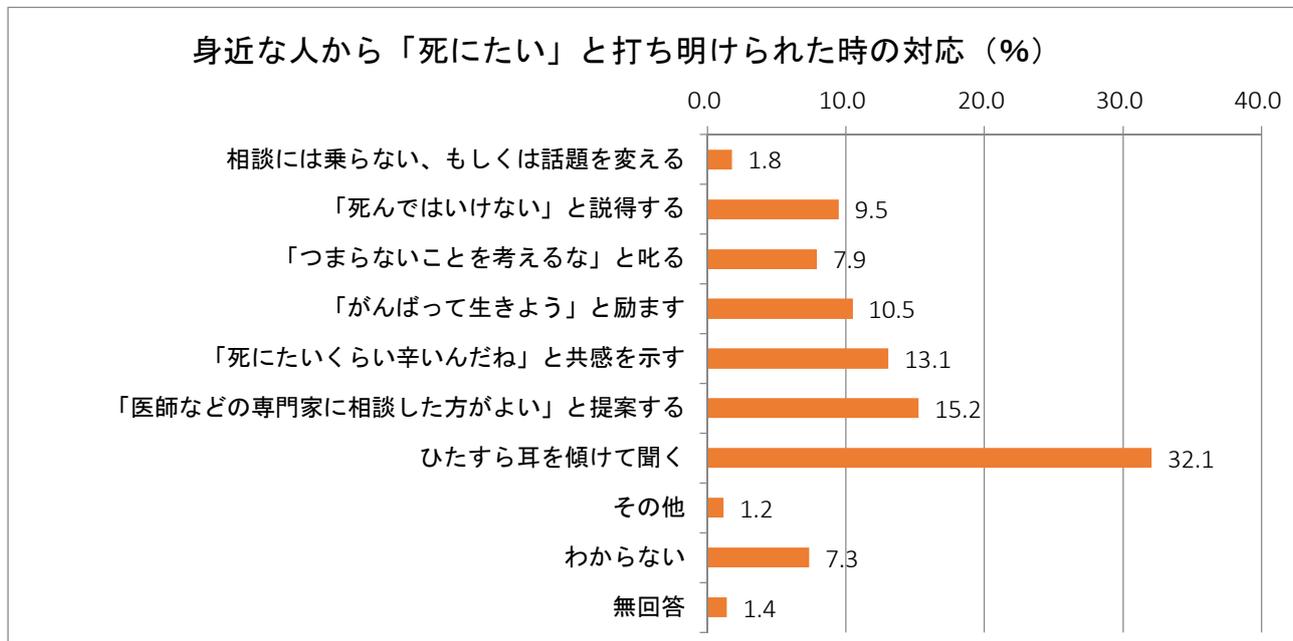
- 周りで自殺をした方がいるかどうかについて、「いない」が58%で、「いる」40%でした。4割の方が周りに自殺をされた方がいる状況となっています。



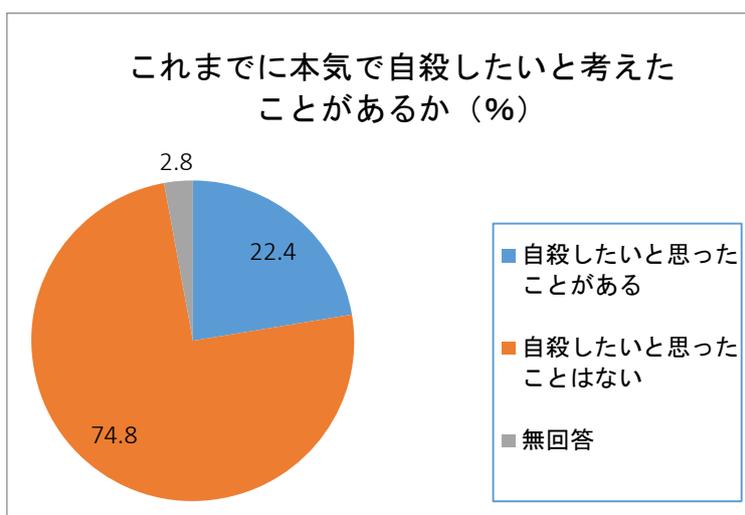
- 自殺をした方がいると回答した人に対して、その関係を伺ったところ、「同居の家族以外の親族」34.3%で一番多く、次いで「その他」24.6%となっています。



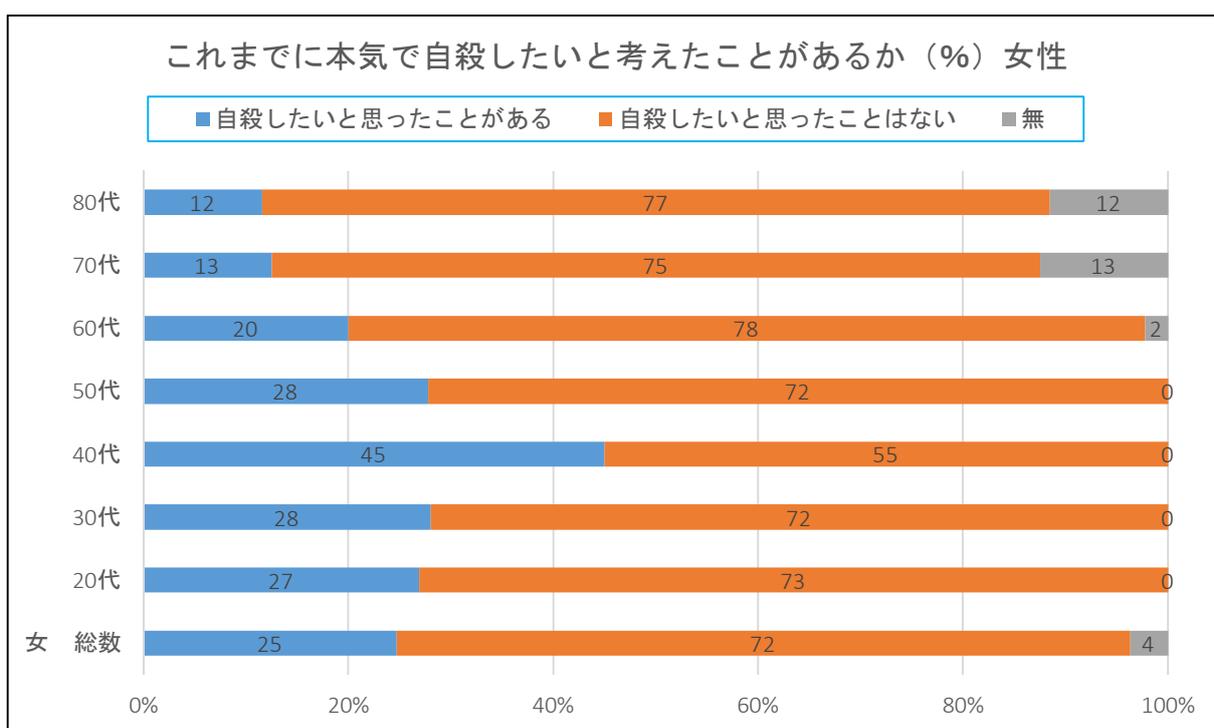
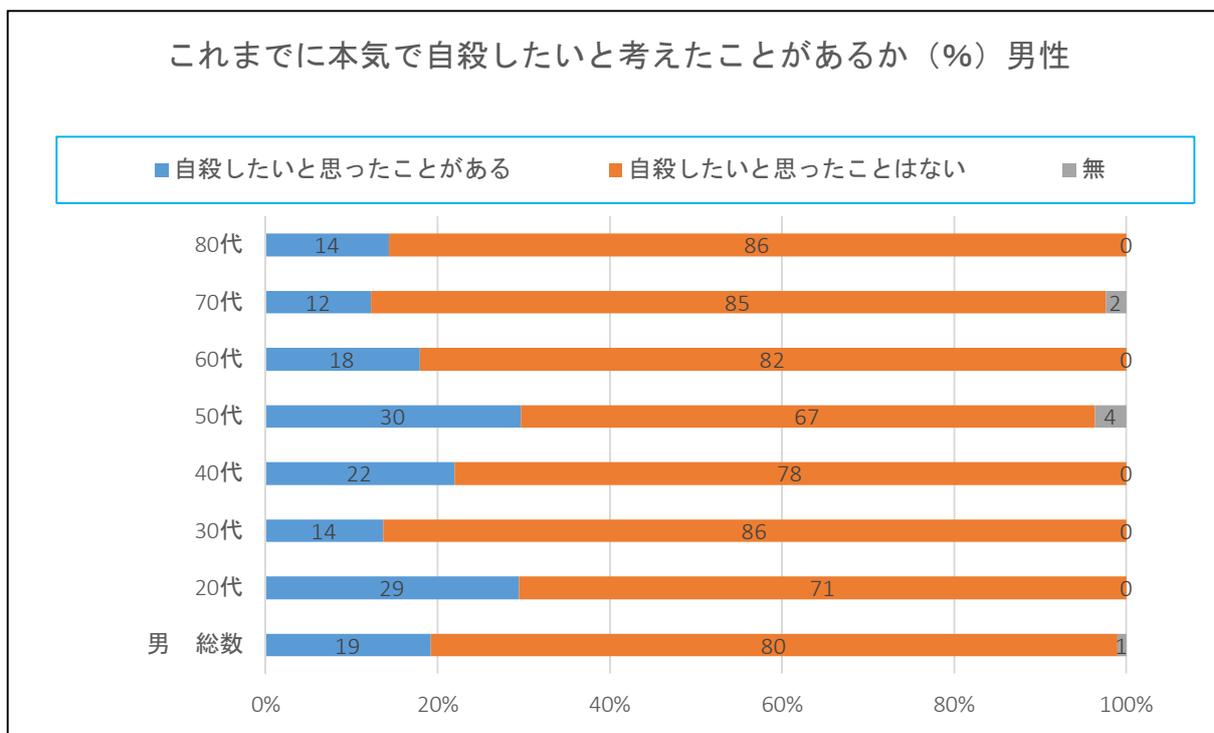
- 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応については、「ひたすら耳を傾けて聞く」32.1%で一番多く、次いで「医師などの専門家に相談した方がよい」と提案する」15.2%、「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す」13.1%となっています。



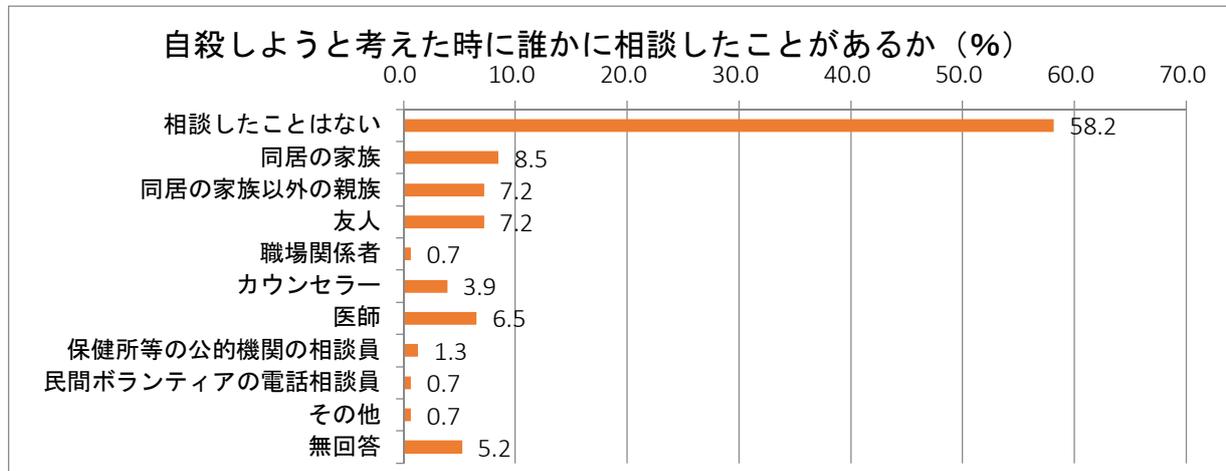
- これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがあるかについて、「自殺したいと思ったことがない」74.8%、「自殺したいと思ったことがある」22.4%となっています。



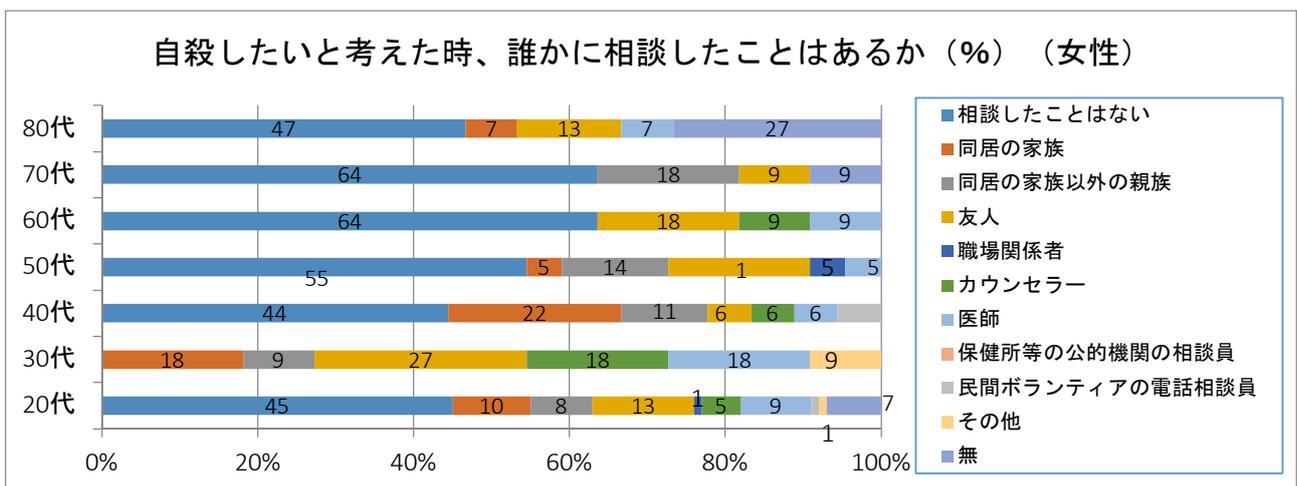
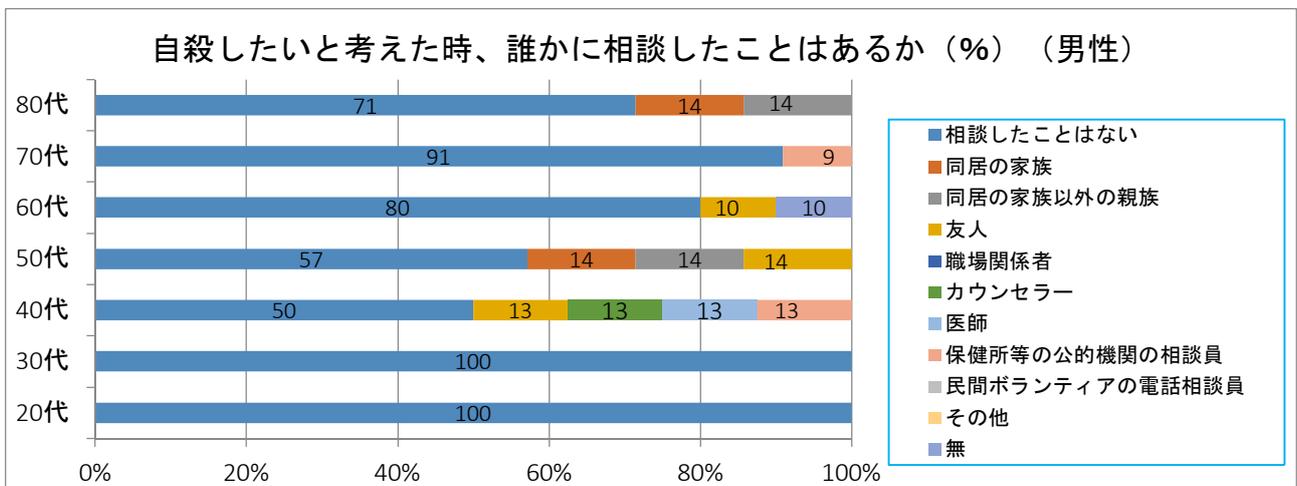
- ▶ 性別・年齢別に見ると、男性 19%、女性 25%で女性の方が高くなっています。男性は 50 代で 30%、女性は 40 代で 45%をピークにどの年代でも自殺したいと考えたことがあると回答しています。特に女性の 40 代における割合について、県の調査結果では 30.3%となっており、県と比較してもかなり高くなっています。



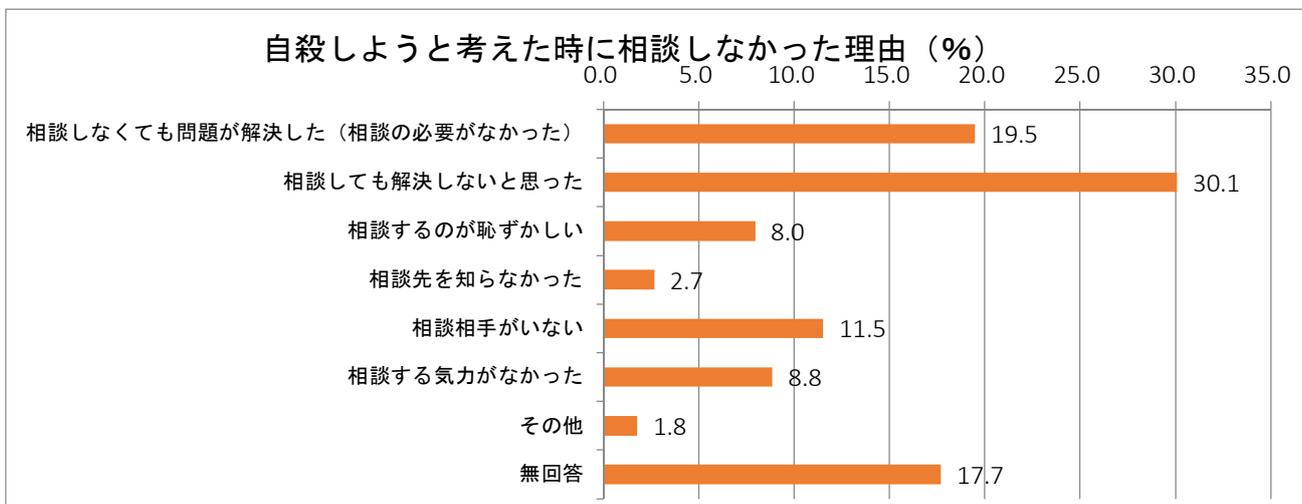
- 「本気で自殺したいと考えたことがある」と答えた人で、その時に誰かに相談したかについては、「相談したことはない」58.2%が一番多くなっています。相談した相手としては、「同居の家族」8.5%が一番多く、次いで、「同居の家族以外の親族」・「友人」7.2%であり、身近な人に相談している実態が伺えます。



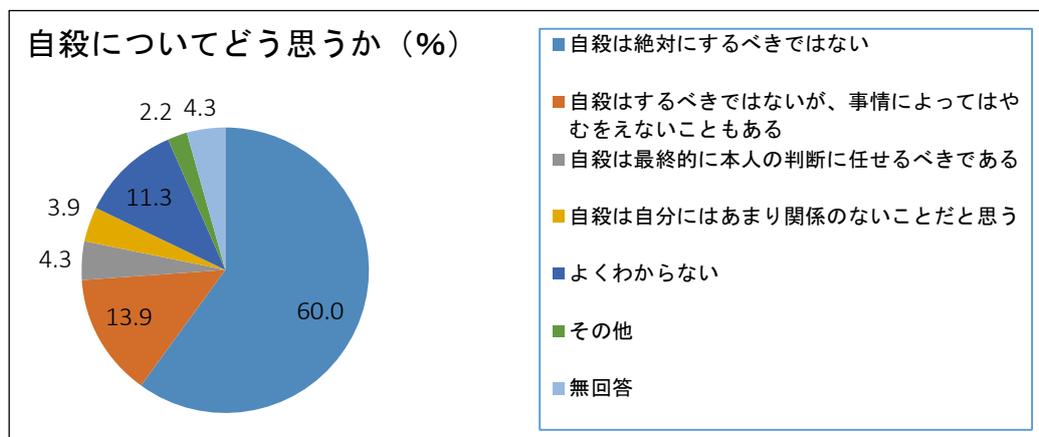
- 性別・年齢別で見ると「相談したことはない」と答えた人の割合は、男性74%で、20代と30代では100%、女性45%で、50代と60代では64%と一番多くなっています。



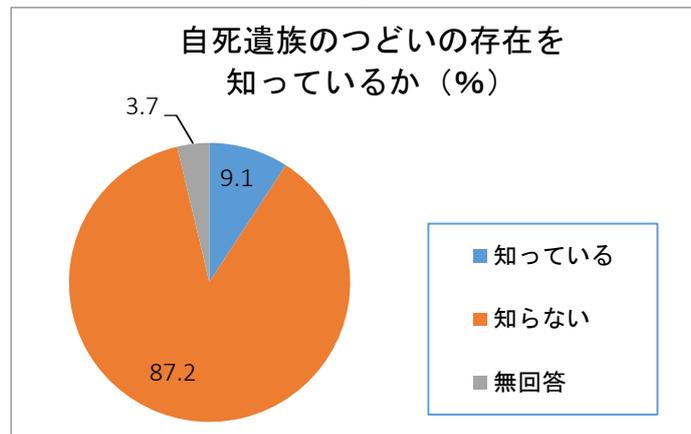
- 自殺したいと考えた時、「相談しなかった」と答えた人で、その理由については「相談しても解決しないと思った」30.1%で一番多く、次いで「相談しなくても問題が解決した（相談の必要がなかった）」19.5%となっています。



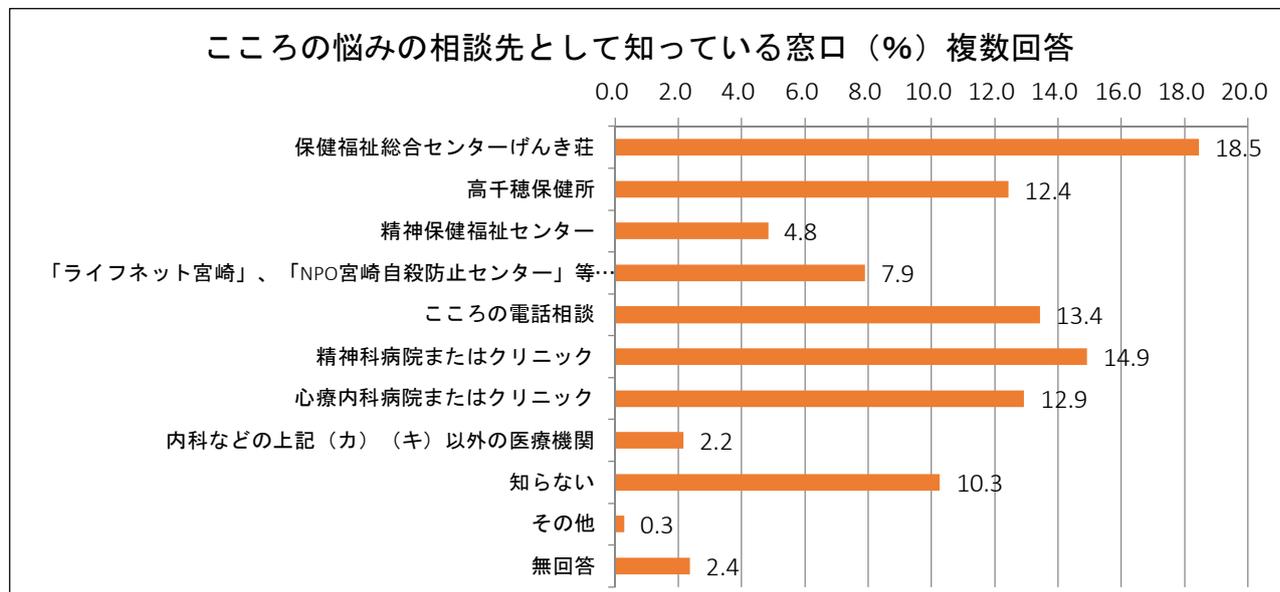
- 自殺についてどう思うかについて、「自殺は絶対にすべきではない」が60%で一番多く、次いで「自殺はすべきではないが、事情によってはやむをえないこともある」13.9%となっています。



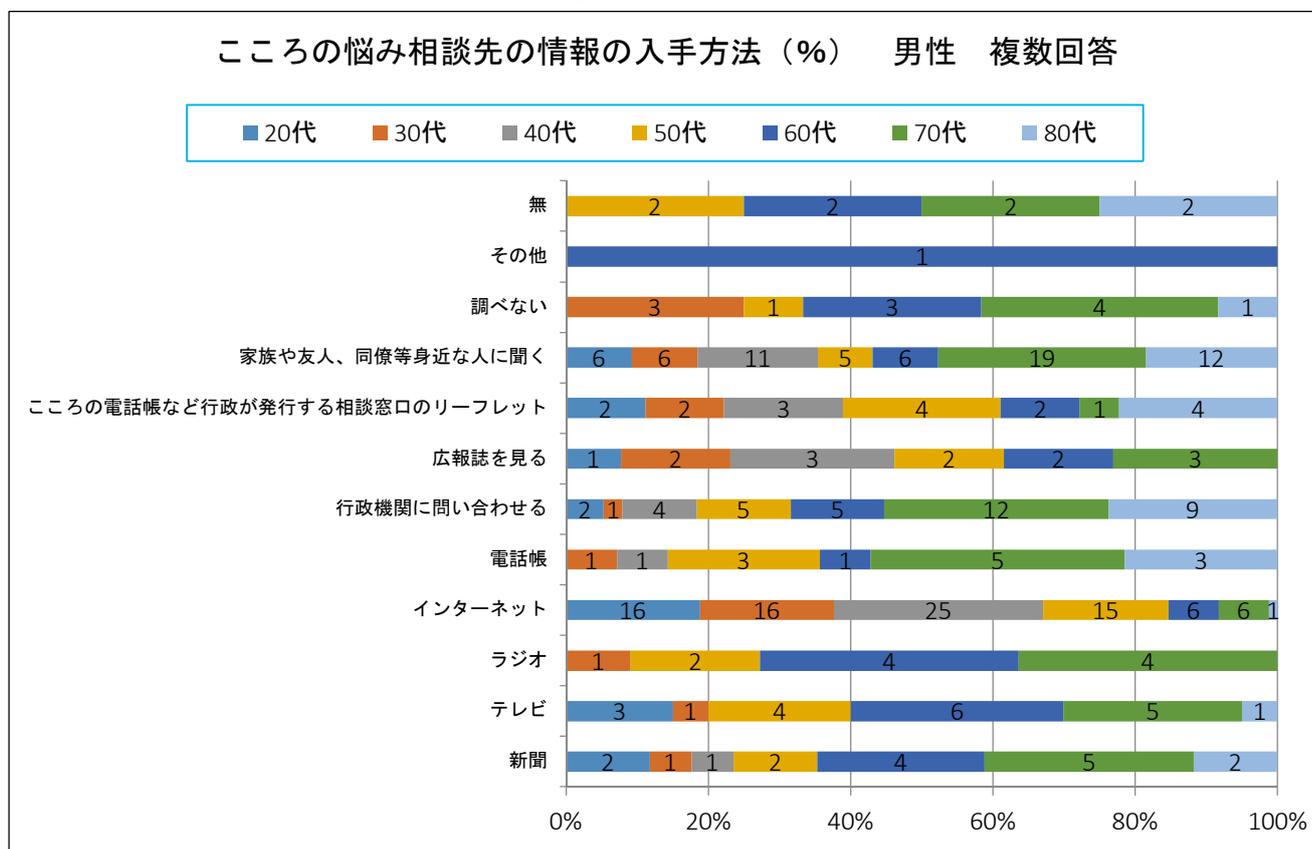
- 自死遺族の「つどい」の存在については、「知らない」が87.2%となっています。



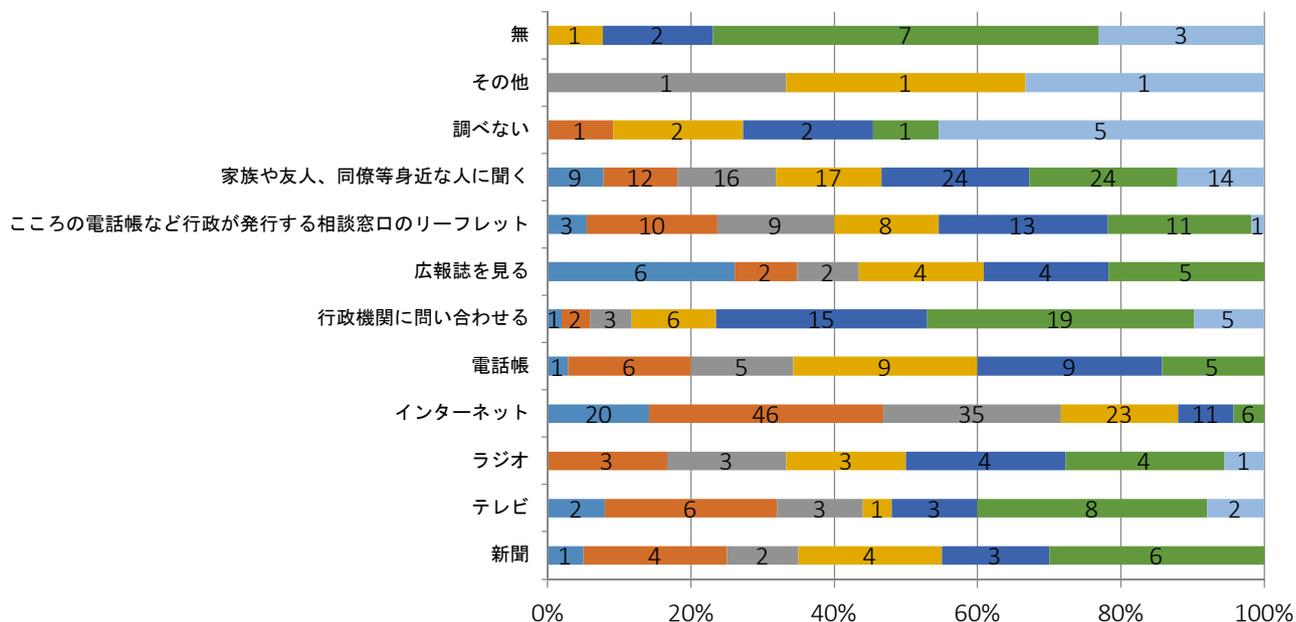
- こころの悩みの相談先として知っている相談窓口については「保健福祉総合センターげんき荘」18.5%で一番多く、次いで「精神科病院またはクリニック」14.9%、「こころの電話相談」13.4%となっています。また、「知らない」と答えた人の割合は10.3%でした。



- 男性は40代以上、女性は60代以上で「保健センターげんき荘」と答えた割合が多くなっています。性別、年齢別に見ると、男性20代、60代で「知らない」と答えた割合が多くなっています。

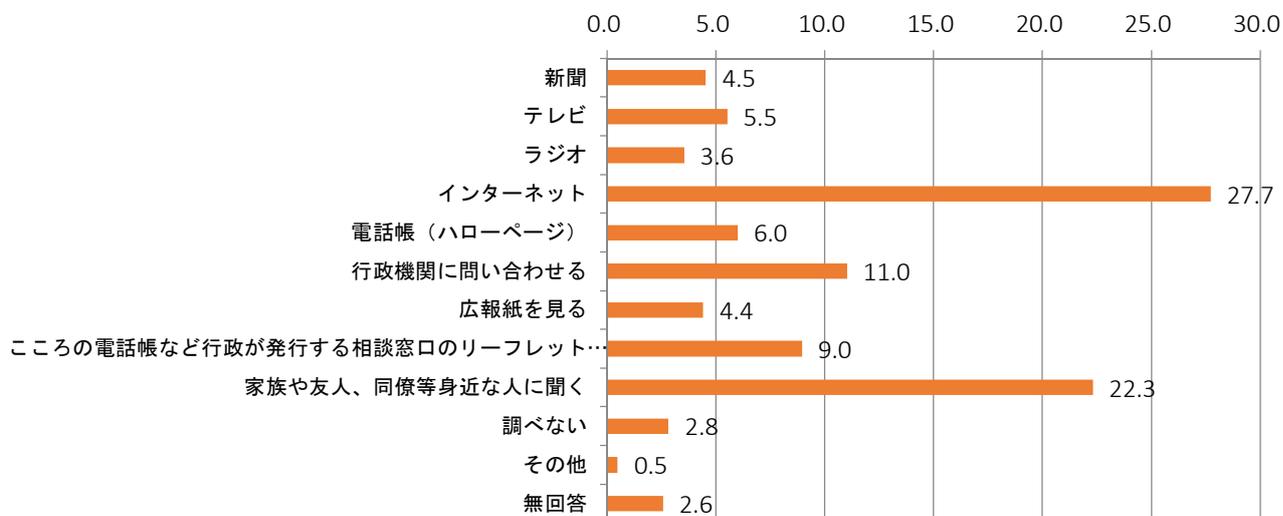


こころの悩み相談先の情報の入手方法（%） 女性 複数回答

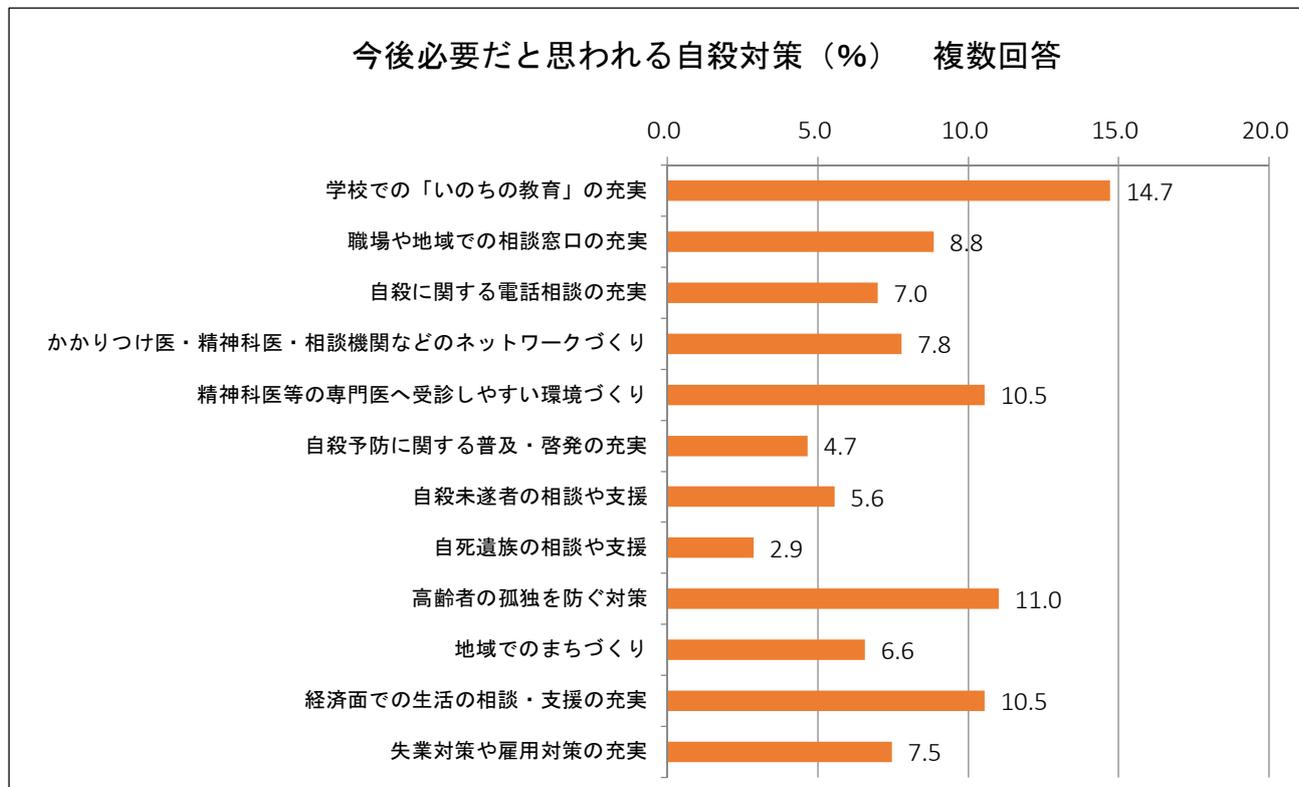


- こころの悩みで相談先の情報をどのように得るかについては、「インターネット」27.7%で一番多く、次いで「精神科病院またはクリニック」14.9%、「こころの電話相談」13.4%となっています。
 なお、60歳代までは「インターネット」、70歳代以上は「家族等身近な人に聞く」が最も多く、年齢によって、情報を得る手段に違いが見られています。

こころの悩み相談先の情報の入手方法（%） 複数回答



- 今後、必要と思われる自殺対策については、「学校での「いのちの教育」の充実」14.7%で一番多く、「高齢者の孤独を防ぐ対策」11%、「精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり」「経済面での生活の相談・支援の充実」10.5%となっています。



第3章 いのちを支える自殺対策における取り組み

1 自殺対策の施策体制

国が定める「地域自殺対策施策パッケージ」において、取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、高千穂町の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

なお、児童生徒への取り組みは、将来を担う子どもたちにとって重要な取り組みであるとの観点から、重点施策として位置づけます。

また、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図るため、庁内の様々な既存事業を「生きる支援関連施策」として位置づけ、より包括的な自殺対策を推進します。

誰も自殺に追い込まれることのない高千穂町

4つの「基本施策」

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援

4つの「重点施策」

1. 高齢者の支援
2. 生活困窮者、無職者・失業者の支援
3. 勤務者・経営者の支援
4. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

生きる支援関連施策

高千穂町の既存事業を自殺予防の観点で捉えて、全庁的な連携のもと、生きることの支援を行います。

2 基本施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策パッケージ」において、全ての市町村で実施されることが望ましいとされている基本的な取り組みで、自殺対策を進める上で欠かすことのできない基盤的な取り組みです。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、職場の問題、人間関係等の様々な要因が関係しています。それらに適切に対応するためには、地域の多様な支援者や関係機関が連携・協力して、実効性のある施策を推進していくことが必要です。そのため、行政だけではなく、自殺対策に係る様々な関係機関等との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【いのちを支える自殺対策推進本部の設置】</p> <p>町長をトップとした全課長で構成される庁内組織であり、全庁内的な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。</p>	全課
<p>【いのちを支える自殺対策ワーキンググループの設置】</p> <p>全課長補佐等で構成される庁内組織であり、各部署における「生きることの促進」につながる取り組みの推進強化を図ります。</p>	全課
<p>【いのちを支える自殺対策推進協議会の設置】</p> <p>関係部署、関係機関及び民間団体等で構成され、自殺対策に向けた連携の強化を図り、社会全体での取り組みを推進します。</p>	いのちを支える自殺対策 推進協議会 保健センター
<p>【要保護児童対策地域協議会】</p> <p>子どもに関わる地域の関係者が関係機関や民間団体等で構成され、自殺対策に向けた連携の強化を図り、社会全体での取り組みを推進します。</p>	福祉保険課
<p>【公民館長会、民生・児童委員会における普及啓発】</p> <p>各会議等で、本町の自殺の現状と対策についての情報提供やゲートキーパーの役割について啓発し、社会全体での見守りと支え合いができる体制を推進します。</p>	総務課 社会福祉協議会 保健センター

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの 目標値
いのちを支える自殺対策 推進本部会議の開催	平成30年度設置	1回以上/年
いのちを支える自殺対策 ワーキンググループ会議の開催	平成30年度設置	1回以上/年
いのちを支える自殺対策 推進協議会会議の開催	平成30年度設置	1回以上/年
公民館長会、民生・児童委員会等 における普及啓発	—	1回以上/年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱え、自殺のリスクが高い人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を充実させることが必要です。

自殺のリスクを抱えている人に寄り添いながら、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成等の必要な研修の機会を確保します。

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【全職員を対象としたゲートキーパー研修会の開催】</p> <p>窓口業務や各種相談、徴収業務等、町民に接する職員が早期に自殺のサインに気づくことができるよう、また全庁的な取り組み意識を高めるため、全職員を対象に研修会を開催します。</p>	<p>総務課 保健センター</p>
<p>【町民や各種団体を対象としたゲートキーパー研修会の開催】</p> <p>地域住民に身近な存在である民生・児童委員や地区組織、商工会、食生活推進員、母子保健推進員、地域ボランティア等を対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 福祉保険課 教育委員会 保健センター</p>
<p>【こころの健康づくり講座】</p> <p>町民に対して自殺の要因となり得る精神疾患や自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等の理解を深めるための研修を開催します。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 保健センター</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの 目標値
全職員を対象とした ゲートキーパー研修会の開催	-	全職員1回以上/年
町民や各種団体を対象としたゲート キーパー研修会の開催	-	1回以上/年
こころの健康づくり講座の開催	-	1回以上/年

(3) 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実があります。危機に陥った場合は誰かに救いを求めることが必要であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺を考えている人は何らかのサインを発しています。自殺を防ぐために、サインを発している本人や、そのサインに気づいた周囲の人が相談できる窓口の周知活動を徹底し、早い段階で支援につなげていけるよう体制を整えます。

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【リーフレット・啓発グッズ等の作成と配布】</p> <p>庁内の窓口や医療機関、公共施設等に相談窓口一覧のリーフレットやこころのチェックカード等を設置し、自殺予防と早期発見の啓発を行います。</p>	<p>各課 医療機関 保健センター</p>
<p>【図書館を活用した啓発】</p> <p>こころの健康に関するリーフレットや相談窓口一覧のリーフレット、こころのチェックカード等を設置し、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に心の健康に関するポスターの掲示や書籍の紹介等を行います。</p>	<p>教育委員会 保健センター</p>
<p>【成人式での啓発】</p> <p>こころの健康に関するリーフレットや相談窓口一覧のリーフレット等を配布し、周知を図ります。</p>	<p>教育委員会 保健センター</p>
<p>【広報媒体を活用した啓発活動】</p> <p>町広報やテレビ高千穂、ホームページ等に、自殺対策や相談窓口の情報を掲載し、施策の周知と理解の促進を図ります。</p>	<p>企画観光課 保健センター</p>
<p>【町民を対象としたこころの健康づくり講座】</p> <p>地域からの要望を受けて実施する出前講座において、保健師を派遣し自殺予防と早期発見の啓発を行います。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 保健センター</p>
<p>【各種イベント等での啓発活動】</p> <p>健康フェスや福祉まつりのイベント等で周知グッズや相談窓口一覧のリーフレット等の配布や相談コーナーの開設を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 保健センター</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
リーフレット・啓発等グッズの作成と配布	関係課への設置	各課に設置
図書館を活用した啓発	啓発コーナーの設置 (通年)	書籍紹介 ポスター掲示 1回/年
成人式での啓発	—	毎回
広報媒体を活用した啓発活動	町広報年1回	町広報1回以上/年 テレビ高千穂・ホームページ随時掲載
こころの健康づくり講座の開催	—	1回以上/年
各種イベント等での啓発活動	—	1回以上/年

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）」を増やす取り組みを行うことで、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【生活における困りごと相談の充実】 それぞれの年代や生活状況によって生じる様々な困りごと（健康・子育て・介護・住まい・生活困窮・虐待等）に応じて、緊密な連携のもと相談対応と問題解決に取り組みます。</p>	<p>西臼杵支庁 社会福祉協議会 (生活困窮者自立支援) 全庁的に実施</p>
<p>【高齢者の居場所づくりの推進】 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、身近な公民館を利用したサロン・サテライトを開催します。関係機関と連携しながら、からだだけでなく、こころの健康づくりを盛り込んだ介護予防に努めます。 老人クラブ活動を支援することで、地域とつながりを持つ機会を増やし、高齢者が生き生きと生活できる地域づくりを目指します。</p>	<p>老人クラブ連合会 社会福祉協議会 保健センター</p>
<p>【子育て支援センターの活用・利用促進】 子育て世代の親と子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供します。子育ての相談を行うとともに、子育てに関する各種情報の周知を図ります。</p>	<p>福祉保険課 子育て支援センター 保健センター</p>
<p>【民生・児童委員との連携強化】 地域住民が気軽に集い、相談できる場所「茶飲み場」の開設に対する支援や連携を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会 民生・児童委員 保健センター</p>
<p>【うつ等のスクリーニングの充実】 地域の健康相談や独居高齢者訪問等の機会を活用して、うつ等の可能性がある人の早期発見に努め、個別の支援につなげるよう努めます。 産婦・新生児等の訪問において、産後うつスクリーニングの実施や保健指導を通して、初期段階における支援につなげます。</p>	<p>保健センター</p>

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【自殺未遂者の支援】</p> <p>自殺未遂者は自殺のハイリスクの対象となるため、医療機関や警察、消防、保健所等との緊密な体制のもとで、切れ目のない包括的な支援を行うことで、リスクの軽減に努めます。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 高千穂保健所 保健センター</p>
<p>【かかりつけ医による精神科医紹介システムの推進】</p> <p>自殺のリスクを抱えている可能性が高い「うつや不眠等」を訴える人の早期発見と早期対応のため、かかりつけ医と精神科医が連携を深め、支援につながるようシステムの充実を支援します。</p>	<p>西臼杵医師会 高千穂保健所 保健センター</p>
<p>【遺された人への支援】</p> <p>自死により遺された家族等は深刻な影響を受けていることが多く、早期に相談機関等の周知に努めるとともに、関係機関と連携して個別の支援に努めます。</p>	<p>国保病院 高千穂保健所 保健センター</p>
<p>【つどい等の周知】</p> <p>自死遺族の支援のために行われている宮崎自殺防止センター「ランタンのつどい」やこころの電話相談等の情報を、ポスター展示やリーフレットの設置及び町ホームページ等で周知します。</p>	<p>自殺防止センター 高千穂保健所 福祉保険課 教育委員会 保健センター</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの 目標値
高齢者の居場所づくりの推進	サロン・サテライト 1～4／週開催（各地区1回／年の講話） 依頼のあった老人クラブ等で相談・講話	現状維持
子育て支援センターの活用・利用促進	原則月曜～金曜開所 保健師による育児相談会1回／月	現状維持
民生・児童委員との連携強化	—	意見交換会等の実施 1回以上／年

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
うつ等のスクリーニングの充実	独居高齢者訪問 新生児・産婦全戸訪問 産後健診の実施	現状維持
関係機関との会議の開催	—	1回以上／年
自死遺族のつどい等に関するポスター掲示やリーフレットの設置	通年設置	継続

3 重点施策

(1) 高齢者の支援

高齢者の自殺では、身体的、精神的及び社会的な要因から閉じこもりや抑うつ状態となり孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に応じた支援や働きかけが必要です。

このため本町では、行政サービスだけでなく、各地域組織や民間団体等と連携し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の強化に取り組みます。また、様々な機会を通して、地域での気づきや見守りを推進していきます。

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【地域包括ケア会議】 地域の高齢者が抱えている様々な問題解決の中に、高齢者のこころの健康づくりや自殺対策の視点も加えて支援の充実を図ります。</p>	<p>町内介護関係機関 福祉保険課 国保病院 保健センター</p>
<p>【地域での気づきと見守り体制の強化】 地域の身近な支援者（公民館長、民生・児童委員等）が地域のゲートキーパーとなることで、様々な悩みを抱える高齢者を早期に把握し、適切な支援に繋ぐことができるとともに、その後の見守りを続けていける体制の構築に努めます。</p>	<p>総務課 社会福祉協議会 保健センター</p>
<p>【地区健康講話・健康相談】 地域の公民館等で開催する健康講話・健康相談の機会に、「うつ」を含め、こころの健康や自殺に関する正しい知識等の理解についての深めるための教育を行います。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 保健センター</p>
<p>【閉じこもり対策の推進】 高齢者が地域の人との交流等により生きがいを持って生活できるよう、地区の行事やサロン・サテライト等への参加を勧め、必要なときに適切な支援につながるよう対策を進めます。 地域の高齢者に積極的に声かけを行い、日頃から相談しやすい関係づくりに努めます。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 保健センター</p>
<p>【高齢者に関わる関係機関のゲートキーパー研修の開催】 関係機関の職員向けにゲートキーパー研修を開催し、高齢者のこころの健康づくりや自殺対策についての理解を深めます。</p>	<p>福祉保険課 社会福祉協議会 保健センター</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの 目標値
地域包括ケア会議への参加	4回／年	現状維持
地区健康講話・健康相談の開催	随時	継続
高齢者に関わる関係機関のゲートキーパー研修の開催	—	1回以上／年

(2) 生活困窮者、無職者・失業者の支援

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護などの多様かつ広範な問題が、複合的に関わっていることが多く、経済的困窮に加えて地域社会からも孤立しやすいという傾向があります。

また、自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

特に、勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、無職者・失業者に対する自殺対策を、包括的な自殺対策の中に位置付けていくことが重要です。

このような観点から、自殺のリスクの高い生活困窮者、無職者・失業者に対して、自殺のリスクをもれなく把握し、生活困窮者自立支援法による自立支援事業等と連動した包括的な支援や多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制の構築を図ります。

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【包括的な相談支援の充実】 生活困窮者等への対応にあたっては、関係機関との連携を強化し、自殺のリスクを抱えた人の生きることへの包括的な支援を実施します。</p>	<p>西臼杵支庁 社会福祉協議会 福祉保険課 保健センター</p>
<p>【町民税・各種料金徴収業務と連携した生活困窮者の把握と支援】 納税相談や各種料金の支払いに関する相談等から把握した生活問題や経済問題等について、関係部署や関係機関と連携して解決に向けた支援に努めます。</p>	<p>税務課 福祉保険課 上下水道課 建設課 会計課 保健センター</p>
<p>【医療費助成制度や就学援助制度等の拡充】 各種制度の活用を通して、医療費や教育費の負担軽減を図り、生きる支援につなげます。</p>	<p>福祉保険課 教育委員会</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの 目標値
関係部署や関係機関との会議の開催	—	1回以上／年
関係機関等との支援に向けた会議の 開催	必要に応じて 随時実施	継続

(3) 勤務者・経営者の支援

本町では、働き盛りの男性における自殺が課題となっています。特に、働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱え込んでしまうことが多く、また過労、失業、身体的疾患、子育て、親世代の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を盛り込んだ包括的な取り組みが重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」として捉えて、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の関係機関と連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【小規模事業所等との連携強化】</p> <p>職場のストレスチェックが義務づけられていない従業員50人未満の事業所に対して、管理者や勤務する人のこころの健康づくりのため、積極的に連携を図ります。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 企画観光課 保健センター</p>
<p>【小規模事業所向けの健康相談や健康教育】</p> <p>町内の小規模事業所に対して、ゲートキーパー研修やメンタルヘルス研修の必要性の理解を促し、要望に応じて保健師を派遣します。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 企画観光課 保健センター</p>
<p>【農業者等自営業の人への啓発事業の強化】</p> <p>様々な機会を活用して、こころの健康に関するリーフレットや相談窓口一覧のリーフレット等を配布し、周知を図ります。</p>	<p>いのちを支える 自殺対策推進協議会 企画観光課 農林振興課 保健センター</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの 目標値
小規模事業所等との連携強化のための会議等の開催	—	1回以上/年
健康相談やメンタルヘルス健康教育等の開催	—	2回以上/年
農業者等自営業の人への啓発	—	1回以上/年

(4) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育（困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育）の推進

いじめを苦にした児童・生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため本町でも、「生きることの包括的な支援」として、児童・生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、困難やストレスに直面した時、「信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目的とした「SOSの出し方に関する教育」を行うことで、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう関係機関と連携して取り組みます。

主な取り組み	担当課 関連協力団体等
<p>【SOSの出し方教育の実施】</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難やストレスに直面したときの対処法やSOSの出し方を学ぶための具体的かつ実践的な教育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健センター</p>
<p>【教職員向けのゲートキーパー研修の推進】</p> <p>児童生徒と日々接している教職員に対して、子どものSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止め対応するかについて理解を深めるための研修会の実施を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健センター</p>
<p>【保護者向けSOSの気づきの啓発】</p> <p>児童生徒の保護者に対して、子どものSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止め対応するかについて理解を深めるための啓発リーフレットを配布します。</p>	<p>教育委員会 保健センター</p>
<p>【養護教諭部会との連携】</p> <p>定期的実施されている会議等において、「SOSの出し方教育」のあり方について協議し、教育の充実を図ります。</p>	<p>教育委員会 保健センター</p>
<p>【児童生徒の支援体制の強化】</p> <p>不登校や家庭環境及び健康上のハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携し、包括的・継続的に支援します。</p>	<p>福祉保険課 教育委員会 国保病院 保健センター</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの 目標値
SOS の出し方教育の実施	—	各学校にて 1回以上／年
教職員向けのゲートキーパー研修の 推進	—	1回以上／年
保護者向け SOS の気づきの啓発	—	1回以上／年
養護教諭部会との連携	会議の出席 (5回／年)	継続

第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策組織の関係図

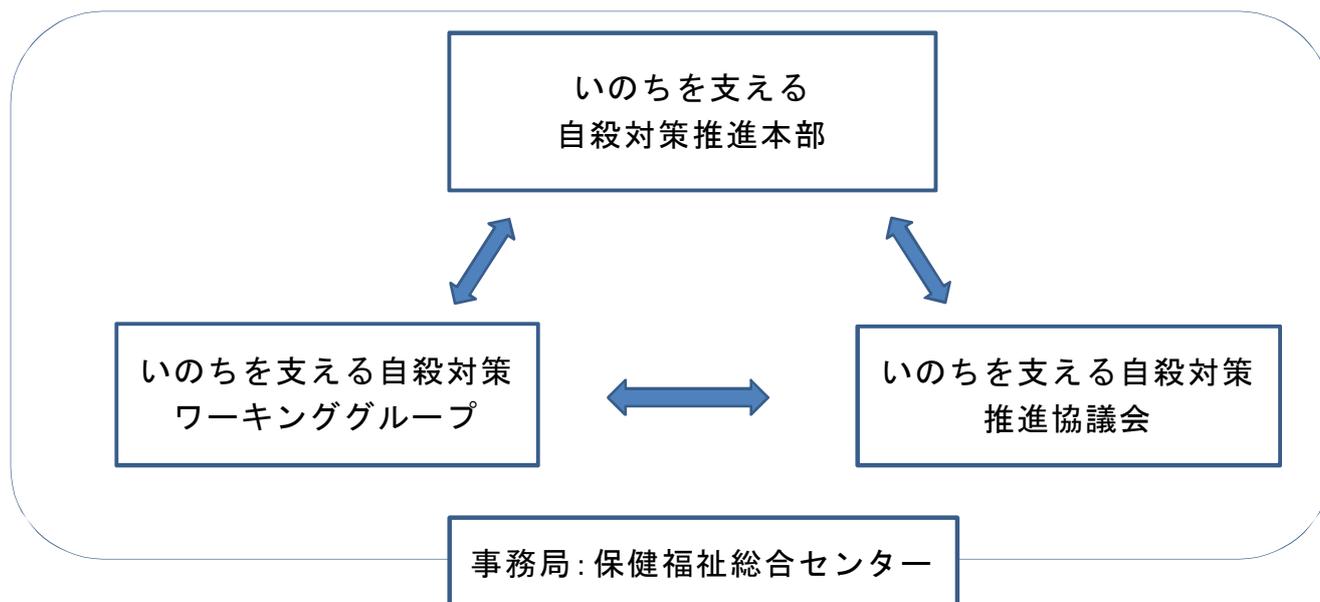
町長を責任者とした各課長で構成する「いのちを支える自殺対策推進本部及び各課長補佐等で構成するいのちを支える自殺対策ワーキンググループ」を設置し、自殺対策について庁内全ての部署との連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

【いのちを支える自殺対策推進本部における所掌事項】

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること
- (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること

また、保健、医療、福祉、職域、教育、民間団体等の関係機関や団体で構成する「いのちを支える自殺対策推進協議会」において、関係機関や団体との連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。

本計画における基本施策、重点施策及び生きる支援関連施策については、いのちを支える自殺対策推進本部及びいのちを支える自殺対策ワーキンググループにおいてPDCAサイクルによる評価を実施し、いのちを支える自殺対策推進協議会の意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



第5章 資料編

1 自殺対策行動計画の策定に伴うこころの健康に関するアンケート調査 調査票

平成30年6月8日

各位

高千穂町長 内倉 信吾

「高千穂町自殺対策行動計画」策定に伴う
こころの健康に関するアンケート調査について

《ご協力をお願い》

宮崎県は人口10万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）が、全国平均を上回る状況にあり、自殺で亡くなる方が多い県となっています。

高千穂町では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して、いのちを支える地域づくりに取り組むため、「自殺対策行動計画」を策定いたします。

そこで、今回、計画策定や今後の取り組みに活かすため、町民の皆様のこころの健康状態を把握することを目的に「こころの健康に関するアンケート調査」を実施することといたしました。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。なお、この調査は町内在住の20歳以上の方を無作為に抽出して依頼しております。お答えいただいた内容は統計的に処理し、調査対象者全体を集計します。個々人の回答が外部に伝わることはありません。



尚、アンケート調査の回答につきましては、**6月29日（金）**

までに、同封の返信用封筒にてご返送くださいますよう、お願い致します。

このアンケートについて、不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

高千穂町保健福祉総合センター げんき荘 保健予防係
(TEL: 0982-73-1717)

問10 普段からあなたの心配や悩みなどを受けとめて、耳を傾けてくれる人はいますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 同居の家族
- イ 同居の家族以外の親族
- ウ 友人
- エ 近所の知り合い
- オ いない
- カ その他 ()

問11 悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることは恥ずかしいことだと思いますか。以下の中であなたのお考えに最も近いもの1つだけに○をつけてください。

- ア そう思う
- イ どちらかというと思う
- ウ どちらかというと思わない
- エ そうは思わない
- オ わからない

問12 日常生活での悩みやストレスを解消するために、よく行うことは何ですか。以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 音楽（カラオケを含む）
- イ 身体を動かす
- ウ テレビや映画をみたり、ラジオを聞いたりする
- エ 食べる
- オ 寝る
- カ 人と話をする
- キ 買い物
- ク お酒を飲む
- ケ たばこを吸う
- コ パチンコなどのギャンブル・勝負ごとをする
- サ 旅行やドライブ
- シ インターネット（ネットサーフィン等）
- ス スマホゲーム（スマートフォンでのゲーム）をする
- セ その他 ()
- ソ 特になし

問13 この1ヶ月間にどれくらいの頻度で次の(1)から(6)に示したようなことがありましたか。(1)から(6)それぞれについて、最も近いもの 1つだけに○をつけてください。

(1) ちょっとした事でイライラしたり不安に感じたりした	いつも	ほとんど	ときどき	少し	全くない
(2) 絶望的だと感じた	いつも	ほとんど	ときどき	少し	全くない
(3) そわそわ落ち着かなく感じた	いつも	ほとんど	ときどき	少し	全くない
(4) 気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じた	いつも	ほとんど	ときどき	少し	全くない
(5) 何をするのもおっくうだと感じた	いつも	ほとんど	ときどき	少し	全くない
(6) 自分は価値のない人間だと感じた	いつも	ほとんど	ときどき	少し	全くない

問14 この1か月間のおおよその1日平均睡眠時間はどれくらいですか。以下の中から最も近いもの 1つだけに○をつけてください。

- ア 2時間未満
- イ 2時間以上～4時間未満
- ウ 4時間以上～6時間未満
- エ 6時間以上～8時間未満
- オ 8時間以上～10時間未満
- カ 10時間以上

問15 もし、あなたがよく眠れない日が2週間以上続いたら、医療機関を受診しますか。以下の中であなたのお考えに最も近いもの 1つだけに○をつけてください。

- ア 受診しない
- イ 精神科(心療内科を含む)などの専門の医療機関を受診する
- ウ かかりつけの内科などの医療機関を受診する

問19 もし、ご家族など身近な人の《うつ病のサイン》に気づいたとき、精神科などの専門の医療機関へ相談することを勧めますか。この中から1つだけに○をつけてください。

- ア 勧める
イ わからない
ウ 勧めない
- } → 問21に進んでください

問20 それは、どのような理由ですか。以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 自然に治るだろう
イ 本人が自分で解決できると思う
ウ お金がかかる
エ 時間がかかる
オ 周囲の目が気になる
カ かかりつけ医（内科等）に相談する
キ 近くに医療機関がない
ク 仕事や家族の世話で忙しく連れて行けない
ケ どこを受診すればいいかわからない
コ 体調を崩すのは本人自身が原因だと思う
サ 医療機関では治せない
シ 相談の秘密がもれるのではないかと不安だ
ス 本人との人間関係が壊れることが心配だ
セ 本人が反対するだろう
ソ 交通手段がない
タ 何となく
チ その他（ ）

問21 宮崎県の平成28年の自殺者数は205人でした。毎年、このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていますか。

- ア 知っている
イ 知らない

問22 あなたの周りで自殺をした方はいらっしゃいますか。

ア いない

イ いる



いらっしゃる方は、その人との関係であてはまるもの全てに○をつけてください。

ア 同居の家族

イ 同居の家族以外の親族

ウ 恋人

エ 友人

オ 職場関係者

カ その他 ()

問23 もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのがよいと思いますか。以下の中であなたのお考えに最も近いもの1つだけに○をつけてください。

ア 相談には乗らない、もしくは話題を変える

イ 「死んではいけない」と説得する

ウ 「つまらないことを考えるな」と叱る

エ 「がんばって生きよう」と励ます

オ 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す

カ 「医師などの専門家に相談した方がよい」と提案する

キ ひたすら耳を傾けて聞く

ク その他 ()

ケ わからない

問24 これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。以下の中であなたのお考えに最も近いもの1つだけに○をつけてください。

ア 自殺したいと思ったことがある

イ 自殺したいと思ったことはない → 問27に進んでください

問25 そのように考えたとき、誰かに相談したことがありますか。相談した相手の方について、以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

ア 相談したことはない

イ 同居の家族

ウ 同居の家族以外の親族

エ 友人

オ 職場関係者

カ カウンセラー

キ 医師

ク 保健所等の公的機関の相談員

ケ 民間ボランティアの電話相談員

コ その他（

→ 問27に進んでください

問26 それは、どのような理由ですか。以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

ア 相談しなくても問題が解決した（相談の必要がなかった）

イ 相談しても解決しないと思った

ウ 相談するのが恥ずかしい

エ 相談先を知らなかった

オ 相談相手がいない

カ 相談する気がなかった

キ その他（

）

問27 宮崎県では、依然として自殺で亡くなる方が多い状況が続いていますが、あなたは自殺についてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いもの1つだけに○をつけてください。

ア 自殺は絶対にすべきではない

イ 自殺はすべきではないが、事情によってはやむをえないこともある

ウ 自殺は最終的に本人の判断に任せるべきである

エ 自殺は自分にはあまり関係のないことだと思う

オ よくわからない

カ その他（

）

問3 1 今後、必要と思われる自殺対策は何だと思えますか。あてはまるもの全てに
○をつけてください。

- ア 学校での「いのちの教育」の充実
- イ 職場や地域での相談窓口の充実
- ウ 自殺に関する電話相談の充実
- エ かかりつけ医・精神科医・相談機関などのネットワークづくり
- オ 精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり
- カ 自殺予防に関する普及・啓発の充実
- キ 自殺未遂者の相談や支援
- ク 自死遺族の相談や支援
- ケ 高齢者の孤独を防ぐ対策
- コ 地域でのまちづくり
- サ 経済面での生活の相談・支援の充実
- シ 失業対策や雇用対策の充実
- ス その他（）

ご協力いただき、ありがとうございました。

ご提出は、平成30年6月29日（金）までをお願い致します。

2 いのちを支える高千穂町自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 高千穂町の自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するために、いのちを支える高千穂町自殺対策推進本部（以下「本部」という。）及びいのちを支える高千穂町自殺対策ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、部長、副部長及び部員をもって構成する。

- 2 部長は町長をもって充て、本部を統括する。
- 3 副部長は副町長をもって充て、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 本部会議は、部長が招集する。

- 2 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者に対して本部会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 ワーキンググループは、第2条各号に掲げる本部の所掌事項について検討を行い、本部に報告する。

- 2 部員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、保健福祉総合センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

総務課長
財政課長
税務課長
町民生活課長
企画観光課長
福祉保険課長
農林振興課長
農地整備課長
建設課長
ときわ園長
国民健康保険病院事務長
会計課長
上下水道課長
議会事務局長
教育委員会次長
保健福祉総合センター事務長

別表2（第5条関係）

総務課長補佐
財政課長補佐
税務課長補佐
町民生活課長補佐
企画観光課長補佐
福祉保険課長補佐
農林振興課長補佐
農地整備課長補佐
建設課長補佐
ときわ園
国民健康保険病院事務次長
会計課長補佐
上下水道課長補佐
議会事務局
教育委員会教育総務課長補佐
保健福祉総合センター事務次長

3 いのちを支える高千穂町自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高千穂町の自殺対策について、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、いのちを支える高千穂町自殺対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 委員は、別表1に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は推進協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、保健福祉総合センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

高千穂町国民健康保険病院
西臼杵広域行政事務組合・消防本部 総務課
高千穂警察署 刑事生活安全課
高千穂町老人クラブ連合会
高千穂地区農業協同組合本所 企画管理課
高千穂地区建設業協会
高千穂町商工会
高千穂町社会福祉協議会
高千穂町民生委員児童委員協議会
高千穂町養護教諭部会
高千穂保健所 健康づくり課
西臼杵支庁 福祉課
高千穂町役場 教育委員会
高千穂町役場 福祉保険課
高千穂町保健福祉総合センター

4 自殺対策基本法（平成28年4月改正）

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用す

る労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよ

う努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則 （平成二十八年三月三十日法律第一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

5 自殺総合対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが**追い込まれた末の死**である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5⇒13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- **自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策** ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家を養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくりの推進体制の整備 ・学校における心の健康づくりの推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、キャンセル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・いじめ、児童虐待、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、身体的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを盾にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

6 生きる支援関連施策一覧

1 既存の研修等と連携した生きる支援の推進

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
1	議会報告会の開催	議会としての説明責任を果たし、さらに多様な住民の意思・意見を聴取する場として、1年に1回、地区ごとに議員による議会報告会を開催。（事前に保健センターより前年度のデータ等をもとに、現状や計画について議員にレクチャーしていただき、議会報告会の中で議員による説明の機会を設け、住民の意見を聴く）	議会報告会において自殺対策計画に関する説明の機会を設ける。	議会事務局	議会事務局
2	商工業振興事業	町の商工業発展の為、商工会の運営、事業、行事等に対し、助成等を行う。町内の中小企業が経営安定の為、融資を受ける際の保証協会からの保証料の補助及び、利子の半分の補助している。商工会理事等会の行事への参加。	商工会と連携し、自殺対策計画に関する説明の機会を設ける。生きる支援に関する研修会の開催を働きかける。	企画観光課	商工振興係
3	障害者福祉事業	障がい者(児)に対する日常生活用具、補装具や福祉サービスの給付、補助等を行う。 自立支援協議会の運営と相談支援事業を行う。 更生医療育成医療利用者への見舞金、特別障害者手当受給者を介護している人への介護手当を支給する。 障がい者スポーツ大会、障がい者スポーツ教室を開催。 特別障害者手当の申請と各種障害者手帳の申請の受付を行う。	障害者福祉事業に携わる職員のゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	社会福祉係
4	青少年問題協議会、青少年健全育成町民会議の活動等	総会を開催し、委員に対し児童生徒を取り巻く環境などの研修をしている。学区ごとに育成会があり、活動支援の助成金を補助している。	関係団体に対して、児童生徒のいのちを支える自殺対策に関する研修を実施するよう働きかける。	福祉保険課	社会福祉係
5	子ども・障がい者ネットワークセンター準備室	保育園、幼稚園、学校の定期訪問による障がい児支援を行う。 随時訪問による学校や家庭で悩みを持つ児童や保護者の相談支援も行い、個別訪問による相談支援も行います。関係機関との会議をもち情報共有を図っている。 保育士や児童クラブ職員、福祉事業所等の研修を行う。 制服リサイクルを行う。	職員に対するゲートキーパー研修を実施する時に、子ども・障がい者ネットワークセンター職員も受講するよう働きかける。	福祉保険課	社会福祉係
6	民生委員・児童委員に関すること	定例会を年10回開催し、福祉分野の研修等や行政からの情報発信の場、委員の活動状況共有の場としている。 地域包括支援センターと支庁福祉課の生活困窮者自立支援相談員と民生委員児童委員とで地区別懇談会を開催している。	民生委員・児童委員に対して、定例会等でゲートキーパー研修を盛り込むよう働きかける。 自殺対策計画に関する説明の機会を設ける。	福祉保険課	社会福祉係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
7	生活保護に関すること	生活保護の申請を受け付け、生活困窮の相談支援をしている。安心セーフティネットの活用や生活困窮者自立支援相談員へつなぐ。	生活保護に携わる職員に対してゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	社会福祉係
8	災害救助に関すること	災害にあった世帯へ物資支援を行う。また、住宅等の被害が半壊以上の場合は災害見舞金を支給する。	災害救助に携わる職員に対してゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	社会福祉係
9	児童クラブ運営	保護者が仕事の関係上児童の監護が出来ないときに安全確保の場として児童クラブを開所する。また、児童の発達に合わせた見守り等が出来るよう、随時支援員とのミーティング等も行う。	児童クラブの運営に関する会議や研修において、いのちを支える自殺対策に関する研修を実施するよう働きかける。	福祉保険課	児童福祉係
10	高千穂町子育て支援センター運営	高千穂町子育て支援センターにて、保護者同伴のもと、未就学児の子育て支援を行う。随時育児相談等も受け付けている。	子育て支援センターの運営に関する会議や研修において、いのちを支える自殺対策に関する研修を実施するよう働きかける。	福祉保険課	児童福祉係
11	児童手当支給事務 児童扶養手当 特別児童扶養手当 に関する事務	・児童の福祉に資する手当。毎年6月に全受給者約600世帯を対象に、現況届を提出してもらう。 ・家庭生活の急激な変化を防ぐための手当。受給理由としては主に離婚が挙げられる。毎年8月に全受給者150人を対象に現況届を提出してもらう。 ・精神・身体に障害を持つ児童の福祉を増進する目的の手当。毎年8月に全受給者約10世帯を対象に所得状況届を提出してもらう。	児童手当支給事務に携わる職員のゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	児童福祉係
12	要保護児童対策地域協議会	こどもの健やかな成長と発達を目的とし、児童虐待の可能性がある家庭に対して、その児童もしくは家族に支援の調整を行う協議会。対象世帯へ指導・面談等を行う。	携わる職員や関係機関に対して、いのちを支える自殺対策に関する研修やゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	児童福祉係
13	特定教育・保育事業	認定こども園、保育園の入園相談受付	携わる職員や関係職員に対してゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	児童福祉係
14	DV被害相談対応	DV被害の相談・関係機関との連絡調整	いのちを支える自殺対策に関する研修や携わる職員のゲートキーパー研修を定期的に実施する。	福祉保険課	児童福祉係
15	高齢者福祉事業	高齢者及び関連団体に対して以下の事業に取り組む。 ・緊急通報装置の貸与 ・敬老事業（敬老の日を中心に、77歳・88歳・99歳・100歳の方に敬老記念品を贈呈する。） ・金婚式事業（結婚50周年を記念して、町で金婚式を行う。） ・老人クラブ活動支援（町老人クラブ連合会および地区老人クラブに対し、補助金を交付し、活動を支援する。） ・老人福祉館の指定管理者に対し、管理委託料を支払い、施設の大規模改修は町で行う。	高齢者福祉事業に携わる職員のゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	高齢者福祉係
16	特定健診・後期高齢者健診	被保険者に対し各健診を実施し、生活習慣や健康に関する相談を行う。	健診を担当する職員のゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	国民健康保険係
17	高額療養費基金貸付	医療費の自己負担額が小学生以上70歳未満が3割、未就学児2割、70歳以上75歳未満は2割だが、高額な医療費の支払の際、世帯の所得状況に応じた限度額まで支払えば、後は国保が払う高額療養費制度があるが、税の未納があれば制度活用が出来ないので、基金貸付の相談を行う。	高額療養費基金貸付に携わる職員のゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	国民健康保険係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
18	保険証発行	保険証再発行や短期保険証発行時において後期高齢者被保険者や国保被保険者への相談受付を行う。	保険証発行に携わる職員のゲートキーパー研修を実施する。	福祉保険課	国民健康保険係
19	ときわ園職員研修会	ときわ園の職員を対象とした研修会を行う。	ときわ園職員研修会にゲートキーパー研修を盛り込むよう働きかける。	ときわ園	ときわ園
20	生涯学習事業	全ての町民が、生き甲斐を持つて充実した生活ができるようにするため、公民館講座の開催や図書館の整備、町民のつどい等意見交換が出来るような環境を作る。また、人権教育の推進。	関係団体に対して、いのちを支える自殺対策に関する研修やゲートキーパー研修の実施を働きかける。	教育委員会	社会教育係
21	子育て応援「ゆい高千穂」事業	学習支援、生活リズム、読み聞かせを目的とした事業で、夏休み中に、小中学校の児童生徒を対象に学習教室等を開き、子ども達がふれ合う時間を持つとともに学力向上を目指す。	子育て応援「ゆい高千穂」事業に関わる関係者や団体に対して、いのちを支える自殺対策に関する研修やゲートキーパー研修の受講を働きかける。	教育委員会	社会教育係
22	自治公民館育成事業	地域の活性化をはかるための基盤となる公民館自体が活発な活動が出来るよう、補助金を出すとともに公民館毎の状況を共有するため、定期的に会議を設ける。	関係団体に対して、会議等についていのちを支える自殺対策に関する研修やゲートキーパー研修を盛り込むよう働きかける。	教育委員会	社会教育係
23	女性部連絡協議会	公民館単位で組織される女性部が活発に活動できるように支援する。	関係団体に対して、いのちを支える自殺対策に関する研修やゲートキーパー研修の受講を働きかける。	教育委員会	社会教育係
24	スポーツ少年団育成事業	児童がスポーツをとおして健全な成長が出来るよう支援する。	関係団体に対して、ゲートキーパー研修を受講するよう働きかける。	教育委員会	社会教育係
25	文化協会活動	町民が文化や芸術にふれ、生きがいを持ち、いきいきとした生活ができるよう支援する。また、文化や芸術を通じ人との交流を持つことを支援する。	関係団体に対して、ゲートキーパー研修を受講するよう働きかける。	教育委員会	学校教育係
26	遠距離通学児童通学費補助事業 要保護及び準要保護児童生徒援助事業 特別支援教育就学奨励事業 育英資金事業	通学距離の長い児童生徒に対し、交通費の一部あるいは利用しているバスの乗車券を支給する。 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費の一部を援助する。 特別支援学級に通学している児童生徒で、経済的に困窮している保護者に対し、入学準備用品や学用品、給食費、修学旅行費の一部を援助する。 就学において経済的に困難と思われる生徒に対し資金を貸し付ける。	携わる職員に対してゲートキーパー研修を実施する。	教育委員会	学校教育係
27	特別支援教育支援員の配置	特別支援学級に通学している児童生徒で、経済的に困窮している保護者に対し、入学準備用品や学用品、給食費、修学旅行費の一部を援助する。	職員に対するゲートキーパー研修を実施する時に、特別支援教育支援員もゲートキーパー研修を受講するよう働きかける。	教育委員会	学校教育係
28	高齢者の生きがいと健康づくり事業	介護保険事業に規定する地域支援事業。高齢者が家庭、地域等の各分野で豊かな経験と知識、技能を生かし、生涯を健康でかつ生きがいを持って社会活動ができるよう「地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を目的としている。町内の2事業所に委託し、町内の公民館にて地域の高齢者に対して介護予防事業を行う。（サロン・サテライト）	高齢者の支援に携る関係機関の職員に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修を実施するよう働きかける。	保健センター	高齢者支援係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
29	ふれあい給食サービス事業	町内の独居高齢者や障害者世帯で食事の準備が十分にできない家庭に月曜日から金曜日まで高齢者の希望日に配達している。独居高齢者宅に食事を配達することにより安心確認の役割も果たしている。※土曜日は希望者のみ弁当を配達している。	ふれあい給食サービス事業の関係機関の職員やボランティアの人に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修を実施する。	保健センター	高齢者支援係
30	家族介護支援事業	寝たきり高齢者等を介護する家族の経済的負担の軽減と福祉の向上に寄与することを目的とし、世帯の住民税課税額に応じて年間に最高10万円分の介護用品券を支給する。	携る職員に対してゲートキーパー研修を実施する。	保健センター	介護保険係 地域包括支援係
31	介護保険特別会計(事業勘定・地域包括支援センター)	保険給付事業、地域支援事業、各種介護サービス事業を行う。地域の高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う包括的かつ継続的なサービス体制を確立する。認知症施策の推進 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人、家族を含め多職種連携による初期的、かつ集中的な支援を行い、住み慣れた地域での生活を支援する。	介護保険に関する業務に携る職員や事業所の職員に対して、ゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修の受講を働きかける。	保健センター	事務係 地域包括支援係
32	土呂久公害認定者に対する医療費助成	土呂久鉱山に係る公害健康被害者の心身の健康を保持するため、医療費の助成を行い公害健康被害者の福祉の推進を図っている。認定に係る疾病以外の疾病について、一部負担金の85%を助成する。	携る職員に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修を実施する。	保健センター	地域包括支援係
33	高齢者虐待防止対策協議会	高齢者虐待の防止策、早期発見、早期対応及び再発防止のための対応ケア会議全体の運営状況の管理を行うとともに、必要に応じて会議を開催し、更なる高齢者の虐待防止と養護者の支援をするなど、評価見直しを行う。	会議等において、自殺対策計画に関する説明の機会を設ける。高齢者虐待防止対策に携る職員や関係機関の職員に対して生きる支援に関する研修を実施するよう働きかける。	保健センター	地域包括支援係
34	母子保健事業	母子健康手帳交付 訪問事業 乳幼児健康診査 母子ケア会議 母子育成事業 各保育園、幼稚園訪問 育児相談 育児相談会 不妊治療助成事業 妊婦・産後健康診査事業 健診結果から支援が必要な母子への訪問・保健指導等を行う。	母子保健事業に携る職員や母子保健推進員に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修を定期的に実施する。関連する会議や研修会等において、自殺対策計画に関する説明の機会を設ける。	保健センター	保健予防係
35	感染症予防事業	65歳以上の高齢者を対象とした結核検診を実施する。乳幼児・学童・生徒及び高齢者を対象に予防接種を実施する。	感染症予防事業に携る職員に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修を実施する。	保健センター	保健予防係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
36	学校保健事業	教育指導委員会・養護教諭部会に参加する。各学校の訪問を行う。小児生活習慣病健診後の保健指導を実施する。各種講話を実施する。	会議や情報交換会等において、自殺対策計画に関する説明の機会を設ける。関係機関に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修の受講を働きかける。	保健センター	保健予防係
37	歯科保健事業	各保育園・幼稚園及び小中学校におけるフッ化物洗口及び歯科保健指導・教育を実施する。2歳6ヶ月児歯科健診及び乳幼児健診における歯科保健指導・教育を実施する。わけもん検診に合わせて、同時に歯科健診を実施する。サロン、サテライト等において、高齢者への歯科保健講話・保健指導を実施する。	関係機関に対して、いのちを支える自殺対策に関する研修やゲートキーパー研修の実施を働きかける。	保健センター	保健予防係
38	健康の保持増進事業	各種健(検)診及び保健指導を実施する。地域や事業所における健康相談及び健康教育を実施する。健診結果に基づき、説明会や家庭訪問等による個別相談・保健指導を実施する。	健康の保持増進事業に携る職員や関係機関の職員に対してゲートキーパー研修の受講を働きかける。	保健センター	保健予防係
39	医療地域連携	医療地域連携会議を開催し、国保病院との情報交換及び勉強会等を実施する。	医療地域連携会議において、自殺対策計画に関する説明の機会を設ける。携る職員に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修の受講を働きかける。	保健センター	保健予防係
40	精神保健事業	必要に応じて、家庭訪問・相談を実施する。地域移行連携会議・地域生活支援会議・地域支援会議・ケース検討会に参加する。精神保健手帳・療育手帳の交付時の面談や家庭訪問を実施する。専用電話回線を設け、こころの電話相談を実施する。電話や面談による相談及び家庭訪問を実施する。自殺対策協議会及び自殺対策実務者会議に参加する。	関連する会議において、自殺対策計画に関する説明の機会を設ける。関係機関の職員に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修の受講を働きかける。	保健センター	保健予防係
41	介護予防事業	サロン・サテライトや老人クラブ、公民館等に出向いての講話・健康相談を実施する。地域ケア会議に参加する。	関係機関の職員に対してゲートキーパー研修や生きる支援に関する研修の受講を働きかける。	保健センター	保健予防係
42	食生活推進員活動支援	推進員向けの研修会や地域での調理実習などの活動支援を行う。各保育園・幼稚園、学校での食育を実施する。	食生活推進員の研修会においてゲートキーパー研修を実施する。	保健センター	保健予防係
43	栄養改善事業	子どもから高齢者までの全ての世代を対象に食を通じた健康保持・増進のため、栄養指導や教育を実施する。	携る職員のゲートキーパー研修・生きる支援に関する研修を実施する。	保健センター	保健予防係

2 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修の受講推奨）

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
4 4	特設人権相談	人権擁護委員の方々が、年6回の人権に関する相談に応じる。	委員に対してゲートキーパー研修の受講を働きかける。	総務課	行政係
4 5	職員研修	全職員を対象とした職員研修を計画し、受講参加を全課管理職に呼びかけ参加するよう働きかける。	全職員に対してゲートキーパー研修の受講を働きかける。	総務課	人事係
4 6	町議会議員研修	議員を対象とした各研修を実施する。	議員に対してゲートキーパー研修会があることを周知する。	議会事務局	議会事務局
4 7	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊を採用し、地域振興対策等の活動を行っている。また、関係担当との連携を進めている。	移住した協力隊同士の顔つなぎの場（ディスカッションの場）を設け、困りごとがあった時に支え合える関係をつくるとともに、協力隊にゲートキーパー研修の受講を働きかける。	企画観光課	商工振興係
4 8	障害者福祉事業	障がい者（児）に対する日常生活用具、補装具や福祉サービスの給付、補助等を行う。 自立支援協議会の運営と相談支援事業を行う。 更生医療育成医療適ユーザーの見舞金、特別障害者手当受給者を介護している人への介護手当を支給する。 障がい者スポーツ大会、障がい者スポーツ教室を開催。 特別障害者手当の申請と各種障害者手帳の申請の受付を行う。	関係機関の職員等にゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化する。	福祉保険課	社会福祉係
4 9	青少年問題協議会、青少年健全育成町民会議の活動等	総会を開催し、委員に対し児童生徒を取り巻く環境などの研修をしている。学区ごとに育成会があり、活動支援の助成金を補助している。	青少年問題協議会、青少年健全育成町民会議に関わる人に対してゲートキーパー研修の受講を推奨する。	福祉保険課	社会福祉係
5 0	子ども・障がい者ネットワークセンター準備室	保育園、幼稚園、学校の定期訪問による障がい児支援を行う。 随時訪問による学校や家庭で悩みを持つ児童や保護者の相談支援や個別訪問による相談支援を行う。 関係機関との会議を行い情報共有を図っている。 保育士や児童クラブ職員、福祉事業所等の研修を行う。 制服リサイクルを行う。	子ども・障がい者ネットワークセンターの職員にゲートキーパー研修の受講を推奨する。	福祉保険課	社会福祉係
5 1	民生委員・児童委員に関すること	定例会を年10回開催し、福祉分野の研修等や行政からの情報発信の場、委員の活動状況共有の場としている。 地域包括支援センターと支庁福祉課の生活困窮者自立支援相談員と民生委員児童委員とで地区別懇談会を開催している。	民生委員・児童委員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨する。	福祉保険課	社会福祉係
5 2	生活保護に関すること	生活保護の申請を受け付け、生活困窮の相談支援をしている。 安心セーフティネットの活用や生活困窮者自立支援相談員へつなぐ。	関係機関の職員等にゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化する。	福祉保険課	社会福祉係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
53	児童クラブ運営	保護者が仕事の関係上児童の監視が出来ないときに安全確保の場として児童クラブを開所する。また、児童の発達に合わせた見守り等が出来るよう、随時支援員とのミーティング等も行う。	児童クラブに従事する人に対してゲートキーパー研修の受講を推奨する。	福祉保険課	児童福祉係
54	高千穂町子育て支援センター運営	高千穂町子育て支援センターにて、保護者同伴のもと、未就学児の子育て支援を行う。随時育児相談等も受け付けている。	子育て支援センターの職員等に対してゲートキーパー研修の受講を推奨する。	福祉保険課	児童福祉係
55	児童手当支給事務 児童扶養手当 特別児童扶養手当 に関する事務	通学距離の長い児童生徒に対し、交通費の一部あるいは利用しているバスの乗車券を支給する。 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費の一部を援助する。 特別支援学級に通学している児童生徒で、経済的に困窮している保護者に対し、入学準備用品や学用品、給食費、修学旅行費の一部を援助する。	児童手当支給事務に携る職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨する。	福祉保険課	児童福祉係
56	要保護児童対策地域協議会	こどもの健やかな成長と発達を目的とし、児童虐待の可能性がある家庭に対し、その児童もしくは家族に支援の調整を行う。 対象世帯へ指導・面談等を行う。	関係機関の職員等に対してゲートキーパー研修の開催について周知する。	福祉保険課	児童福祉係
57	とさわ園関係機関への周知	園での普段の生活や行事などを広報誌にて年1回配布している。 配布する対象は全地区公民館と入所者の家族。	関係機関の職員等に対してゲートキーパー研修の開催について周知する。	とさわ園	とさわ園
58	病院職員研修	病院職員を対象に研修を行う。	病院職員のゲートキーパー研修受講を推奨する。	国保病院	事務係
59	生涯学習事業	全ての町民が、生き甲斐を持って充実した生活ができるようになるため、公民館講座の開催や図書館の整備、町民のつどい等意見交換が出来るような環境を作る。また、人権教育の推進。	関係機関の職員等に対してゲートキーパー研修の開催について周知する。	教育委員会	社会教育係
60	子育て応援「ゆい高千穂」事業	学習支援、生活リズム、読み聞かせを目的とした事業で、夏休み中に、小中学校の児童生徒を対象に学習教室を開き、子ども達がふれあう時間を持つとともに学力向上を目指す。	「SOSの出し方」に関する教育」を活用した研修の参加を推奨する。	教育委員会	社会教育係
61	スポーツ少年団育成事業	児童がスポーツをとおして健全な成長が出来るよう支援する。	関係機関の職員等に対してゲートキーパー研修の開催について周知する。	教育委員会	社会教育係
62	遠距離通学児童生徒通学費補助事業 要保護及び必要保護児童生徒援助事業 特別支援教育就学奨励事業 育英資金事業	・通学距離の長い児童生徒に対し、交通費の一部あるいは利用しているバスの乗車券を支給する。 ・経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費の一部を援助する。 ・特別支援学級に通学している児童生徒で、経済的に困窮している保護者に対し、入学準備用品や学用品、給食費、修学旅行費の一部を援助する。 ・就学において経済的に困難と思われる生徒に対し資金を貸し付ける。	支援の過程で、さまざまな問題に気づき、支援のつなぎを強化するため、関係職員のゲートキーパー研修の受講を推奨する。	教育委員会	学校教育係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
63	特別支援教育支援員の配置	障がいを持つ児童生徒が支援を受けられることで、充実した学校生活を送れるようにするために 特別支援教育支援員を配置する。	特別支援教育支援員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨する。	教育委員会	学校教育係
64	高齢者の生きがいと健康づくり事業	介護保険事業に規定する地域支援事業。高齢者が家庭、地域等の各分野で豊かな経験と知識、技能を生かし、生涯を健康でかつ生きがいを持って社会活動ができるように地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を目的としている。町内の2事業所に委託し、町内の公民館にて地域の高齢者に対して介護予防事業を行う。(サロン・サテライト)	高齢者の生きがいと健康づくりに関わる職員や関係機関の職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	高齢者支援係
65	ふれあい給食サービス事業	町内の独居高齢者や障害者世帯で食事の準備が十分にできない家庭に月曜日から金曜日まで高齢者の希望日に配達している。 独居高齢者宅に食事を配達することにより安否確認の役割も果たしている。 ※土曜日は希望者のみ弁当を配達している。	ふれあい給食サービスに関わる関係機関の職員や配達に関わるボランティアの人に対してゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	高齢者支援係
66	家族介護支援事業	嚥たざり高齢者等を介護する家族の経済的負担の軽減と福祉の向上に寄与することを目的とし、世帯の住民税課税額に応じて年間に最高10万円分の介護用品券を支給する。	家族介護支援事業に関わる関係職員のゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	高齢者支援係
67	介護保険特別会計(事業勘定・地域包括支援センター)	保険給付事業、地域支援事業、各種介護サービス事業を行う。 地域の高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する。 認知症施策の推進 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人、家族を含め多職種連携による初期的、かつ集中的な支援を行い、住み慣れた地域での生活を支援する。	介護保険に関連する事業に関わる関係職員のゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	介護保険係 地域包括支援係

No.	事業名	事業概要	実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
68	土呂久公害認定者に対する医療費助成	土呂久鉱山に係る公害健康被害者の心身の健康を保持するため、医療費の助成を行い公害健康被害者の福祉の推進を図っている。認定に係る疾病以外の疾病について、一部負担金の85%を助成する。	土呂久公害認定に関係する職員のゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	事務係
69	高齢者虐待防止対策協議会	高齢者虐待の防止策、早期発見、早期対応及び再発防止のための対応ケア会議全体の運営状況の管理を行うとともに、必要に応じて会議を開催し、更なる高齢者の虐待防止と養護者の支援をするなど、評価見直しを行う。	支援の過程で、さまざまな問題に気づき、支援のつなぎを強化するため、関係職員や会議等に参加する人に対して、ゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	地域包括支援係
70	母子保健事業	母子健康手帳交付 訪問事業 乳幼児健康診査 母子ケア会議 母子育成事業 各保育園、幼稚園訪問 育児学級 育児相談会 不妊治療助成事業 妊婦・産後健康診査事業 健診結果から支援が必要な母子への訪問・保健指導等を行う。	支援の過程で、さまざまな問題に気づき、支援のつなぎを強化するため、関係職員や関係機関に対して、定期的なゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	保健予防係
71	感染症予防事業	65歳以上の高齢者を対象とした結核検診を実施する。 乳幼児・学童・生徒及び高齢者を対象に予防接種を実施する。	関係職員のゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	保健予防係
72	学校保健事業	教育指導委員会・養護教諭部会に参加する。 各学校の訪問を行う。 小児生活習慣病健診後の保健指導を実施する。 各種講話を実施する。	子どもを取り巻きさまざまな問題に気づき、支援のつなぎを強化するため、関係職員や会議等に参加する関係機関の職員に対して、ゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	保健予防係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
73	歯科保健事業	各保育園・幼稚園及び小中学校におけるフッ化物洗口及び歯科保健指導・教育を実施する。 2歳6ヶ月児歯科健診及び乳幼児健診における歯科保健指導・教育を実施する。 わけもん検診に合わせて、同時に歯科健診を実施する。 サロン、サテライト等において、高齢者への歯科保健講話・保健指導を実施する。	関係機関の職員等に対してゲートキーパー研修の開催について周知する。	保健センター	保健予防係
74	健康の保持増進事業	各種健(検)診及び保健指導を実施する。 地域や事業所における健康相談及び健康教育を実施する。 健診結果に基づき、説明会や家庭訪問等による個別相談・保健指導を実施する。	健康保持増進事業で接する住民のさまざまな問題に気づき、支援のつなぎを強化するため、携わる職員や関係機関の職員に対して、ゲートキーパー研修受講を推奨する。	保健センター	保健予防係
75	医療地域連携	医療地域連携会議を開催し、国保病院との情報交換及び勉強会等を実施する。	医療連携会議においてゲートキーパー研修の開催について周知する。	保健センター	保健予防係
76	精神保健事業	必要に応じて、家庭訪問・相談を実施する。 地域移行連携会議・地域生活支援会議・地域支援会議・ケース検討会に参加する。 精神保健手帳・療育手帳の交付時の面談や家庭訪問を実施する。 専用電話回線を設け、こころの電話相談を実施する。 電話や面談による相談及び家庭訪問を実施する。 自殺対策協議会及び自殺対策実務者会議に参加する。	支援の過程で、さまざまな問題に気づき、支援のつなぎを強化するため、関係職員や関係機関に対して、定期的にゲートキーパー研修の受講を推奨する。	保健センター	保健予防係
77	介護予防事業	サロン・サテライトや老人クラブ、公民館等に出向いての講話・健康相談を実施する。 地域ケア会議に参加する。	関係職員や関係機関に対して、ゲートキーパー研修の開催について周知する。	保健センター	保健予防係
78	食生活推進員活動支援	推進員向けの研修会や地域での調理実習などの活動支援を行う。 各保育園・幼稚園、学校での食育を実施する。	食生活推進員に対してゲートキーパー研修の開催について周知する。	保健センター	保健予防係
79	栄養改善事業	子どもから高齢者までの全ての世代を対象に食を通じた健康保持・増進のため、栄養指導や教育を実施する。	栄養改善に関わる関係機関の職員に対してゲートキーパー研修の開催について周知する。	保健センター	保健予防係

3 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
80	特設人権相談	人権擁護委員の方々が、年6回の人権に関する相談に応じる。	相談窓口で生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、人権相談に来た人にリーフレットを手渡す。	総務課	行政係
81	人権啓発	差別のない明るい社会実現に向け、人権擁護委員とともに啓発物の配布等により啓発活動を行う。 人権相談委員の日（6月1日）や12月の人権週間に合わせて、町内店舗において人権啓発物を配布する。 「町民のつどい」において、来場者の方々に人権啓発物を配布する。 地域人権活性化事業	啓発運動と一緒に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。	総務課	行政係
82	交通安全共済	交通事故に遭ってしまった人を救済するため、宮崎県町村会が行っている交通安全共済への加入を推進し、加入・見舞金申請の手続きを行う。	窓口で生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 各公民館の交通安全部長へリーフレットを配布する。	総務課	交通安全防犯係
83	運転免許自主返納支援事業	運転に不安があり、免許証を返納した高齢者への支援を行うため、温泉券及びバスまたはタクシー券の配布を行う。	窓口で生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	総務課	交通安全防犯係
84	防犯活動の推進	年に4回の地域安全運動期間に合わせて、町内の防犯パトロール及びのぼり旗の掲揚、スーパー店頭での防犯啓発グッズの配布等を行う。	防犯運動期間中に一緒に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。	総務課	交通安全防犯係
85	総合戦略事業	高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標を実現するための事業の実施	さまざまな会議で相談先一覧を配布する。	財政課	地方創生係
86	町税の課税と徴収	町民税や固定資産税等の課税を行うため、住民税の申告相談や固定資産の評価情報の収集を行うとともに、滞納者には納税相談を受けたり、督促や催告、差押などの滞納処分を行う。	相談窓口で生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、相談に来た人にリーフレットを手渡す。	税務課	町民税係 資産税係 納税係
87	国民健康保険税の課税と徴収	住民税や固定資産税の課税情報を基に国民健康保険税の課税と徴収を行い、滞納者には納税相談を受けたり、督促や催告、差押などの滞納処分を行う。	相談窓口で生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、相談に来た人にリーフレットを手渡す。 ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	税務課	町民税係 納税係
88	住民税申告	税の申告相談・受付を行う。	申告会場で生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。	税務課	町民税係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※ 自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
89	良好な生活環境の保全	騒音・振動・ゴミ焼却等の苦情や相談への対応と助言や指導を行い、良好な生活環境を保全し、住み良いまちづくりを進める。	町民からの相談に応じて、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡す。	町民生活課	生活環境係
90	悩みごと相談	町民から寄せられる相談に応じるため、社会福祉協議会と協力して無料法律相談業務を実施する。	相談窓口に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、悩み事相談に来た人にリーフレットを手渡す。 相談者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	町民生活課	生活環境係
91	収納窓口対応	税金等の納付に訪れる町民等への対応業務。	町民からの相談に応じて、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡す。	会計課	会計係
92	商工業振興事業	町の商工業発展の為、商工会の運営、事業、行事等に対し、助成等を行う。 町内の中小企業者が経営安定の為、融資を受ける際の保証協会からの保証料の補助及び、利子の半分を補助している。 商工会理事等々の行事への参加。	商工会と連携し、相談窓口の周知や生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットの配布をしよう。	企画観光課	商工振興係
93	男女共同参画事業	男女共同参画社会実現の為の各種事業及び、高千穂天照会への事業補助、各種行事への参加。	天照通信や勉強会に、いのちを支える支援についての内容を盛り込む。	企画観光課	男女共同参画係
94	地域振興対策事業	高千穂町神々の里づくり推進協議会への補助や、各種事業の推進。 町民活動支援事業において、町民の方々が自主的に活性化の為に活動するのを助成。 歩く町づくり支援事業として、高千穂直会、軽トラ市の開催支援及び参加。 高千穂インターンシップ事業として、各大学からの学生を一定期間地域づくりに参加して受け入れ。 サルタフェスタ、刈千切唄全国大会、建国祭等の事務局	各イベントの場でいのちを支える支援についての啓発活動を行う。 インターンシップの学生と地域住民との交流会を催し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットの配布を検討する。	企画観光課	地域振興係
95	広報事業	町広報、テレビ高千穂等各種媒体を活用した広報啓発活動を行う。	町広報への記事掲載やテレビ高千穂での啓発活動を行う。	企画観光課	広報係
96	農業生産基盤整備事業	用水路や農道、ほ場整備など農業の生産活動に不可欠な施設を国費や県費の補助事業を利用して整備している。	関係者への説明会を啓発の場として活用し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。	農地整備課	土地改良係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
97	農免農道草刈り負担金	高千穂町が管理する農免農道の草刈り等の通常の維持管理を公民館へ委託している。	公民館活動とすることで、地域のつながりの場となる。また、館長への依頼の際に啓発のパンフレットを添付する。	農地整備課	防災係
98	上水道事業	上水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。	滞納者の様子を必要に応じて関係課につなぐ。分割での支払いなど可能な範囲で柔軟な対応を行う。水道使用量の変化（平均との差があるとピックアップされる）のリストを活用する。	上下水道課	業務係 工務係
	簡易水道事業	簡易水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。	督促の際には、相談窓口の一覧を添える。ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐよう留意する。		簡易水道係
	下水道事業	下水道事業区域について、各家屋等の下水処理を行い、使用料を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。			下水道係
99	児童手当支給事務 児童扶養手当 特別児童扶養手当に関する事務	児童の福祉に資する手当。毎年6月に全受給者約600世帯を対象に、現況届を提出してもらう。 家庭生活の高齢な変化を防ぐための手当。受給理由としては主に離婚が挙げられる。毎年8月に全受給者150人を対象に現況届を提出してもらう。 精神・身体に障害を持つ児童の福祉を増進する目的の手当。毎年8月に全受給者約10世帯を対象に所得状況届を提出してもらう。	相談窓口に生きている支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、相談に来た人にリーフレットを手渡しする。ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	福祉保険課	児童福祉係
100	高齢者福祉事業	高齢者及び関連団体に対して以下の事業に取り組む。 緊急通報装置の貸与 敬老事業（敬老の日を中心に、77歳・88歳・99歳・100歳の方に敬老記念品を贈呈する。） 金婚式事業（結婚50年を記念して、町で金婚式を行う。） 老人クラブ活動支援（町老人クラブ連合会および地区老人クラブに対し、補助金を交付し、活動を支援する。） 老人福祉館の指定管理者に対し、管理委託料を支払い、施設の大規模改修は、町で行う。	相談窓口に生きている支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、相談に来た人にリーフレットを手渡しする。ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	福祉保険課	高齢者福祉係
101	特定健診・後期高齢者健診	被保険者に対し各健診を実施し、生活習慣や健康に関する相談を行う。	窓口で生きている支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。	福祉保険課	国民健康保険係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
10	高額療養費基金貸付	医療費の自己負担額が小学生以上70歳未満が3割、未就学児2割、70歳以上75歳未満は2割だが、高額な医療費の支払の際、世帯の所得状況に応じて限度額まで支払えば、後は国保が払う高額療養費制度があるが、税の未納があれば制度活用が出来ないので、基金貸付の相談を行う。	相談窓口に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、相談に来た人にリーフレットを手渡す。	福祉保険課	国民健康保険係
10	保険証発行	保険証再発行や短期保険証発行時において後期高齢者被保険者や国保被保険者への相談受付が可能。	窓口生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。	福祉保険課	国民健康保険係
10	ときわ園だより	園での普段の生活や行事などを広報誌にして年1回配布。配布する対象は全地区公民館と入所者の家族。	ときわ園だよりに生きる支援に関する相談先一覧を掲載する。	ときわ園	指導係(相談員)
10	自殺対策の啓発、生きる支援の情報提供	自殺対策の啓発、生きる支援の情報提供(ポスターの掲示、チラシ、リーフレットの配布等)	受付やトイレ等に生きる支援に関する相談先一覧のリーフレット等を設置する。	国保病院	事務係
10	要保護及び準要保護児童生徒援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費の一部を援助する。	必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを渡す。 申請者の経済状況の把握に努め、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	教育委員会	学校教育係
10	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に通学している児童生徒であって、経済的に困窮している保護者に対し、入学準備用品や学用品、給食費、修学旅行費の一部を援助する。	必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを渡す。 申請者の経済状況の把握に努め、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	教育委員会	学校教育係
10	災害共済給付金	学校生活で起きた事故で負傷した児童生徒に対する医療費の支給。	必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを渡す。 申請者の生活状況の把握に努め、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	教育委員会	学校教育係
10	健康の保持増進事業	各種健(検)診及び保健指導を実施する。 地域や事業所における健康相談及び健康教育を実施する。 健診結果に基づき、説明会や家庭訪問等による個別相談・保健指導を実施する。	必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを渡す。 ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	保健センター	保健予防係
11	精神保健事業	必要に応じて、家庭訪問・相談を実施する。 地域移行連携会議・地域生活支援会議・地域支援会議・ケース検討会に参加する。 精神保健手帳・療育手帳の交付時の面談や家庭訪問を実施する。 専用電話回線を設け、こころの電話相談を実施する。 電話や面談による相談及び家庭訪問を実施する。 自殺対策協議会及び自殺対策実務者会議に参加する。	生きる支援に関する相談先一覧や情報発信のためのリーフレット等の作成を行う。 窓口生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを渡す。 ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	保健センター	保健予防係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
1 1	介護予防事業	サロン・サテライトや老人クラブ、公民館等に出向いての講話・健康相談を実施する。 地域ケア会議に参加する。	必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを渡す。 ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐよう留意する。	保健センター	保健予防係
1 1 2	母子保健事業	母子健康手帳交付 訪問事業 乳幼児健康診査 母子ケア会議 母子育成事業 各保育園、幼稚園訪問 育児相談会 育児相談会 不妊治療助成事業 妊婦・産後健康診査事業 健診結果から支援が必要な母子への訪問・保健指導等を行う。	子どもやその家族を中心とした各事業を通して、子どもを取り巻く地域の環境や生活状況の把握に努める。 親子と接する様々な場面で、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。	保健センター	保健予防係

4 地域組織、民間団体との連携推進

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
11	総合戦略事業	高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標を実現するため の事業の実施	さまざまな会議で各団体に対して、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレット配布する。	財政課	地方創生係
11	商工業振興事業	町の商工業発展の為、商工会の運営、事業、行事等に対し、助成等を行う。 町内の中小企業者が経営安定の為、融資を受ける際の保証協会からの保証料の補助及び、利子の半分の補助している。 商工会理事等への行事への参加	商工会と連携し、生きる支援に関する研修会の実施や、相談窓口の周知を行うよう働きかける。	企画観光課	商工振興係
11	農業生産基盤整備事業	用水路や農道、ほ場整備など農業の生産活動に不可欠な施設を国費や県費の補助事業を利用して整備している。	関係者への説明会を活用し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレット配布を検討する。	農地整備課	土地改良係
11	農免農道草刈り負担金	高千穂町が管理する農免農道の草刈り等の通常の維持管理を公民館へ委託している。	公民館長への依頼の際に、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布し啓発に協力してもらう。	農地整備課	防災係

5 ささまざまな分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解推進

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
1 1	男女共同参画事業	男女共同参画社会実現の為に各種事業及び、高千穂天照会への事業補助、各種行事への参加	天照通信や勉強会に、いのちを支える支援についての内容を盛り込む。	企画観光課	男女共同参画係
1 1	地域振興対策事業	高千穂町神々の里づくり推進協議会への補助や、各種事業の推進。町民活動支援事業において、町民の方々が自主的に活性化の活動するのを助成。歩く町づくり支援事業として、高千穂直会、軽トラ市の開催支援及び参加。高千穂インターンシップ事業として、各大学からの学生を一定期間地域づくりインターンとして受け入れる。サルタフェスタ、刈千切唄全国大会、建国祭等の事務局。	各イベントの場でのいのちを支える支援についての啓発活動を行う。インターンシップの学生と地域住民との交流会を集いの場を活用し、広く啓発していく。	企画観光課	地域振興係
1 1	農業生産基盤整備事業	用水路や農道、ほ場整備など農業の生産活動に不可欠な施設を国費や県費の補助事業を利用して整備している。	事業に関する説明会をいのちを支える支援についての啓発の場として活用する。	農地整備課	土地改良係
1 2	リフォームの補助の支援 空き家対策	生活しやすい実態へ向け住宅リフォームの補助を行い、経済的負担の軽減と、生活しやすい住環境を整える。空き家に係る税金等の経済的負担の軽減のため、状況調査を行い、必要に応じて利用促進(改修・売却)をすすめる。取り壊しに関する費用の補助を検討する。	経済状況の把握に努め、必要に応じて生きたる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットの配布を検討する。	建設課	住宅管理係
1 2	上下水道事業	・上下水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。	水道料金の納入督促の際には、生きたる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを添える。	上下水道課	業務係
	簡易水道事業	・簡易水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。			工務係
	下水道事業	・下水道事業区域について、各家屋等の下水処理を行い、使用料を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。			簡易水道係
					下水道係

6 多機関の連携による支援体制の強化

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
1 2	各課との連携強化	各課と連携し、住民からのあらゆる相談に対応する。	総務課で受けた住民からの相談内容に応じて、各課と情報を共有する。	総務課	行政係
1 2	町税の課税と徴収	町民税や固定資産税等の課税を行うため、住民税の申告相談や固定資産の評価情報の収集を行うとともに、滞納者には納税相談を受けたり、督促や催告、差押などの滞納処分を行う。	滞納者などの相談内容に応じて、他機関や関係課等と情報共有を行う。	税務課	町民税係 資産税係 納税係
1 2	国民健康保険税の課税と徴収	住民税や固定資産税の課税情報を基に国民健康保険税の課税と徴収を行う。		税務課	町民税係 納税係
1 2	住民税申告	税の申告相談・受付を行う。	生活状況の把握など相談内容に応じて、他機関や関係課等と情報共有を行う。	税務課	町民税係 納税係 資産税係
1 2	良好な生活環境の保全	騒音・振動・ゴミ焼き等の苦情や相談への対応と助言や指導を行い、良好な生活環境を保全し、住み良いまちづくりを進める。	町民からの相談内容に応じて、他機関や関係課等と情報共有を行う。	町民生活課	生活環境係
1 2	悩みごと相談	町民から寄せられる相談に応じるため、社会福祉協議会と協力して無料法律相談業務を実施する。	町民からの相談内容に応じて、他機関や関係課等と情報共有を行う。 相談者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	町民生活課	生活環境係
1 2	収納窓口対応	税金等の納付に訪れる町民等への対応業務。	納付ができないなどの相談内容に応じて、関係課等と情報共有を行う。	会計課	会計係
1 2	商工業振興事業	町の商工業発展の為、商工会の運営、事業、行事等に対し、助成等を行う。 町内の中小企業者が経営安定の為、融資を受ける際の保証協会からの保証料の補助及び、利子の半分を補助している。 商工会理事等への行事への参加。	金融面の補助をすることで、中小企業者の経済の安定をはかる。 融資を受ける際の子の補助をすることで、資金を借りやすくしている。 商工会と連携し、研修会の実施や、相談窓口の周知を行う。	企画観光課	商工振興係
1 3	OUTターンの推進事業	当町への移住定住を促進するため、関係団体への助成等を行う。 平成29年度からは「高千穂町移住定住促進協議会」を設立し、オール高千穂での移住者支援、移住施策のPR等を行っている。	移住者の相談に対応するため、一滴の会や関係課との協議会の開催を継続し、つなぎの支援を行う。	企画観光課	地域振興係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
1 3	上水道事業	・上水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施 滞納者の状況を把握し、適切な支援先につながるよう、必要に応じて関係課と情報を共有する。	上下水道課	業務係 工務係
	簡易水道事業	・簡易水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。			
	下水道事業	・下水道事業区域について、各家屋等の下水処理を行い、使用料を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。			
1 3	障害者福祉事業	障がい者(児)に対する日常生活用具、補装具や福祉サービスの給付、補助等を行う。 自立支援協議会の運営と相談支援事業を行う。 更生医療育成医療適用者への見舞金、特別障害者手当受給者を介護している人への介護手当を支給する。 障がい者スポーツ大会、障がい者スポーツ教室を開催。 特別障害者手当の申請と各種障害者手帳の申請の受付を行う。	福祉保険課	社会福祉係	
1 3	子ども・障がい者ネットワークセンター準備室	保育園、幼稚園、学校の定期訪問による障がい児支援を行う。 随時訪問による学校や家庭で悩みを持つ児童や保護者の相談支援や個別訪問による相談支援を行う。 関係機関との会議を行い情報共有を図っている。 保育士や児童クラブ職員、福祉事業所等の研修を行う。 制服リサイクルを行う。	相談窓口に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、悩み事相談に来た人にリーフレットを手渡しする。 相談者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につながる事ができるよう留意する。	福祉保険課	社会福祉係
1 3	生活保護に関すること	生活保護の申請を受け付け、生活困窮の相談支援をしている。 安心セーフティネットの活用や生活困窮者自立支援相談員へつなぐ。	相談窓口に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、リーフレットを手渡しする。 相談者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につながる事ができるよう留意する。	福祉保険課	社会福祉係
1 3	災害救助に関すること	災害にあった世帯へ物資支援を行う。 住宅等の被害が半壊以上の場合には災害見舞金を支給する。	相談窓口に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、リーフレットを手渡しする。 相談者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につながる事ができるよう留意する。	福祉保険課	社会福祉係
1 3	児童クラブ運営	保護者が仕事の関係上児童の監護が出来ないときに安全確保の場として児童クラブを開所する。 児童の発達に合わせた見守り等が出来るよう、随時支援員とのミーティング等も行う。	必要に応じて、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡す。 適切な相談支援先につながる事ができるよう留意する。	福祉保険課	児童福祉係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
1 3	高千穂町子育て支援センター運営	高千穂町子育て支援センターにて、保護者同伴のもと、未就学児の子育て支援を行う。 随時育児相談等も受け付けている。	必要に応じて、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡しする。 ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	福祉保険課	児童福祉係
1 3	DV被害相談対応	DV被害の相談・関係機関との連絡調整	相談窓口に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、リーフレットを手渡しする。 相談者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	福祉保険課	児童福祉係
1 3	特定健診・後期高齢者健診	被保険者に対し各健診を実施し、生活習慣や健康に関する相談を行う。	ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	福祉保険課	国民健康保険係
1 4	高額療養費基金貸付	医療費の自己負担額が小学生以上70歳未満が3割、未就学児2割、70歳以上75歳未満は2割だが、高額な医療費の支払の際、世帯の所得状況に応じて限度額まで支払えば、後は国保が払う高額療養費制度があるが、税の未納があれば制度活用が出来ないので、基金貸付の相談を行う。	ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	福祉保険課	国民健康保険係
1 4	保険証発行	保険証再発行や短期保険証発行時において後期高齢者被保険者や国保被保険者への相談受付を行う。	ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	福祉保険課	国民健康保険係
1 4	ときわ園の関係機関との連携強化	ときわ園の関係機関との連携強化を行う。	ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	ときわ園	
1 4	国保病院関係機関との連携強化	国保病院関係機関との連携強化を行う。	相談窓口で生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。 必要に応じて、リーフレットを手渡しする。 相談者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	国保病院	総看護師長
1 4	要保護及び必要保護児童生徒援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費の一部を援助する。	申請者の経済状況の把握に努める。 ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。 困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	教育委員会	学校教育係
1 4	高齢者の生きがいと健康づくり事業	介護保険事業に規定する地域支援事業。高齢者が家庭、地域等の各分野で豊かな経験と知識、技能を生かし、生涯を健康でかつ生きがいを持って社会活動ができるように地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を目的としている。町内の2事業所に委託し、町内の公民館にて地域の高齢者に対して介護予防事業を行う。（サロン・サテライト）	他機関との連携による高齢者の支援体制の強化に努める。	保健センター	高齢者支援係

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
14	6れあい給食サービス事業	町内の独居高齢者や障害者世帯で食事の準備が十分にできない家庭に給食(夕食)を提供する事業。 町内2ヶ所で調理した夕食を月曜日から金曜日まで高齢者の希望日に配達している。高齢者の体調に合わせた食事を提供することで、日常生活を支援し、福祉の向上を図ることを目的としている。また、独居高齢者宅に食事を配達することにより安否確認の役割も果たしている。※土曜日は希望者のみ弁当を配達している。	他機関との連携による利用者の支援体制の強化に努める。ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	保健センター	高齢者支援係
14	家族介護支援事業	寝たきり高齢者等を介護する家族の経済的負担の軽減と福祉の向上に寄与することを目的とした事業。世帯の住民税課税額に応じて年間に最高10万円分の介護用品券を支給する。	他機関との連携による介護家族の支援体制の強化に努める。ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	保健センター	高齢者支援係
14	介護保険特別会計(事業勘定・地域包括支援センター)	保険給付事業、地域支援事業、各種介護サービス事業を行う。 地域の高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する。 認知症施策の推進 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人、家族を含め多職種連携による初期的、かつ集中的な支援を行い、住み慣れた地域での生活を支援する。	他機関との連携による高齢者やその家族の支援体制の強化に努める。ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	保健センター	事務係 地域包括支援係
14	高齢者虐待防止対策協議会	高齢者虐待の防止策、早期発見、早期対応及び再発防止のための対応ケア会議全体の運営状況の管理を行うとともに、必要に応じて会議を開催し、更なる高齢者の虐待防止と養護者の支援をするなど、評価見直しを行う。	他機関との連携による高齢者の支援体制の強化に努める。ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	保健センター	地域包括支援係
15	母子保健事業	母子健康手帳交付 訪問事業 乳幼児健康診査 母子ケア会議 母子育成事業 各保育園、幼稚園訪問 育児学級 育児相談会 不妊治療助成事業 妊婦・産後健康診査事業 健診結果から支援が必要な母子への訪問・保健指導等を行う。	他機関との連携による支援体制の強化に努める。ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	保健センター	保健予防係
15	感染症予防事業	65歳以上の高齢者を対象とした結核検診を実施する。 乳幼児・学童・生徒及び高齢者を対象に予防接種を実施する。	他機関との連携による支援体制の強化に努める。ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	保健センター	保健予防係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
15	学校保健事業	教育指導委員会・養護教諭部会に参加する。 各学校の訪問を行う。 小児生活習慣病健診後の保健指導を実施する。 各種講話を実施する。	学校関係機関との連携による支援体制の強化に努める。 ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。 困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	保健センター	保健予防係
15	歯科保健事業	各保育園・幼稚園及び小中学校におけるフッ化物洗口及び歯科保健指導・教育を実施する。 2歳6ヶ月児歯科健診及び乳幼児健診における歯科保健指導・教育を実施する。 わけもん検診に合わせて、同時に歯科健診を実施する。 サロン、サテライト等において、高齢者への歯科保健講話・保健指導を実施する。	他機関との連携による支援体制の強化に努める。	保健センター	保健予防係
15	健康の保持増進	各種健（検）診及び保健指導を実施する。 地域や事業所における健康相談及び健康教育を実施する。 健診結果に基づき、説明会や家庭訪問等による個別相談・保健指導を実施する。	他機関との連携による支援体制の強化に努める。 ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。 困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	保健センター	保健予防係
15	精神保健事業	必要に応じて、家庭訪問・相談を実施する。 地域移行連携会議・地域生活支援会議・地域支援会議・ケース検討会に参加する。 精神保健手帳・療育手帳の交付時の面談や家庭訪問を実施する。 専用電話回線を設け、こころの電話相談を実施する。 電話や面談による相談及び家庭訪問を実施する。 自殺対策協議会及び自殺対策実務者会議に参加する。	他機関との連携による支援体制の強化に努める。 ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。 困難なケースの支援について、関係部署との情報共有を行い、連携強化に努める。	保健センター	保健予防係
15	介護予防事業	サロン・サテライトや老人クラブ、公民館等に出向いての講話・健康相談を実施する。 地域ケア会議に参加する。	他機関との連携による高齢者の支援体制の強化に努める。 ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。 困難なケースの支援について、関係部署との連携強化に努める。	保健センター	保健予防係

7 既存の、生きることの包括的な支援の継続

No.	事業名	事業概要	実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
157	職員研修	全職員を対象とした職員研修を計画し、受講参加を全課管理職に呼びかけ参加するよう働きかける。	全職員に対する研修を継続する。	総務課	人事係
158	町税の課税と徴収	町民税や固定資産税等の課税を行うため、住民税の申告相談や固定資産の評価情報の収集を行うとともに、滞納者には納税相談を受けたり、督促や催告、差押などの滞納処分を行う。	滞納者などの相談内容に応じて、他機関や関係課等と情報共有を継続して行う。	税務課	町民税係 資産税係 納税係
159	国民健康保険税の課税と徴収	住民税や固定資産税の課税情報を基に国民健康保険税の課税と徴収を行い、滞納者には納税相談を受けたり、督促や催告、差押などの滞納処分を行う。			町民税係 納税係
160	町営住宅の維持管理	町営住宅の入居・退去・管理・入居者の相談窓口	家賃滞納者の対応について、関係課との連携を継続して行う。	建設課	住宅管理係
161	橋の飛び降り防止柵の設置	橋の設計、飛び降り防止柵の設置	継続的に実施する。	建設課	住宅管理係
162	良好な生活環境の保全	騒音・振動・ゴミ焼却等の苦情や相談への対応と助言や指導を行い、良好な生活環境を保全し、住み良いまちづくりを進める。	町民からの相談内容に応じて、他機関に情報共有を行う。 生活に直結するという観点から、自殺対策に資する事業として継続的に実施する。	町民生活課	生活環境係
163	悩みごと相談	町民の皆さんから寄せられる相談に応じるため、社会福祉協議会と協力して無料法律相談業務を実施する。	自殺対策と直結する取り組みであり、継続的に実施する。 相談会場である社会福祉協議会、相談を受ける弁護士に「生きる支援施策」を知ってもらい、協力してもらおう。	町民生活課	生活環境係
164	収納窓口対応	税金等の納付に訪れる町民等への対応業務	納付ができないなどの相談内容に応じて、他機関につなぐ。	会計課	会計係
165	上水道事業	・上水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。	滞納者の状況を把握し、適切な支援先につなげるよう、必要に応じて関係課と連携するよう努める。	上下水道課	業務係
165	簡易水道事業	・簡易水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。	分割での支払いなど可能な範囲で柔軟な対応を行う。 水道使用量の変化（平均との差があるとピックアップされる）のリストを活用する。		工務係
165	下水道事業	・下水道事業区域について、各家屋等の下水処理を行い、使用料を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。	管促の際には、相談窓口の一覧を添える。		簡易水道係
					下水道係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
16	児童手当支給事務・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 児童の福祉に資する手当。毎年6月に全受給者約600世帯を対象に、現況届を提出してもらう。 家庭生活の急激な変化を防ぐための手当。受給理由としては主に離婚が挙げられる。毎年8月に全受給者150人を対象に現況届を提出してもらう。 精神・身体に障害を持つ児童の福祉を推進する目的の手当。毎年8月に全受給者約10世帯を対象に所得状況届を提出してもらう。 	<p>自殺対策と直結する取り組みであり、継続的な実施を行う。</p> <p>ケースの状況把握に努め、生きる支援に関する情報提供を行う。</p>	福祉保険課	児童福祉係
16	要保護児童対策地域協議会	<p>こどもの健やかな成長と発達を目的とし、児童虐待の可能性がある家庭に対し、その児童もしくは家族に支援を行う協議会。対象世帯へ指導・面談等を行う。</p>	<p>自殺対策と直結する取り組みであり、継続的な実施を行う。</p> <p>状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。</p>	福祉保険課	児童福祉係
16	特定健診・後期高齢者健診	<p>被保険者に対し各健診を実施し、生活習慣や健康に関する相談を行う。</p>	<p>健診を通して把握したケースを関係機関につなぐことができるよう留意する。</p>	福祉保険課	国保係
16	高額療養費基金貸付	<p>医療費の自己負担額が小学生以上70歳未満が3割、未就学児2割、70歳以上75歳未満は2割だが、高額な医療費の支払の際、世帯の所得状況に応じて限度額まで支払えば、後は国保が払う高額療養費制度があるが、税の未納があれば制度活用が出来ないので、基金貸付の相談を行う。</p>	<p>継続的に実施する。</p> <p>状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。</p>	福祉保険課	国保係
17	国保病院と関係機関との連携強化	<p>国保病院と医療機関やその他の関係機関との連携を強化する。</p>	<p>受付や待合等にポスターを掲示し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置する。</p> <p>相談者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。</p>	国保病院	総看護師長
17	高齢者の生きがいと健康づくり事業	<p>介護保険事業に規定する地域支援事業。高齢者が家庭、地域等の各分野で豊かな経験と知識、技能を生かし、生涯を健康でかつ生きがいを持って社会活動ができるように地域の各団体の参加と協力ののもとに、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を目的としている。町内の2事業所に委託し、町内の公民館にて地域の高齢者に対して介護予防事業を行う。（サロン・サテライト）</p>	<p>高齢者やその家族の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。</p>	保健センター	高齢者支援係
17	ふれあい給食サービス事業	<p>町内の独居高齢者や障害者世帯で食事の準備が十分にできない家庭に月曜日から金曜日まで高齢者の希望日に配達している。</p> <p>独居高齢者宅に食事を配達することにより安否確認の役割も果たしている。</p> <p>※土曜日は希望者のみ弁当を配達している。</p>	<p>相談者や利用者の生活状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。</p>	保健センター	高齢者支援係
17	家族介護支援事業	<p>寝たきり高齢者等を介護する家族の経済的負担の軽減と福祉の向上に寄与することを目的とし、世帯の住民税課税額に応じて年間に最高10万円分の介護用品券を支給する。</p>	<p>介護者の生活や経済状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。</p>	保健センター	高齢者支援係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
17	介護保険特別会計（事業勘定・地域包括支援センター）	保険給付事業、地域支援事業、各種介護サービス事業を行う。 地域の高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う包括的かつ継続的なサービス体制を確立する。 認知症施策の推進 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人、家族を含め多職種連携による初期的、かつ集中的な支援を行い、住み慣れた地域での生活を支援する。	高齢者やその家族の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	保健センター	事務係 地域包括支援係
17	高齢者虐待防止対策協議会	高齢者虐待の防止策、早期発見、早期対応及び再発防止のための対応ケア会議全体の運営状況の管理を行うとともに、必要に応じて会議を開催し、更なる高齢者の虐待防止と養護者の支援をするなど、評価見直しを行う。	高齢者やその家族が抱える問題を把握し、自殺のリスクの高い方の情報を関係部署と共有する。 状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	保健センター	地域包括支援係
17	感染症予防事業	65歳以上の高齢者を対象とした結核検診を実施する。 乳幼児・学童・生徒及び高齢者を対象に予防接種を実施する。	事業の対象者と接する様々な機会を通して、ケースの状況把握に努める。	保健センター	保健予防係
17	学校保健事業	教育指導委員会・養護教諭部会に参加する。 各学校の訪問を行う。 小児生活習慣病健診後の保健指導を実施する。 各種講話を実施する。	学校関係機関との情報共有を行い、状況把握に努めることでケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。 子どもやその家族を中心とした各事業を通して、子どもを取り巻く地域の環境や生活状況の把握に努める。 親子と接する様々な場面で、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。 教育委員会や養護部会との連携を深め、児童生徒の自殺対策を強化する。	保健センター	保健予防係
17	健康の保持増進事業	各種健（検）診及び保健指導を実施する。 地域や事業所における健康相談及び健康教育を実施する。 健診結果に基づき、説明会や家庭訪問等による個別相談・保健指導を実施する。	町民と接する様々な場面で、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。 状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	保健センター	保健予防係
17	介護予防事業	サロン・サテライトや老人クラブ、公民館等に向かいの講話・健康相談を実施する。 地域ケア会議に参加する。	高齢者の健康づくりや介護予防に関連する事業を継続し、高齢者の状況把握に努める。 高齢者やその家族が抱える問題を把握し、関係部署と情報を共有する。 状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	保健センター	保健予防係

No.	事業名	事業概要	自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
180	歯科保健事業	各保育園・幼稚園及び小中学校におけるフッ化物洗口及び歯科保健指導・教育を実施する。 2歳6ヶ月児歯科健診及び乳幼児健診における歯科保健指導・教育を実施する。 わけもん検診に合わせて、同時に歯科健診を実施する。 サロン、サテライト等において、高齢者への歯科保健講話・保健指導を実施する。	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施 対象となる町民と接する様々な場面で、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。	保健センター	保健予防係
181	母子保健事業	母子健康手帳交付 訪問事業 乳幼児健康診査 母子ケア会議 母子育成事業 各保育園、幼稚園訪問 育児学級 育児相談会 不妊治療助成事業 妊婦・産後健康診査事業 健診結果から支援が必要な母子への訪問・保健指導等を行う。	子どもやその家族を中心とした各事業を通して、子どもを取り巻く地域の環境や生活状況の把握に努める。 親子と接する様々な場面で、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布する。	保健センター	保健予防係
182	精神保健事業	必要に応じて、家庭訪問・相談を実施する。 地域移行連携会議・地域生活支援会議・地域支援会議・ケース検討会に参加する。 精神保健手帳・療育手帳の交付時の面談や家庭訪問を実施する。 専用電話回線を設け、こころの電話相談を実施する。 電話や面談による相談及び家庭訪問を実施する。 自殺対策協議会及び自殺対策実務者会議に参加する。	自殺対策と直結する取り組みであり、継続的に実施する。 状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意する。	保健センター	保健予防係

8 その他、様々な「生きる支援」との連動の推進

No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
18	町税の課税と徴収	町民税や固定資産税等の課税を行うため、住民税の申告相談や固定資産の評価情報の収集を行うとともに、滞納者には納税相談を受けたり、督促や催告、差押などの滞納処分を行う。	各種申請等に応じて生活状況の把握に努め、必要に応じて他機関と情報共有する。	税務課	町民税係 資産税係 納税係
18	国民健康保険税の課税と徴収	住民税や固定資産税の課税情報を基に国民健康保険税の課税と徴収を行う。滞納者には納税相談を受けたり、督促や催告、差押などの滞納処分を行う。	各種申請等に応じて生活状況の把握に努め、必要に応じて他機関と情報共有する。	税務課	町民税係 納税係
18	総合戦略事業	高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標を実現するための事業の実施。	総合的かつ全庁的に自殺対策を推進するために、総合戦略の改訂時に地域のセーフティネットの確立に向けたに向けた地域関係者における連携の視点を盛り込む。	財政課	総合政策室
18	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊を採用し、地域振興対策等の活動を行っている。また、関係課担当との連携を進めている。	地域での困りごとがあった時に支え合える関係づくりを推進する。	企画観光課	商工振興係
18	TU/ウインター推進事業	当町への移住定住を促進するため、関係団体への助成等を行う。また、平成29年度からは「高千穂町移住定住促進協議会」を設立し、オール高千穂での移住者支援、移住施策のPR等を行っている。	移住者の相談に対応するため、一滴の会や関係課との協議会の開催を継続し、つなぎの支援を行う。	企画観光課	地域振興係
18	起業支援事業	コワーキングオフィス「452(シゴツ)」を運営し、安価でオフィスを利用できる環境整備と、起業支援を行っている。	オフィスを気軽に借りられる環境づくりや起業支援を通して、仕事の幅を広げる。今後はコミュニケーションスペースとしての活用も検討していく。	企画観光課	商工振興係
18	農業次世代人材投資事業 農業担い手・後継者育成支援事業	経営を開始して間もない就農者の経営が軌道に乗るまで、最長5年間給付金を支給する事業	経済的な支援を行い、生活の基盤を支える。申請の際に状況や困りごとなど丁寧に話しを聞くように心がける。	農林振興課	農業振興係
19	林業担い手対策基金事業	林業の担い手である森林組合作業班の社会保険料等の事業主負担を補助する。(雇う側の負担軽減)	経済的な支援を行い、生活の基盤を支える。申請の際に状況や困りごとなど丁寧に話しを聞く。	農林振興課	林業係
19	農村公園清掃・管理委託	町内にある上野ふれあい公園と金比羅農村公園の草刈り及び公衆トイレの清掃委託をおこなっている。	公園の作業をすることで、地域の見守り活動の一環とする。	農地整備課	事務係
19	耕地災害復旧事業	異常な天然現象により災害を受けた農地や農業用施設の復旧を図るために国費を利用して補助事業を実施している。	現場に向き住民とやりとりを行う際、ゲートキーパーとしての視点をもち、対応する。	農地整備課	防災係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課（保健センター）と連携して実施	担当課	担当係
193	農免農道草刈り負担金	高千穂町が管理する農免農道の草刈り等の通常の維持管理を公民館へ委託している。	公民館活動とすることで、地域のつながりの場とする。	農地整備課	防災係
194	農地災害自力復旧事業補助金	異常な天然現象により、高千穂町内に所有する農地が災害を受けた場合、当該年度内にその農地の原形復旧に要した費用が10万円以上の経費を要した自力復旧の50%以内の補助。ただし、その補助額は1箇所につき10万円を限度とする。	窓口対応の際にゲートキーパーとして視点を持つ。	農地整備課	防災係
195	農業生活環境基盤整備事業	営農飲雑用水施設、地域活性化施設など農村での生活に必要な施設を国費や県費の補助事業を利用して整備している。	経済的な支援を行うことで生活の基盤を支援する。 説明会を登壇の場として活用し、聞きとりの際に生活背景なども丁寧に聞き取りを行う。	農地整備課	土地改良係
196	上水道事業	・上水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。	滞納者の様子を必要に応じて関係課につなぐ。 経済状況を把握し、分割での支払いなど可能な範囲で柔軟な対応を行う。 水道使用量の変化（平均との差があるとピックアップされる）のリストを活用する。 督促の際には、相談窓口の一覧を添える。	上下水道課	業務係
	簡易水道事業	・簡易水道事業区域について、水道水の供給を行い、料金を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。			工務係
	下水道事業	・下水道事業区域について、各家屋等の下水処理を行い、使用料を徴収している。また、その為に必要な施設の運転、維持管理を行っている。			簡易水道係
197	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定	住民や福祉事業所にアンケートを行い、地区座談会を開催し、地域福祉の向上に向けた4つの助けを整理しH30年3月策定。中間見直しを行い、次期策定は2028年。	自殺対策の視点を計画を盛り込む。	福祉保険課	社会福祉係
198	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定	障害福祉施策の基本概念と3年間のサービス利用量について、H30年3月策定。障害者計画は次期計画がH35年、障害福祉・障害児福祉計画はH32年。	自殺対策の視点を計画に盛り込む。	福祉保険課	社会福祉係

7 高千穂町自殺対策行動計画策定経過

時 期	会 議 等	概 要
平成 30 年 3 月	町長及び各課長へ計画策定に関する説明	全庁的な計画策定の必要性の説明と協力の依頼
平成 30 年 6 月 1 日	いのちを支える高千穂町自殺対策推進本部の設置 第 1 回推進本部会議	推進本部及びワーキンググループの立ち上げ 計画策定についての説明
平成 30 年 6 月 25 日	第 1 回ワーキンググループ会議	計画策定についての説明 事業棚卸し作業の依頼
平成 30 年 6 月 8 日～ 平成 30 年 6 月 29 日	アンケート調査の実施	20 歳代～80 歳代の町民対象にアンケート調査を実施
平成 30 年 7 月 23 日	第 2 回ワーキンググループ会議	保健所講話「全課総ぐるみで取り組むための視点」 生きる支援関連施策についてのグループワーク
平成 30 年 8 月～9 月	「生きる支援関連施策」の各課での内容確認作業	各課で内容の確認・修正を実施
平成 30 年 10 月 1 日	第 2 回推進本部会議	計画骨子（案）説明
平成 30 年 10 月 1 日	いのちを支える高千穂町自殺対策推進協議会の設置	
平成 30 年 10 月 25 日	第 3 回ワーキンググループ会議	アンケート調査結果の報告 計画骨子（案）確認
平成 30 年 11 月 8 日	第 1 回いのちを支える高千穂町自殺対策推進協議会	計画策定についての説明 アンケート調査結果の報告 計画骨子（案）説明 生きる支援についての検討
平成 30 年 12 月 3 日	第 3 回推進本部会議	計画素案の説明
平成 30 年 12～1 月	計画素案の確認	推進本部・ワーキンググループ 推進協議会
平成 31 年 2 月	パブリックコメント	意見の集約・計画の修正
平成 31 年 2～3 月	計画最終案の確認	推進本部・ワーキンググループ
平成 31 年 3 月	計画の公表	計画及びダイジェスト版の配布

